庸を負擔する必要がなかつた。故に小なる農民は競つて自己の口分田を捨てゝ、是等の不輸の地を耕さんことを渇望したのは、蓋し當然の事である。獨りそれのみならず從來久しく耕し來つた土地までも、墾田の名義に換へることが屢々行はれた。斯の如くにして墾田と云ふ名前の下に、純然たる新墾の地ばかりでなく、舊くから耕された土地までも含まれるやうになつた。其結果朝廷の行政權の下に立たない免稅地が大いに增加して、朝廷の權力は之が爲に縮小するのみならず、其租稅收入も著しく減少するやうになつた。

稱德天皇（西曆七六五―七六九年）は、私有地の增加を防ぐが爲に新に開墾を爲すことを全く禁ぜられた。併し其禁令は幾ばくもなくして再び廢せられた、それは寧ろ當然の事と言はなければならぬ。何となれば、當時だん〳〵人口が增加して、之に應ずる爲には耕作面積を增加することが必要となつたからである。何故となれば、農民が折角新に土地を開墾して之に資本や勞働を注いでも、其土地が自分の所有地とならなければつまらないから、私有を許さない限りは、どうしても新に耕作面積を擴張することが十分に行かない。耕作面積を擴くする爲に私有地を許すとなると、それは即ち皇室の特權の縮小を來す外はなかつたのである。

第二、功田のこと。功田と云ふのは、一定の期間に限り特殊の人々が支配し得る田を謂ふのであるが其變遷も亦墾田と同じやうであつた。功田の中世々に傳へて永久に私有地とすることを得るものは、非常な功蹟（即ち『大功』）に對して與へられる功田に限つて居つたので其他の功田は皆期限の附いて居つたものである、然るに時勢の變遷に伴ひ、殊に皇室の權力が益々微弱となり行政が愈々弛むに至つては、一世二世若くは三世に限つて支配を許された功田も期限が滿ちても少しも皇室に返納しない、政府も亦それを督促することなくして、遂に功田の主の純然たる私有地となるやうになつてしまつた。是れ亦皇權縮小の一つの原因とならざるを得なかつたものである。

第三、賜田のこと。陽成天皇（西曆八七七―八八四年）以來、天皇が特に寵愛し給ふ臣下に多くの土地を賜ふ事が始まつた。其賜ふたものは森林其他の土地で、元來必要の少い土地を賜ふと云ふ趣意であつたのであるけれども、其實は決して左樣でなく、非常に肥え

た土地を賜ふことが少くなかつた。それ等の土地は皆不輸租田であつて、之を名けて『國司不入の地』と言つて居つた。國司不入とは一般行政權の外に立つと云ふ意味であつて、單に租稅を納めないのみならず行政上の支配も受けない土地であつた。

第四、神田及び寺田のこと。當時神官僧侶の勢力は頗る大なるものであつて、それはやがて又所有權の發達の上にも及んで居る。神官僧侶等は其勢力を維持する爲に土地の所有を必要とした。當時『土地の所有』は『權力の所在』と殆ど同じ意味であつたのである。大化革新に依つて神社佛閣に土地を與へられることも少くなかつたが、天皇及び貴族が熱心なる佛教の信者となり給ふてから以來、天皇は、寺院へ土地を喜捨してはならぬと云ふ大寶令の禁令を度外視し給うて、廣大なる土地を寺院に喜捨し給ふた事も屢々あつた。之に反して神社が土地を得ることは頗る稀であつた。神官は其在來の信仰を以て甘んじて、高度の文明を受容れる能力を有するものが少く、從つて朝廷に於て勢力ある人々の歸依する所とならず、神道は最早や重要なる宗教たらざるに至つたからである。其反對に佛教の僧侶の中には、優れたる人物が續々と出て來殊に支那に留學して佛教の

教理を學んだ者の中には、佛教の教理を巧に解釋して之を神道に結びつけ、所謂神佛合一をはかるものすら出て來た。（之に就ては『東京經濟雜誌』第三十九卷九百六十五號乃至第四十卷九百八十七號（明治三十二年二月より七月に至る）所載足立栗園氏の論文『佛教傳道の秘密』は頗る興味ある研究である。）

右の結果として、佛教僧侶の勢力は頗る加はつて、彼等は其勢力を利用して汲々として自己所屬の寺田の增加を圖つた。天皇を始めとして藤原氏其他の豪族は勿論、一般農民に至るまで、信心の餘り自己所有の地を擧げて之を寺院に喜捨する者も多く起つて來、中には完全に自己の所有地と目することの出來ない功田をさへも、寺院に喜捨する者も起つて來た。玆に於て寺田なるものは莊園の中の最も重要なるものとなり、僧侶は政治上に於て大なる權力を得るやうになり、皇室の權力が衰へて戰爭が相踵ぐ世の中になつては、僧侶と結托するといふ事は、亂れたる天下に於て實權を握るに缺くべからざる條件であつた。當時僧徒は頗る橫暴なものであつて、朝廷に請願を爲して聽かれざる時には、數十數百の僧侶が徒黨を組み、中には日吉の神輿を擁して朝廷に迫つて、强ひて願意を聽許せられんことを强迫的に請うた例すらもある。又僧徒が自ら武器を執つて戰ひを爲し

た例も少くない。彼の有力英明にして藤原氏の權を殺いで皇權を强め給ふに大いに努力せられた白河法皇すらも嘆じて仰せられるには、『天下朕ノ意ノ如クナラザルモノハ、山法師ト双六ノ采ト鴨川ノ水トアルノミ』と。此一事に徴して如何に僧侶が横暴を極めたかを知ることが出來よう。

私有の莊園は斯の如くにして起り、西暦十世紀より十二世紀に至る間莊園は全國の土地の大部分を占めるやうになつた。而して之に對する持主の所有權は絶對的のものとなり、少しも國司の權力に服せず、又租稅を納めることもないやうになつた。此莊園に對して國司の支配を受けて居る土地を總稱して『國衙（コクガ）』と稱して居つた。

莊園の所有者を名けて『領主』（領主が三位以上である場合には之を尊稱して『領家』と云ふ）又は『本所』と云ふ。本所と云ふ所以は莊園の所有者は多くは所有の莊園の地に住まないで、京都又は其宗族の住地に居つたが故に、本家といふやうな意味に於て本所と稱へたのである。從つて本所は自己所有の莊園地方を自ら管理しないで、自己の代理として莊司、莊長、又は莊預（アヅカリ）（ローマの villicus（ヴイリクス）獨逸の Meier（マイヤー）によく似たもの）などと稱する人々を任じて莊園の管理を之に委託した。即ち大別して之を云へば、土地の實際の管理に任じて居つた者は、右言ふ所の國衙に於ける國司と、莊園に於ける莊司、莊長、又は莊預等であつた。國衙は尙ほ大寶令の規定に從ふ土地として、朝廷より任命せられた國司が之を管理して居り、之に反して莊司の掌る土地は、全然國司の權力以外に立つて、唯其本所の支配とのみ認めたものである。

右の土地所有權の變遷と同じやうな徑路を經たものは裁判權である。莊司の多くは莊園内に於て殆ど獨立の裁判權を行ふやうになり、莊園が增加するに從つて、朝廷の直接の支配權の下に立つ土地の數が次第に減少する他方に於て、莊司の裁判權の下に立つ土地が大いに殖えるやうになつた。斯くして中央政府に納むべき租、調、庸の收入が著しく減少した、而してそれは皇室の權力の基礎を危くする外はなかつた。名義上の主權者であらせられる皇室の權力は勿論、實權を握つて居つた藤原氏の支配權も、共に是等の地方に起つて來た莊園の權力の爲に著しく狹められるやうになつたことは、當然の趨勢と言はなければならない。

單り之に止まらずして、國司の支配の下に在る國衙なるものも、亦私の莊園と同一の徑路を經るやうになったことは、注目すべき事である。國衙の地は天皇の名の下に於て國司が管掌して居る土地であるのに、漸次にそれが國司等の私有地たる形を取るやうになつた。

大化革新が從來の大氏、上を廢して其の代りに地方に國司を置いたことは、前章に於て述べた所である。國司は天皇の名に於てそれ〴〵所管の地方を支配して、之に對する報酬として臣民から上納する租調庸の一部分を賜つたものであるが、國司の多くは從來の大氏ノ上若くは其の子孫が之れに任ぜられたのであつて、中央の權力が地方に行はれないやうになつてからは、國司は私利の爲めに屢々其の與へられた權力を濫用するやうになつたのである。光仁天皇（西曆七七〇―七八一年）並に桓武天皇（西曆七八二―八〇五年）の兩天皇は、此の勢ひを防止することを圖り給うて詔勅を下し、國司が農民の地を奪ひ、口分田を兼併し、大寶令に由つて一般人民の共有地と認められて居つた森林や牧地を國司が己に收めて私有と爲し、其結果大所有地が起つて小農民が壓迫せられることは、

地方に於ける大なる惡弊であるとして嚴重に之を禁制せられた。併ながら天皇の崩じ給うて後は、其禁令は少しも行はれず、其勢ひは益々激しくなつて、是等の不當なる手段に依つて大所有地を得る者は單に地方の國司に止まらない、京都の朝廷に在る公卿も亦其の顰に倣ふやうになつた。是等の官吏貴族が人民から奪つて其私有となした土地を、一般に總稱して『田園』と言つて居つた。田園が官吏公卿に依つて獲得せられることは、宇多天皇（西曆八八九―八九七年）及び醍醐天皇（西曆八九八―九三〇年）の御代以來盛んに行はれた。

斯の如くにして、大化改新に依つて整然と定められた口分田の制度は廢れて、口分田所有者たる農民は漸次其土地を喪ひ、之に代つて莊園若くは田園と稱する大私有地が續々として起るやうになつたのである。

口分田の持主たる小農民が、莊園に誘はれて莊園の民に變じてしまつたのは、主として之に依つて公の租稅を免れようとするに在つた。是は彼等に取つて確に負擔の輕減ではあつたが、併ながら其利益は決して永く續くべきものではない。彼等は一時は租稅の

負擔を免れたけれども、やがては莊園の領主の誅求がだん〳〵增加して來て、彼等は以前に倍する年貢賦役を納めなければならないことになり、結局朝廷の直接の支配の下に立つ口分田民であつた時分よりは壓迫を加へられること遙かに多き狀態に陷るやうになつた。即ち彼等は直接に朝廷に公課を納めないで濟む事にはなつたが、之に代へて各其領主に租稅を納めなければならず、而も其額は從來に比して優るとも劣らざるものであつた。

田園の獲得も亦租稅增加を免れることが其の主なる動機で起つたのである。それは不輸租の莊園が增加するに從つて、幾分かまだ殘つて居つた口分田の持主は其不足の分を補ふが爲に益々朝廷に納むべき租調庸を追加せられた。此重き負擔に堪へなくなつた百姓は、相率ゐて身を大地主の下に投じて其救濟を求めた。大地主は租稅免除の好條件を餌として、是等の憐れなる農民を誘つた。併ながら是等の農民は『雨を避けて軒の雨滴に打たれる』と云ふ諺の通りになる外なかつた。彼等は一時の安樂を得る爲に永久に人格の自由を犧牲に供し了つたものである。其他獨立の農民であつた者が、强制的の隷屬民となつた者も亦尠くない。

斯の如くにして口分田なるものは事實上全く消滅して、日本中到る處唯だ莊園のみありと云ふ狀態になつて、恰も西歐羅巴諸國に就て謂ふと同じやうに『普天の下卒土の濱、領主なきの地なし』(佛蘭西の諺に Nulle terre sans seigneur) と云ふやうになつた。

所有權に於ける斯の如き變遷と、口分田が消滅して大所有地が代つて起つて來た以上の徑路とに關聯して、社會組織も亦漸次に變化するやうになつて來た。それは如何なるものであつたか。

大化改新及び大寶令の時代に於ては、農と兵との區別は未だ起つて居ない。人民は平素に於ては土地を耕し、一朝非常の事起るに及んで鍬を捨てゝ軍に從つたに止まる。然るに莊園の制度起つて以來、國民は明かに分れて兵と農の二階級となる樣になつた。所謂兵農の分岐なるもの是れである。領主に屬する不自由民は、爾來二種類のものから成立つやうになつた。第一は專ら劍を執つて其主君に事へるものであつて、之を名けて家人および郎黨と云ふ。彼等は從來の體僕が自由を與へられ、之に因つて其主君の配下に

立ち、一旦戰爭に赴く時には身命を擲つて其主君を護るものである。これが後世侍（サムライ）（又は武士）として封建制度の基礎を爲すに至つたことは、丁度西歐羅巴の『ミニステリアール』と同じである。第二種類の不自由民は農民であつて、それは平生土地を耕作し、年貢賦役を納めて、主君をして士卒を養ふことを得せしめたものである。當時多數の士卒を養ふ者は、即ち大なる權力を有するものである。多數の士卒を養ふに因つて得らるべき權力は、土地の大所有が齎し得る唯一の利益であつた。であるから出來得るだけ多數の士卒を養ふことは誰人も皆努めた所であり、其爲には又出來るだけ多くの土地を獲得しなければならないのであつて、土地に對する渴望は已むことを得ざるものであつた。多數の士卒を有する武將が、其多數の臣下を養ひ得る爲に單に土地を占領し、其上に住つて居る自由の農民を强制して、之を隷民の地位に置いた者も往々あつた。玆に注意を要することは、莊園發生の初めに方つては、是等の臣屬的關係は未だ十分に發達して居らなかつた。莊園の制度が漸く發達して後、從來自由なる農民が其自由を喪つて隷屬的の士卒となり、或は臣屬的の農民と化するやうになつたといふことは是れである。

莊園及び田園の數が增すに隨つて大なる領主が起り、其の所有地の大さが大きければ大きい程、多數の從臣、多數の士卒を養ふやうになつた。其中には實に多數の人を養つて居つたものもあつて、其如何に大なるものであつたかは、平治の亂（西曆一一五九年）に源義朝が滅びて平淸盛が權力を掌握するやうになり、其權力を利用して源氏の有して居つた從來の莊園を悉く平氏の手に收め、諸家諸寺領をも亦侵奪して、終に平氏一門の莊園の數は日本全國に亘つて五百餘ケ所の多きに至り、其面積は日本全國の半に及んだと云ふことである。併し又領主の家門の權力が增加するに從つて、其の同族の中に自ら分岐が生ずることは免れない。其然る所以は其得た權力を確保し之を擴張する爲には、一門の利益を計つて家を分つ必要があつたからである。從來家屬共產體に屬して、最年長者の支配の下に生活して居つた弟共は、漸次特別の家計を立て又獨立の住居を構へ、共通の氏號の外に特別の苗字を有する別家の創立者となり、斯の如くにして大なる領主の一門は幾多の家族に分れるやうになつた。此分家の創立は、後には一般人民の家族の間にも行はれるやうになつた。

此時代に於て天下の實權を二分して、其一を保つた最大の武將の家たる源平二氏に就て之を觀察するときは、家門の分岐の徑路は殊に明かである。源平ともに其一族は幾多の小さな單位たる『苗字』に分れ、其の嫡流に頗る重要なる地位を與へたこと、古への氏、上に等しいものであつた。又一族の權力を確保して之を增大せんが爲には、血緣の關係なき者を同族の結合に加へたことも屢々あつた。分岐した同族は、時には或は同族中互に相鬪ふことも稀でなかつた。併ながら一族全體の利害休戚に關する問題が起るときには、忽ち怨を捨てゝ共同一致して外敵に當つたのである。

以上述ぶる所を綜合すると、朝廷が漸次文弱に流れ給ふに及んで皇權先づ衰頽し始め、續いて之に代つて實權を收めた藤原氏も亦同じやうな運命に陷つた。其間に獨立の農民は漸次消滅して大地主が之に代つて起り、多數の武臣を養つて其の權力を張り、漸次に政治上の權力を其手に收攬するやうになり、斯くして事實上に於て獨立の主權者となつた。即ち皇權の衰頽は、他方に於て多數の領主の勃興を伴うたのである。此變遷は承平元年（西曆九三一年）時平が關白となつてから以來、建久二年（西曆一一九一年）法皇の院政が終りを告ぐる時まで繼續した。是は日本の歷史中最も暗黑なる時代であつたのである。此間多くの領主は絕えず互に戰を交へて、社會の秩序は根本的に動搖し、力の支配、鐵拳の權利（Faustrecht）のみ行はれた。藤原氏は支配權を全くは裏はなかつたけれども、併しそれは僅に京都附近の二三の地方に止まつて、其以外に在つては悉く大なる領主の家の支配の下に立ち、藤原氏は此勢ひを見つゝ自らの力に依つて諸國の擾亂を鎭定するの力が無く、已を得ずして當時最も大なる領主であり、最も有力の武門であつた源平二氏に共鎭定を委ねざるを得なかつた。源平二氏は共に天皇の後裔より出でたる家柄であつて、平氏は桓武天皇の第五皇子葛原親王を共祖先とし、源氏は嵯峨天皇の皇子から出たと傳へられて居る。藤原氏は自己の力に及ばない爲めに、諸國に於ける擾亂鎭定の任を擧げて是等の武門に委ねてより以來、全く衰微してしまひ、平氏は仁安二年（西曆一一六七年）清盛が太政大臣となつて以來、壇の浦の海戰（西曆一一八五年）に於いて源氏の爲に亡ぼさるゝに至るまで、事實上日本全國の實權を掌握する支配者であつた。

源氏が賴朝に依つて共權力を樹てゝから以來、日本に於ける權力の中心點は、京都及び

西南地方を去つて關東に移るやうになつた。是と共に起つた社會組織の發展は、以下述べんと欲する所である。

第二節　莊園變じて知行となる

前節に於て、大化革新に依つて名義上も事實上も十分の支配權を行使せらるゝに至つた皇室が、今や單に名義上の支配權を有せらるゝに過ぎないやうになつたことを述べた。さうして事實上の支配權は、源氏の宗長たる源賴朝が平氏を亡ぼし關東を中心として之を行使するに至つたのである。

此時以來明治維新に至るまで、日本の政治上の中心は帝都たる京都でなくなつて、關東に移つた。賴朝の都としたのは相模の鎌倉であつた。賴朝は實權を收めて後、建久三年（西曆一一九二年）征夷大將軍の官を授けられた。

賴朝の死後其長子、次子相次で將軍となつた。然るに源氏內に於ける家族的紛訌の結果、源氏の權勢が段々衰へて、賴朝の妻の實家たる北條氏が之に代るやうになつた。北條氏は『執權』といふ名の下に於て、名義上將軍の下に立つ一臣下たるに過ぎなかつたけれども、事實上は却つて將軍を左右して居つたことは、恰も賴朝が將軍の名に於て却つて朝廷の權力を左右して居たと同じ樣である。北條氏は京都から親王を請ひ奉つて之を將軍の位に置き、自らは其下に立つものとして、而も實際上の支配を執行つたのである。

政權が鎌倉幕府に移つてから後凡そ百數十年を經て、後醍醐天皇は一度皇室の權力の恢復を企て給ひ、足利氏の補けを藉りて北條氏を亡ぼされた。併しそれは永く續くことが出來ずして、足利氏は嘗て勤王の將として北條氏から奪つた權力を、己れの手に收めようと欲した。其結果元弘三年（西曆一三三三年）に、後醍醐天皇が一度皇權に飾り給へる光輝も失せ去つて、延元元年（西曆一三三六年）には足利氏が全國の實權を握るやうになり、天正元年（西曆一五七三年）織田信長の爲に亡さるゝまで足利氏は代々將軍であつた。

足利氏が將軍であつた間は、日本の歷史は內亂の歷史であつて、武將の家は各々互に覇權を相爭つて居つた。德川家康が起るに及んで始めて、此長期間の所謂『戰國時代』なるものは終を告げることが出來たのである。此間に全國民の兵農分岐を基とする社會秩

序（其發端は既に前節に於て述べて置いた）は完成の域に達したのである。

嘗つて血緣者のみの支配者であつた古への氏の上にして、多數の武家を支配する主君となつた者も少くなかつたことは前に述べたところである。此等の武家が其主將に結合した連鎖は、最早氏の時代に於けるやうに血族關係ではなかつた。尤も武家の中にも主君の血緣者たるものも無いことはなかつた、併し彼等を結びつける連鎖は、決して血族たる故でなく、全く違つた事情であつた。それは何かと云ふと、一定の扶持を給せられることと是れである。隨つて血緣にあらざる者が主君との間に恩顧、主從的の關係（Treu- und Abhängigkeitsverhältnis）を結ぶ場合と雖も、其の主君の爲に戰ふ義務に對して、扶持を受けることが必ず伴ふやうになつたのである。

斯くて血緣は最早事實上に於て、主君と其配下の武家とを結びつける連鎖でなくなつてしまつた併し尙ほ其間に血緣ありてふ假設は依然として繼續して居つたので、新たに主君と恩顧の關係を結んだ非血緣者とは、互に血を交へて相啜るといふことが誠實に維持せられたことに依つて、此假設は保たれた。但しそれは單に形式上に止つて居つたは

言ふまでもない。語を換へて言へば、血緣者間の自然的結合に模倣して、主君と非血緣者との間に人爲的血緣に基く結合が起つたのである。

斯の如くにして、氏族といふものは其性質が全然一變したが其變化と共に、戶主の弟が分家の本家の支配の下に立つものとせられて居つた）。第二の原因は、非血緣者を人爲的に血緣者と見做して、之を宗族の中に收容したこと是である。此二つの原因に基く膨脹の結果同族に屬する者が以前の如く互に密接なる連絡を有しないことになり、往々同族相鬪ふことも稀ならざるに至つたことも、既に前に述べたところである。唯其一族全體の利害休戚に關する問題の起る時には、相鬪ふ者も悉く結合して外敵に當つたのである。

茲に於て起る問題は、此種の非血緣者なるものは如何なる種類の人民から成つて居るか、さうして武將が彼等を歡迎して之を自己の宗族の中に收容した理由は、何に基くか是である。

收容せられた非血緣者の第一種は所謂士卒であつた。武將が是等の士卒と何等の血緣なきに拘らず、喜んで是等の士卒を其一族に加へたる理由は、曾々しい說明を要しないと思ふ。何故ならば武將の勢力は士卒を持つこと多きに從つて益々大となるのであるから、之を歡迎するのは當然である。又他方に於て有力なる主君の一族に馳せ加はることは、士卒たる人々に取つては自己の地位を高め得る唯一の途であつたが故に、功名心の大なる士卒は相競うて出來るだけ力強い氏族に附かうとする。殊に當時最有力の氏族團體であつた源平二氏の何れかに加はらんとした。源平二氏の衰ふるに及んでは、他の氏が之に代つて多數の士卒を收容した。語を換へて言へば、當時の武人に取つては、孤立して居ると云ふことは、其存在を否定することゝ同意義であつて、氏族の團體から分離することは、やがて自己の生の否定とならざるを得なかつたのである。

斯く血族關係は最早當時の氏族の團體を結合する連鎖たらざるに至り、已れを庇護し、其生活を保障する主君の爲に戰ふ義務が、之に代る連鎖となつた所以は何であるか。答へて曰く、其れは、內亂が一時平定するに當つて、氏族團體が古への氏と同一の運命を辿つて、分裂作用を始めた結果である。『氏』と云ふ言葉は其後屢々用ひられて居つたけれども、其本來の意味は既に疾くに失せ去つてしまつて、單に『家族』と云ふことゝ同じ意味になつて、今日現在にまで及んで居る。

併ながら主君を戴いて居る者は、獨り武家には限らない、武人以外に亦其結合に加はつた非血緣者がある、其大多數は即ち農民であつた。社會の不穩なる當時に於ては幾多の農民は生命財產の保護を求むる必要上有力なる武將の下に附屬しなければならなかつた。彼等は是等の武將から保護を與へられるに對して、之に自己の農產物を年貢として納める義務を負ふたものである。是等農民の納むる年貢は、其主君をして多數の武臣を養ふことを得せしめたのである。

然るに長き歲月の間には、氏族團體の主長に事ふる武臣の中から、特別なる階級として『武士』若くは『侍』と稱するものが起つて來た。侍とは家人郞黨と同じものではない。主君に奉公する代りに、其報酬として扶持米を支給せられるのでなくして、土地を支給せられる士卒を稱して、侍又は武士と云つたのである。

家人郎黨と異つて、彼等が扶持米を貰ふ代りに土地を與へられるやうになつた理由は、果して那邊に存するか。

此問題に答へるには、封建制度の成立と其發達とを考察しなければならない。今資料の不十分なるを忍んで其大要を述べて見よう。

日本の封建制度には二個の基礎がある。第一は物的基礎であり、第二は人的基礎である。物的基礎とは、莊園が變じて知行と成つたことを謂ひ、人的基礎とは、家人及び郎黨が變じて前に述ぶる如き侍となつたことの謂ひである。

今先づ其第一の莊園が變じて知行となつた經過を述べて見よう。

大化の改新が全國の土地の上に天皇の最高所有權を設定したことは、前章に於て述べたところである。其最高所有權は莊園の發達するに從つて、一度は消滅した如き姿であつたけれども、頼朝が權勢を握るに及んで再び表面に現はるゝに至つた。頼朝は之を欲したか欲しなかつたかは別問題として、兎に角從來の莊園の存續は之を認めた。さうして彼は從來の莊園の占有者に『御下文（ゴダアシ）』と稱する免許狀を與へて、其占有權を確認し、之に對して新權限を設定した。事實上當時の最高所有權を行使する者は、天皇でなく、頼朝及び其妻の政子であつたことは、疑ふべからざることであるが、併ながら、それは此御下文に依る權利設定に何等の關係はなかつた。事實上土地の封主である者は、天皇でなくして政治上の實權を握つて居る將軍であつた。

頼朝は御下文に依つて多數の土地を功臣に授けたこともある。併ながら、頼朝の時代には功臣に土地を授けることは、寧ろ稀であつて、偶に與へた場合に於ても、其範圍は極めて小なるものであつた。隨つて頼朝の時代には、戰場に於て偉大なる功績を立てた武人であつて、尚ほ何等の封地なき者もあつた。故に武人の封地は、日本全國の土地の極めて小なる部分をしか占めて居なかつたのである。

ところが玆に注目すべきことは、頼朝は裁判權との關係に於て、莊園を封地に化し了つたこと是である。抑も莊園の占有者には、莊園地域内の裁判權を有する者と、之を有しない者との二つがあつた。裁判權は元と國司の手にのみ屬して居つたものであるけれども、莊園が成立して以來、莊園の領主中に自ら裁判權を行使する者が生じたのである。と

ころが頼朝の時代に至つては莊園の領主にして自ら裁判權を行使する者が殊に多くなり、北條氏の時代に至つては更に一變して、多數の莊園に於て裁判權は將軍が任命した役人の手に移るやうになつた。今其變遷の經過を述べて見よう。

地方に任ぜられた國司は、多く職務に怠慢であつて、中には其任地に在住せず、京都に止まつて奢侈なる生活を送り、自己の代理として所謂『目代』なるものを任地に送つて、萬事を之に任せる者さへもあつた。併ながら目代の職分は、單に收稅を掌るものであつて、他の總ての政務は之に與へたるものではなかつた。隨つて收稅以外の政務は、全く捨てゝ顧みられなかつたのである。將軍は即ち此事情を利用して、平氏が滅亡した後に、各地方に『守護』なる役人を遣はし、又莊園には『地頭』と云ふものを置いて之を監督せしめた。

地頭職と云ふものは、平氏の時に既にあつたのであるけれども、併しながら、それは後世起つた地頭とは違つて居るものである。平氏時代の地頭なるものは、平氏が自己の私有の莊園內に置いた收稅吏たるに止つて居たものであるが、後世の地頭は、他人の所有に屬する土地に遣はされたる所の將軍の代理者であつたのである。此守護に就ては、中田博士と某學士との間に論戰があつたと記憶する。其當時の法學論叢を參照せられたい。

此時以來、守護は刑事裁判權を自身の手に收め、頼朝の任命した地頭は、始めは唯將軍の爲に收稅の任に當るに過ぎなかつたのが、漸次權力を擴張して、遂に裁判權を其手に收めるやうになつた。斯の如くして頼朝は裁判權を悉く自己の任命した官吏を通して自己の手に收め、更に裁判權を有せる莊園の領主には、御下文を授與することに依つて其の占有權を認めた。玆に於て莊園の大部分（全部ではない）は皆封地となるやうになつた。最高所有の觀念は、所を以つて言へば、狹き範圍に行はれたに過ぎないけれども、實質上から言へば十分に貫徹せられて、封地は封臣の生涯に限つて給せられるに過ぎず、其臣下が死ねば必ず之を主君に返す可きものとなつた。

北條氏は源氏の勢力を殺いで之を自己の手に收めたものであるが、他方に於ては又頼朝が始めた封建制度を承け繼いで、更に之を完成したものである。さうして此制度に法律上の基礎を與ふべく編纂したものは、所謂『貞永式目』といふものであつて、是は日本の封建國家の法律上の大綱を定めたるものと見るべきものである。

貞永式目は貞永年間（西暦一二三二年）に編纂せられたものである。これは大久保利武氏の云ふやうに、五十箇條から成つたものでなくして、五十一箇條から成つて居る。さうして此貞永式目と其新編追加（三百六十一箇條）とは、孰れも公布せられたものではない。大久保氏が之を一二三二年に公布せられたとしたのは誤りである。是等の式目は評定衆が政務を執るに際して自ら守るべき規定として編纂せられたるに過ぎないものである。但しそれは筆寫せられて廣く民間に流布して居たことは、疑ふべからざることである。殊に德川時代に至つては、貞永式目は手習の手本にテツキストを與へたものであつて、其刊本の種類は無數にある。穗積陳重、博士は十數年來貞永式目の各種の刊本を集められて、今や驚くべき大なる蒐集が出來て居る。近年或る機會に同博士は其所藏の一部を特志の者の爲に展覽に供せられ、其目錄を印刷に附して同人間に配布せられたことがある。

併ながら此時代に於ても、形式上は尙ほ大寶令が根本法であつたので、北條氏亡びてから後慶長八年（西暦一六〇三年）に至るまで部分的に行はれて、殊に京都の朝廷に於て人民の訴訟を裁くには、大寶令に依つて裁斷せられるものとなつて居つた。

貞永式目は、執權の名の下に事實上の主權者であつた北條泰時が自ら編纂の任に當つ

たものであるが、それは土地を四種に分つて居る。即ち

第一　領地又は知行（即ち封地）

第二　神領及び佛領

第三　公田

第四　間田

是である。

貞永式目の規定、殊に右の土地の分類を見て、吾々は當時封建制度の確立したことを知ると同時に、總ての土地必しも悉く皆封地でなかつたことを知ることが出來るのである。即ち四種類の中第三、第四の公田、間田なるものは、既に天皇親政時代に存して居たものであることは言ふ俟をたない事である。併し公田と云ふ語は存して居つたけれども、其本來の意義は失はれて、大部分は最早皇有地でなく、寧ろ大地主、殊に國司の私有地であつた。間田も亦共一部分は私有地に化してしまつた。間田には二種類ある、第一は所謂名田（ミヤウデン）と云もので、多くは其時の開墾者の名を冠したが故に、名田と呼ばれたものである、是は孰れ

も墾田である。又大小名の完全なる意味に於ける特有地も名田と稱ばれた。間田の第二は森林牧野池溝より成るもので、其大部分は村落の共有に屬して居つた、殊に池溝は村民の協力に依つて設けられたものである。

神社寺院に屬する土地の多くは、貞永式目の規定に依れば封地であつた。併し寺院神社は、天皇から其土地を封ぜられたものとせられて居る。

即ち右の事實に依つて明かなることは、封地は唯一のものでなくして、其他にも公田、間田等があつたけれども、併ながら當時の主なる土地占有の形式は封地であつたこと是である。

此新しい形式に於ける土地占有の重要は、頼朝の各地に置いた地頭の權力が著しく增進したことゝ密接の關係を有つて居る。地頭は元來莊園に於ける將軍の收稅吏に過ぎない事は前に述べた。然るに源氏時代に於て彼等の中には徵稅の外に尙ほ裁判權及び警察權を有つた者が起るやうになつた。承久三年（西曆一二二一年）後鳥羽上皇皇權伸張の策を講じ給ふたけれども成らなかつた（當時之を『朝廷の御謀叛』と號けて居る、如

何に順逆を顚倒して居つたかは、此一語に依つても偲び得らるゝであらう）。

承久の亂の後、北條義時は地頭をして幾久しく北條氏の爲に利益を圖る者たらしめる目的を以て、總べて領主無き土地を封地として地頭に與へることにした。當時の多くの公卿は、所謂朝廷の『御謀叛』に與つたと云ふ廉を以て、其所有地を沒收せられ、隨つてそれは皆領主無きの土地となつて、其他には唯地頭あるのみとなつた。是等の地頭は多くは從來の領主に代つて、其土地の封を受るけやうになつた。斯の如く土地を所領せる地頭を號けて『新補地頭』と言ひ、之に對して頼朝の設けた所領の無い地頭のことを『本補地頭』と號けて居つた。元來新補地頭なるものは、公卿に屬する土地にのみあつたものであるが、後にはそれ以外の土地にも生ずるやうになつた。而して新補地頭の增加は、北條氏の權力の增進を意味するのであつて、之を增加することは、やがて北條氏の利益に合致するが故に、北條氏は出來るだけ多くの土地を封じて新補地頭を增設することを努めたのである。

此沒收地に地頭を封じて、封建制度の擴張をはかることに依つて得られる北條氏の利

益は、遂に貞永式目が森林牧野等を共有とすると云ふ原則を破るに至つた。即ち場合に依つては地頭が將軍の許可を得て、森林牧野をも收めて之を領有するの權限ありとするに至つたのである。

さて是等の封地の特色は何であるかと云ふと、知行主が自ら其土地を耕作するのでない事是である。知行主は唯公けの職務を執るに止まつて、實際の土地の耕作は一に之を『莊司』と云ふ職に委ねてあつた。蓋し莊園の領主が土地を獲得するは、之を己れの權力の基礎となさんが爲めであつて、自ら其土地を耕作せんと欲する爲ではない。彼等の期する所は、唯其土地から出來るだけ多くの年貢を得る事のみであつた。元來是等の土地占有者たる武人は、或は大地主の家から出て、幼少の頃より戰爭の事のみを學び、或は戰功に對して土地を得たのであつて、何等農業上の經驗を有たない者であり、又農業を營まうと欲する念慮の全く無いものである。而して莊司も亦元來武人であつて、農民ではなかつた。『地方凡例錄』第七卷を見よ　併しながら時の經つに從つて、彼等は次第に純然たる農民に化し、地主に對して獨立の地位を有する一種の小作人となつてしまつた。

頼朝の創立した封建制度の大要は、右に述べた如くである。併しながら、東北地方に於ては稍や特殊の發達があつた。それは何故であつたか。

日本の歷史の舞臺は、此時に至るまで數百年の間、專ら西南地方に限られて居つたが、十二世紀に入るに及んで東北は稍や重要なる働きを爲すやうになつた。殊に源氏が其本據を函嶺の東なる、所謂關東地方に定めたことは前に述べた通りであるが、建久三年（西曆一一九二年）幕府は鎌倉に置かれることになつた。是によつて東北地方は西南地方と相並んで、日本の發展の舞臺と成るに著しき刺戟を與へられたのである。

東北地方は、頼朝時代に於ても尙ほ未だ十分に耕やされず、人口も亦極めて稀薄であつた。而して其中心點として鎌倉を有し、後世日本の最も肥沃なる地方となつた關東地方すら、大部分は未だ耕作に供せられて居なかつたのである。

頼朝は此狀態を一變して、自己の根據地を有力なるものとしようと鋭意企畫した。彼は數百年來未墾の儘に捨てられて居つた關東の渺茫たる平原を開拓することを以て、自己の權力を確保するに必要缺くべからざる前提條件と認め、意を用ひて是等の地方に植

民を行ひ、西南地方より獨立して其權力の基礎を東北地方に定めようとしたのである。

併しながら、東北地方に於ける自家支配權の確定は賴朝の植民政策の唯一の動機であつたのではない。蓋し西南地方を制せんとするには、武力に依る外途のないことは明かである。そこで賴朝は彼に忠實なる大軍を擁し、之を動かすことを得んが爲に、東北の地を盛んに自己に屬する侍に分與した。東北には未墾の地が多くあつた爲に、賴朝の此目的は容易に之を達することが出來たのである。

斯の如く土地を新たに支給せられた侍に二種ある。第一は自ら多くの『陪臣』を有し、己れが主君から封ぜられた土地を、更に其等の陪臣に封じて、實際開墾の事に當らしめた者。第二は斯の如き陪臣を有しなかつた者是である。

第一種の植民に依つて經營せられたものは概ね『名田』であつた。名田は莊園と類似して居る點甚だ多く、之を管理する者は名主と言ひ、侍の從臣の農民に化した者が共耕作に當つて居つた。而して名田の農民と莊園の農民と比較して著しい特異の點は名田の農民の地位は甚だ獨立的のものであつたこと是である。而して是が殆ど唯一の差異の點であつたと云つても宜いであらう。

之に反して、更に其地を封ずべき陪臣を有しない侍は、勢ひ外部から農民を移住せしめなければならない。彼等が斯の如くして企てた移入民は、東北に於て獨立自由を認められること多きが故に、其自由を慕うて西南地方の莊園から移住し來つた農民も亦少くなかつた。

此種の新來の農民に依つて起された耕作方法は、所謂『新田耕作』是である。新來の住民は新田を共同に耕作した、其耕作の方法は恐らく彼のゲオルヒ・ハンセンが始めて學界の問題とし、後にラムプレヒトがハンセンの誤を正して其眞相を明かにした獨逸のゲホーフェルシアフト（Gehöferschaft）のボインデン（Beunden）に類似したものであつた。

Georg Hanssen, Agrarhistorische Abhandlungen. Bd. I. Leipzig 1880. S. 79 ff.

Karl Lamprecht, Deutsche Wirtschaftsleben im Mittelalter. Bd. I, 1. Leipzig 1886. S. 444 ff.

此ボインデンは、今日でも尙ほ越後及び出羽地方其他に於て、其遺物と見るべきものがある。それは是等の地方に發見せられた所謂『割地』又は『地割』と云ふものである。日

本の學者中或る人々は、是等の地割又は割地を、上古から存在した耕地共有制度の遺物であると稱へて居つたが、それは私を以て觀れば速斷の甚しいものであつて、是等の地割は却つて新田耕作の遺物と見る方が適當であらうと思ふのである。

新渡戸稻造博士は、其著『日本の土地所有』（十頁）に於て此種の說を主張して居られるが、私が本書の原版に於て以上の如く主張して置いて以來、內田銀藏博士、中田薰博士を始め、札幌の高岡博士の研究室から出身せられた農學士諸君、其他が續々地割・割地の制度を研究せられるやうになり、最近に於ては奧田農學士、小野武夫氏等の有益な研究があるが、其孰れも新渡戸博士の說を確かめたものは一つも無くして、却つて反對に私が本書の原版に於て主張した說を、異口同音に裏書するものゝ如くである。

以上を以て日本に於ける封建制度の物的基礎に就て大要を述べたが、次には第二の基礎である『人的基礎』に就て述べて見よう。此問題を考へるに當つて、吾々が明かに區別しなければならないのは、兵と農との關係是である。武人が主君と血緣同胞の義を結んで、服從保護の關係を生じたことは既に前に述べたところであるが、今農民に就て少しく述べなければならない。

大いなる領主の權力が增進するに從つて、自由なる口分田の所有者は次第に消滅して、農民は總べて悉く領主の支配の下に、其の臣屬と化したことは前に述べた。併ながら、其臣屬關係の實際の狀態が、如何なるものであつたかを察すべき資料は極めて乏しいのである。貞永式目の規定も之に關しては洵に少いのは寧ろ當然であつて、怪むべきではない。隨つて最高支配者の法制を定めたものに對しては、唯間接の服從關係に立つに過ぎない。何となれば、當時の農民は大寶令の原則に反して個々の領主の臣民となり、最高支配者に對しては多少推察を下し得るものがある。貞永式目は幕府直接の臣民のみに就て規定するに過ぎなかつたからである。但し貞永式目に依つて農民の其領主に對する義務に關しては多少推察を下し得るものがある。即ち彼等は年貢として米穀を納め、時には又土地から生ずる他の產物（橫井時冬氏『不動產法沿革史』第三編、橫山由淸氏『田制篇』卷の七、二〇八頁）を納むることを要し、其割合は凡そ收穫の五分一に當つて居つた。此他尙ほ若干の賦役があつた。今是等の義務を大寶令の規定に較べて見ると、農民の負擔は大いに增加したことを知る。然るに貞永式目に於ては、農民が其耕地に隷屬關係に置かれたりと推定す

四丁に曰く、『享保十八年、酒井家書上寫ニ、古來ハ田地一反ノ內、二畝ハ領主ヘ收メ、八畝ハ百姓ノ作德ニ取ルトアリ、卽チ二公八民ナリ』とある。

べき規定は何もない。

大久保利武氏（前揭書七四頁）の如きは、住所移轉の自由を明かに認められて居つたと言つて居られる。併ながら私を以て觀るに、是は服することの出來ない說である、如何なる場合に於ても、農民は事實上、其占有せる土地に定住したものと見る方が當つて居るらしい。

次に封臣の封主に對する義務に就ては其詳しい事は分らないが、封地の計算法から多少の說明の得られるものがある。北條氏の時代に於ては、知行は總べて之を計るに『貫高』と云ふものを以つてした。貫高とは一體どんなものかと云ふことは、未だ十分に解決されてないが橫山由清氏（『田制篇』卷七　二三丁以下　の說に依れば、貫高とは貨幣で納むべき租稅の額のことであり、貫は當時の貨幣單位であつて、一貫は平均五反の土地に相當すると云ふことである。又『地方凡例錄』（第一卷）には『貫高と云ふは永錢の貫文に非ずして、軍役の定を田地の坪に割付しより起りしことなり。又六貫一疋と云ふことあり、是は田地千坪を一貫と定め六千坪を六貫とし、此六貫の地より軍役一騎を勤む。我朝の古制なり』としてある。又『古今田制通考』（橫井時冬氏『不動產法沿革史』第一〇〇—一〇一頁參照）には、『古、農兵ニテ幾代田、又束高、町高ヲ以テ騎馬兵卒ヲ出サセタル處、中古ニ軍役ニ充ツベキ設ニ貫法捷徑ノ術ヲ立テ六貫一騎ト稱ス。此貫法ハ中土地ノ田ニテ一町、此收穫米二十石、內十石知行主ノ取ル所、十石ハ小民（小作）ノ受ル所、良民其十石ヲ我物トシテ其十分一米一石ヲ一貫文ト唱ヘ軍役ニ充ツ。是ヲ六ツ合六貫文ニテ騎馬一匹此胴勢十五人（但我家奴隸仙作人）ヲ直ニ若黨、槍持、其外胴勢ヲ引連レ飼フ處ノ馬ニ騎テ出陣ス。六貫ノ地ハ中土地ニテ六町ナリ、上地ナレバ四五町、下地ハ十町餘ニモ及ブ』とある。私は此解釋が最も眞相を得たものだと思ふ。

日本の封建制度の歷史に於て、北條氏時代の特色とするところは『家士の制』（Vassalität）の發生にある。地頭が知行主に變化したのは、之に關する事實上の變遷の一部に過ぎない、之に伴ふ地頭の權力の增進は承久の亂の後、地頭の地位が重きをなすに至つた唯一の方面ではない。承久三年（西曆一二二一年）後鳥羽上皇（及び他の二上皇）を幽閉したことの結果の一つは、朝廷及び其官吏が當時尙ほ失ふに至らなかつた行政權の全部を失ふに至つたこと是である。朝廷と其機關とに代つて是が承繼者となつたものは、北條

氏及び其役人である。地頭の在る所に於ては司法及び行政の權が地頭に移り、土地を領有して居る地頭は司法行政の機關となつた。即ち之に依つて北條氏の世に於て既に知行主の一部に於ては、家士の制が土地所有權竝に司法及び行政高權との結合に依つて發達したことを知ることが出來る。大名と云ふことの起源は、實に此二つの權の結合に存するのである。

北條氏を倒し、之に代つて政權を執つた足利氏は、依然として北條氏の貞永式目を以て自家の法制として採用し、貞永式目と同一の精神に依つて唯其足らざるを補ふ爲に追加を爲して之を補つた。是等の追加を集めたものを『建武以來追加』と號けて居る。『建武以來追加』も貞永式目と同じ樣に當時尙ほ封地權の外に立つて居つた私領を賣買し得るものとする原則を採つて居る。但し延應元年（西曆一二三九年）に於て、封地權の制度は既に私領に及び、共自由賣買を制限するに至つたけれども、此法制の變化は必しも一貫して行はれたものではない。今日殘つて居る文書に徵して見るに、土地の質入及び賣買が事實上かなり行はれて居たことは、殆ど疑を入れる餘地がない。

橫井時冬氏は『不動產法沿革史』（一七三頁以下）に於て封建時代に於て武士の所領に屬せざる土地は、自由に賣買せられたものと見なければならないと云ふことを主張して居る。但し秀吉の時代に至るまで此種土地存在の多少は全く不明に屬して居るが故に、橫井氏の說が此時代に如何なる程度まで當てはまるかは明かでない。

足利氏が實權を收めた二百五十年の間に、封建制度は著しく發達し豐臣秀吉の時代に至つては、森林牧野等の共有地以外の地は、悉く化して封地となり、甚しきに至つては森林牧野等を共有地より除く傾向さへ起つて來た。

秀吉の時代に於ては、領主（Territorialherr）を三種類に分けた。即ち

第一　國主——少くとも一國を領する者を云ふ。

第二　領主——一國一圓を領せざるも、十萬石又はそれ以上の土地を領して居る者を云ふ。

第三　城主——一萬石以上十萬石未滿の地を領して居る者を云ふ。

是である。而して領主の大多數は、無論第三種に屬するものであつた。

右の第一と第二即ち國主と領主とは併せて之を大名と言ひ、第三の城主は之を小名と言つた。大小名と言ふ言葉は、領地の大部分が直接又は間接に、所謂名田から起つたことを示して居る。當時に於ても必しも大小名を分たないで、領主は之を總稱して大名と言つたこともある。それは孰れも名田の主と云ふ意味であつた。德川時代に於ては此例が一般となつて、大小名と云ふ言葉は用ゐず、總べて皆大名と唱ふるやうになつた　是等の大小名は唯に知行主であるばかりでなく、同時に司法行政の高權を有して居る者である。さうして其身分が武人であつたことは云ふまでもない。

秀吉が全國の戰亂を鎭定した後行つた事は、是等の封地を一齊的に測量したことであつて、之を號けて『檢地』と云ふ。是は天正十七年（西曆一五八九年）より文祿四年（西曆一五九五年）の間に行はれた。隨つて之を『天正の石直し』又は『文祿の檢地』と唱へた。此檢地に依つて當時の貫高の制を廢して石高の制度を採用した。石高とは一單位の土地より收穫し得べき米の見積高の意であつて、之を基礎として所謂『石盛』を算出したのである。

終りに封地の相續權に就て一言して見やう。

北條氏の時代に、既に知行は貞永式目に依つて世襲的のものとなつたと思はれる。貞永式目は封地權の外にある私領の賣買は許したけれども、知行の賣買は全く之を禁じて居る。

貞永式目は、知行に就ては長子相續の制を認めて居る。蓋し貞永式目は大寶令と同じく、家督相續と財產相續とを分割して、前者に對しては長子相續を認め、後者に對しては長子相續の制度を採つて居ない。貞永式目は知行を家の財產と認めない、此事は解釋上頗る重要なる點である。恰も大寶令に於て相續の客體となるものは口分田其ものでなく、單に之が管理の權に止つて居つた如くに、知行の相續は家督の相續と認められて居たものと見える。即ち知行は不可分のものであつて、單獨の相續人、即ち貞永式目が明かに別段の規定を設けざる限りは、原則として長子に依つて相續せらるべきものであつた。茲に所謂別段の規定とは、長子を排して長子以外の子を相續人となす權利を武人に認めたことを謂ふので、此場合に於ては相續から排除せられた長子は、家の財產の五分の一を分

與せられることになつて居つた。（貞永式目第二十二條）

此時代の傾向は又知行主の再從臣（Untervassal）即ち陪臣が被相續人たる場合に關する規定にも其跡を留めて居る。貞永式目は、家の財產の相續に關して再從臣に遺言の自由を認めたので、是は封建の精神に多少の制限を置いたものである。遺言のない場合に於ける遺產相續に關する規定はさうではない。大寶令は斯の如き場合に對して、相續權者及び其相續分に就て綿密詳細なる規定を設けて居るが、其は貞永式目には見出し得ない。貞永式目は家の財產の相續分に就ては別に明確なる數字的標準を定めない、唯伸縮自在なる標準を以てし、又著しく相續權者の範圍を制限して居る。先づ分配の方法に就て見れば、武人の遺產は一旦其主君に歸するものとせられ、主君は更に之を死者の子の間に、主君に對する『奉公の深淺に隨ひ、且は器量の堪否を糺し』て頒つべきものと定めてある。相續權者の範圍は武人の身分ある者に限り、之れ無き者、即ち妻及び女子は全然排除せられて居る。

封建の精神が如何に牢固なる根柢を有して居つたかは、貞永式目が知行を知行として取扱はさる條目に就ても尙ほ知行の思想が一貫して居ることに依つて之を知ることが出來る。それは即ち嫁資に對する權利の規定是である。此規定も亦封建の思想が當時の戰國的特色と結合して居る證左と見ることが出來る。大寶令に依れば、妻の實父は嫁資として其女婿に與へたる財產に對して、何等の權利を有して居ないものであつたが、貞永式目は之に反して、嫁資を與へたる父が、或る場合には之を『悔返』することの出來るものとしてある。嫁の實父が一旦與へたる嫁資を悔返すことの出來るのは同時に婚姻の解除を意味するのであつて、一旦嫁入つた女子も其嫁資と共に實父母の家に復歸するのである。斯の如き規定の起つた理由は、戰國の習ひとして昨日の親友も今日の敵となることもある、此場合に武門の父子が忽ち戰場に見えて烈しき敵となることは往々あるところである。其際に女子が夫に隨つて尙ほ家に殘るは、子たるの道を盡さゞるものと認められたのである。（貞永式目第十八條）

第三節　都市及び座

日本が都市の國でないことは既に述べた。西暦十二世紀の末に至るまで日本に於て都市と目すべきものは唯一つ京都のみであつた。京都は當時大いなる發達を遂げ後の何れの時代よりも遙かに廣大なるものであつた。京都以外には都市と云ふ名に値ひすべきやうなものは殆ど無かつた。就中都市は其周圍に城壁を繞らすなどと云ふことは全然無くして、此點は西洋の都市と日本の都市とが全く異なる所である。

封建制度の成立した戰國時代は、亦他方に於て都市建設の時代と言つて宜しい、大小名は敵軍に對抗して自分の領地を守る爲に、要害の地に『城』を設け、通常之を繞らすに自分の從臣の住宅を以てして居つた。而して城主は此城壁の中に住み、臣屬たる農民は城壁の外に住んで居つた。西洋の都市に於ける城主と違つて、日本の都市の住民は、其主君の爲に『人壁』(Menschenmauer)となつたと言つて宜からう。是等の農民は、其城主から年貢賦役を輕減せられる特權に與つて居つた。さうして是等の住民の間には、漸次に工業が起つて來た。共工業の始めは主君の必要品、殊に武器の製造を主としたことは恰も上古に於ける『品部(シナベ)』の工業に似て居つたものと思はれる。城主が工業民に保護を與へる結果城

能なる手工業者は、有力なる城主の周圍に集つて、城主の權力が愈々强くなるに從つて、其城下に集まる工業民の數は益々多くなつた。さうして都市の全地域は城主の保護の下に外敵に對して、一の鎖されたる區劃を形作つて居つた。其歐洲の都市と異なる點は、此區劃の周圍に城壁を繞らして明かなる限界のなかつたこと是である。城主の支配する地域の廣きに從つて、其經濟上の發展は益々大であり、營業者の地位が益々鞏固なるに從つて、經濟上の進歩も亦著しきものがあつた。

斯く多數の都市は、城を中心として共周圍に起り、領主は自己の領地の內に町を發達せしむることを利益とした。都市は其商工業が益々發達するに從つて、其領主は他の領主に對し、殊に事實上の最高主權者たる將軍若くは執權に對して愈々獨立の地位を確めるやうになつた。

今日現在の都市の大多數は、右の樣にして起つて來たものである。であるから日本に於ける都市の殆ど總ては、大小名の居城の在つた土地であることは怪むに足らないことである。唯城下に非ずして商業地たる例外のものも亦無いではない例へば美濃の岐阜

伊勢の松阪及び四日市、近江の大津及び長濱の如き是である。

是等の都市に於ては、封建時代の法制は行はれないで、古の大寶令が行はれて居つたのである。それは恰もイタリアに於て羅馬帝國の滅亡して以後、ラヴェンナ其他の都市に羅馬法が行はれて、封建時代の法制が行はれなかつたことゝ能く似て居つた。

都市の特殊なる必要上、大寶令は所謂明法博士なるものがあつて註釋の業に從ひ、大寶令の條文を時と所の事情に適應せしむることに努めて居つた。其結果として出來上つたものが、日本最初の商法であると言つて差支なからう。（横井時冬氏『日本商業史』八五頁參照）

鎌倉は北條氏の時には最も重要なる都市であつたが、北條氏一たび倒れて以來、京都が再び第一位の都市となつた。而して日本の都市中鎌倉に於て始めて行政と司法との完全なる分離が起つた。即ち鎌倉の市政を總轄する者は、將軍の任ずるところの奉行であつて、之に二つあつた。一は保檢斷奉行と言つて保安警察及び裁判の事を掌る者であり、一は地奉行と言つて普通行政の事を掌つて居つた。（奉行と云ふ言葉は此時始めて起つて、それ以來引續いて、德川時代に於ては絶へず行はれて居つた語である。）此點に於ても、日本の都市の發達は、西歐羅巴の都市に餘程似た點があると言はなければならぬ。

北條氏の時代には、都會生活は未だ十分に發達したとは言へない、商工業も未だ大いに勃興したものではない。都會生活が急速に發達したのは、足利氏の時代に至つてゞあつた。さうして此時に當つて支那から輸入せられた鑄貨は、日本に於て貨幣經濟を發達せしむる原因となつた。橫井時冬氏などの說に從へば、後世日本の內地商業上、重要なる地位を有つところの問屋は津屋（又は邸家）から起つて、鎌倉時代には之を問丸と言ひ、足利時代に至つて問屋と云ふやうになつた。而して其起源が宿屋業と關聯して居ることは、西歐羅巴に於けると同じかつたと思はれる。又今日の爲替の起源である所謂替錢と云ふことも、鎌倉時代から起つたのであつて、中世の羅馬、フキレンツェに於ける『カムビオ』と同じかつたと思はれる。

足利時代に於ては、農業都市から起つて商業、工業を營む都市となつたものが少なからずある。即ち堺、兵庫、山口、小田原及び大阪の如き是である。堺は當時は內地商業の中心點であつたと同時に、支那との外國貿易の中心點でもあり、今日尙ほ有名なる刃物類の手

工業が盛んであつて、謂はゞ日本のソリンゲン又はシェフキールドに當るものであつたが、其起源は此時代にあると言つて差支ない。

堺には又特殊の都市自治制が行はれた。それは富豪から成る集會の『會合衆』と云ふものであつて、此會合衆は行政及び司法を掌り、又伊太利の諸市、殊にミラノに於けるやうに貨幣を給して浪人を養ひ、之を市の常備軍に充てゝ居つた。

堺と相併んで發達したものは京都である。京都には市が開けて貴族が其年貢として收めた物、就中米穀を此處で販賣して居つた。之に次いで重要であつたのは、西南地方に於ては山口であり、關東地方に於ては小田原であつた。

大小名は其所在地を發達せしむることに全力を盡したことは前に述べた。秀吉が堺の富裕なる商人を自己の居城の地たる大阪に招いて、大阪の繁榮は此處から端を發したことを努めた。足利氏は又自己の財政上の必要から、富裕なる商人に勢力ある位地を與へたのみならず、商工業民に特權を與へて、他領から自領の都市に是等の者を誘ふ如き是である。他の大小名も亦秀吉と同じやうな政策を執つて、自己の臣屬に各種の保護を與へて、之を慰藉し、其商人に與ふるに『老』といふ特別の尊稱を以てした如きは、恰も歐羅巴の歷史その儘である。

商工業者の團體は又北條氏の時に起つたものである。建保三年（西曆一二一五年）北條義時が鎌倉に於て商業を營む特權を有する者の數を定め、寶治二年（西曆一二四八年）時賴は鎌倉商人の式數を定めた。茲に『式』と云ふのは、商人の團體のことであつて、後に之を『座』と呼ぶやうになつた。當時また手工業者の團體があつて、鎌倉に於て市籍に登錄せられた手工業者の團體は、凡そ三十に及んだと云ふことである。而して手工業者の團體に就て、始めて記錄の存する時代には、既に商人の團體は出來て居つたものであつて、手工業者の團體も商人の團體と同じやうな特權を與へられて居つたやうに見える。

足利時代には手工業者の團體も、亦『座』と稱せられるやうになつた。さうして新に座を置くには將軍又は諸大名の領內に於けるものと、神社佛閣の領內に於けるものとを問

はず、之を認許する權は全く將軍の特權であつた。爾來座は獨占の權を有し、座に屬せざる者は商業を營むことを得ない、座外の者の商業は之を『脇賣』又は『振賣』などと號けて、嚴重に之を禁止し、犯す者は嚴罰に處せられた。

足利時代の終りに於て、將軍家は座の團體員たる地位を世襲すべきものと定めて、其賣買を禁じたけれども、此規定は間もなく空文と化して、座の團體員たる地位は法律上世襲的のものとなり、數十年經つてからは賣買の目的物となるやうになり、他の動産と同じく賣買質入も亦行はるゝに至つた。併し將軍家が此排外的傾向を喜ばなかつたことは、賣買禁止の規定は嘗て形式的にも之を廢さなかつたことに徵して知り得られる。

座外の者が工業を營むことの禁止は、嚴重に行はれて居た。天正年間（西曆一五七三―一五九一年）京都の博多打座中へ『他人に於て案內無く之を打つ輩あらば、成敗を加ふべき旨』の折紙を與へたと傳へられて居る。

然らば座の成立の原因は果して如何なるものであつたか。

座の制度を喚び起し、之を發達せしめた原因は二つある。第一は領主の利益である、領主が何故に商工業者の團體を歡迎したかと云ふと、其理由は更に分つて二つとすることが出來る。

其一は天皇親政の時代に五保の制度を喚び起した原因と同じものである。即ち座の領主に對するは、尙ほ五保の朝廷に對するが如く、團體員の過失に對する共同擔保の團體たる實を有して居た。蓋し都市には五保の制度を採用すべき根據がなかつたから、領主は之に代るべき制度として、式又は座の形式に於ける商工業者の團體を歡迎したのである。

其二は五保と共通のものでなく、座に特有のものである。それは何かと云ふと、座は單に租稅怠納者に代つて之を納めたのみならず、又領主に對して一の納稅單位であつたことである。即ち領主に對して納稅義務を負ふ者は、個々の商工業者でなく、團體としての座であつた。當時の如く未だ稅制の發達せざる世に於ては、營業者の團體から徵收する方が、各營業者から個々別々に徵稅するよりは遙かに容易であつたことは、歐羅巴諸國に於ても之を見るところである。希臘や羅馬のヴエクチガリウムのことを參考せよ。改定經濟學研究中『株式會社研究』（本全集第四集收錄）を見よ。

座を起した第二の原因は、商工業者の利益是である。其利益の主なるものは、座の團體員が享ける獨占の利益卽ち是である。座は又團體員の爲に、外に對して（他の事業に對し或は他の都市に於ける同業に對し）其利益を共同に代表する機關であつた。此點は商工業が尙ほ十分に發達せざる時代に於て、殊に重要であつたものと思はれる。

商工業者は是等の利益があればこそ、甘んじて領主に對して特別稅を負擔し、領主は此收入あるからこそ幾多の保護特權を與へたのである。座に關する後世の記錄の示す如く、新に獨占的の座を設け、又は現在の座の獨占權を强くすることは、將軍の喜んで同意したところであつたのも、畢竟是が爲である。

座の團體員たる權利を世襲的のものとし、座外の者の排斥を嚴重にすることを許したのは、獨り座の團體員に取つて利益であつたのみならず、又之を許す領主の爲にも好財源を提供する所以であつた。

座に關する史料の乏しい爲め、今日之を十分に說明して歐羅巴に於けるギルドの制と比較するは、望み得られないことである。併ながら、日本の座が歐羅巴のギルドと異つて、宗教上の意味を有したものでないことは、殆ど疑を容れないことである。奈良の大乘院が其の領內の座から巨額の收入を得たことは記錄の示すところであるが、それは知行主としての大乘院の收入であつて、宗教上の職分に對する收入ではない。又日本の座が歐羅巴のギルドと異なる第二の著明なる點は、座は政治上の意味を有せず、殊に都市の自治制を其手に掌握すると云ふやうなことがなかつたこと是である。

以上は本書の原文その儘を翻譯して置いたのであるけれども、其後研究の結果に依ると、日本の座も宗教上の意味を有つものが必ずしも少くはなかつたやうである。第二の點として政治上の重要を有し、殊に都市の政治を掌握することがなかつたといふことは、疑を容れる餘地はないと思はれる。尙ほ座の事に關しては本書の原文を執筆してから後、『我邦中古商業の座に關する雜考』と題する論文を私は公けにしたことがある、それは本第三集の後段に集錄してあるから、宜しく參考せられたい。

私が本書の原著を起草した時には、座に關する日本文の文獻は殆と皆無と言つても宜い位であつたが、其後專門歷史家の間に座の事を研究する人が若干輩出したことは、洵に喜ばしきことである。其內で最も重要なる貢獻をせられたのは、京都大學の三浦周行博士である、

同氏の座に關する研究は仰いで宗とすべしと云ふべきである。其他松本文學士栗文學士等にも若干の研究を公けにせられたものがある。三浦博士の研究は其の『法制史の研究』に集錄せられて居る。又た堺に關する研究は『堺港の研究』と云ふ單行本がある　件なども是等の研究も前申した歐羅巴のギルドに於けるやうな精密なるものでなくして日本の座の眞相を十分に知り得るに至るには前途遼遠と云はなければならない。私は有爲なる新進の學者が此問題の研究に其力を致されんことを切望して熄まない者である。座に關するの在來の史料としては『大乘院寺社雜事記』『岩清水文書』並に近頃刊行せられた京都『八阪神社記錄』（内に『祇園執行日記』が載せてある）等がある。

第四節　外國との交通

本節に就て詳細の叙述を試ることは、本書の題目以外に屬することでもあり又幸に日本の事情を研究した幾多の歐羅巴學者の述作があつて、歐羅巴人と日本人との外國貿易に關しては可なり多く知られてゐる。

今其の著書の主なるものを擧ぐれば左の如くである。

Caron, Memoire pour l'établissement du commerce au Japon, dressé suivant l'ordre de M. Colbert. Recueil des voyages au Nord. Amsterdam 1715. Bd. III S. 136 ff.

Derselbe, Beschrijvinghe van het machtigh Coninckrijke Japan. Amsterdam 1648.

Kämpfer, Geschichte und Beschreibung von Japan aus den Originalhandschriften des Verfassers von v. Dohm. Lemgo 1777-1778.

Hazard, Kirchengeschichte, das ist katholisches Christentum durch die ganze Welt ausgebreitet. Wien 1678. 1. Teil: Die asiatischen Länder.

Charlevoix, Histoire et description générale du Japon. Paris 1736.

Derselbe, Histoire du l'établissement des progrès et de la decadence du Christianisme dans l'Empire du Japon. Rouen 1715.

Meijlahn, Geschichte des Handels der Europäer in Japan. Ins Deutsche übertragen von Dieterich. Leipzig 1861.

Ramusio, Prima volume et terza editione delle Navigazioni et Viaggi, Raccolto gia da Ramusio. Venetia 1563.

Dr. Oskar Münsberberg, Japans auswärtiger Handel von 1542-1854 Münchener volkswirtschaftliche Studien. Stuttgart 1896.（此書には豊富なる參考書目が載せてある）

但し右等の著書は、日本と支那との關係に就て殆ど述べてないから、此節に於て若干其事に就て述べて置かうと思ふ。

鎌倉幕府時代に於て、支那及び朝鮮との通商の中心點は、筑前の博多港であつた。主なる輸入品は唐錦、唐綾、唐墨、茶碗具、唐筵の類であつて、是等は皆上流社會の人々の需要に充てるに過ぎなかつた。又薩摩の坊津は攝家の私領に屬し、珍貴の支那、朝鮮の物品を攝家が購ふ媒介をなした所であつた。

支那との貿易は佛教僧侶の媒に依つて盛んなる交通が行はれた。蓋し支那との交通は始めは支那の文物を輸入するにあつた。さうして當時の僧侶は支那の學問と文明とを代表せる者であつたからである。

對支貿易は西歐羅巴に於けるが如く、始めは多くは官營事業公營事業であつた。即ち將軍家自ら船舶を支那に遣はして、主として當時日本に缺けて居つた品物、即ち銅貨を支那から輸入したのである。併ながら此の將軍派遣の船には、多くの大名及び商人が盛んに之に參與して居つたものである。

米は時々其輸出を禁ぜられたこともあるが、併ながら當時重要輸出品の一つであつたものゝ如く見える。

西曆十三世紀の末に至つて、日本と支那と交際を絶つに至つた政治上の葛藤が起つた、是が兩國間の貿易の妨害を爲し、殊に弘安四年（西曆一二八一年）元朝が大軍を率ひて日本に來寇し、日本が之を擊破した事は、大陸と日本との間の連鎖を殆ど全く絶つに至つた。

併ながら北條氏の衰へると共に、再び支那との間に盛んなる交通が起つた。此混沌たる時代にあつて、戰爭の首腦（cerebrum belli）とも云ふべき貨幣の獲得に熱中して有利なる支那貿易に從來した者は、一に諸大名であつた。北條氏の後に起つた足利將軍は、支那貿易に依つて其財政上の弱點を除く資金を得、又其勝ち誇れる野心を充すに缺くべからざる要具を求めんと努めた。

斯の如くして諸大名竝に將軍が、貨幣を得んとする望の大なる結果、遂に將軍義滿（西曆一三六八——一三九四年）の如きは、商業上の利益の爲に名義上の主權を犧牲に供して憚からざるに至つた。即ち義滿以後の數代の將軍は、支那の皇室（當時明朝）から『汝

を封じて日本の國王と爲す』といふ封冊を受けて『日本國王臣何某』と書して支那の朝廷に書を遣はし、義滿が明の使を接見するには自ら明人の裝束を着け、明の輿に乘り、明人をして昇がしめたなどと云ふことさへ傳へられて居る。當時日本に行はれたる思想から見れば、是は國辱の極端なるものであつたが、將軍家は其貿易の利益の爲に、斯の如き屈辱さへも甘受したのである。將軍は所謂『進貢船』を支那に遣はした其搭載品は進貢物の外に『附搭品』なるものを以てした。傲慢なる支那の朝廷は、一方に於て日本の進貢物を傲然として受納する權を有すると共に、他方に於ては日本に對する保護者として、其齎らし來れる附搭品に高き價を與へて、悉く之れを買入れる義務を有して居つたものである。賢明なる『日本國王』は之を巧妙なる外資輸入法と心得て、進貢船の歸着を微笑を以て迎へて居つたであらう。

將軍、公卿及び富裕なる商人の外に、尚ほ支那との交通を（好ましからざる方法に依つて）保つて居つた者は、歷史上有名なる日本の海賊是である。之を號けて當時『倭寇』と言つて居つた。蓋し日本國內に於ける擾亂は多數の武人を生じたが、平和克復せられて

後は、是等多數の武人は從ふべき職業なく、而も彼等は再び地方に歸つて鋤鍬を執ることは出來ない、それは彼等は土地を有せず、農業其他の平和的勞働に慣れて居なかつたからである。玆に於て是等好戰の士は、海賊と變じて、一種のマーチァント・アドヴェンチュアラーとなつた。

日本が始めて歐羅巴人に依つて見出されたのは、封建時代の末葉であつたけれども、それは歐羅巴に於て金に對する必要が俄然として起つたメルカンチリズムの發源時代に當つて居ることは、決して偶然ではない。ヴェネチアの人マルコ・ポロ（Marco Polo）がジパング（Zipangu）の名に依つて日本を歐羅巴人に紹介したことは、人の能く知るところである。併し歐羅巴人が新に發見せられた日本に足跡を印したのは、それより三百年後のことである。橫井時冬氏『日本商業史』一三二―一三三頁に從へば、西洋人の始めて日本に漂着したのは、天文十年（西曆一五四一年）三人の葡萄牙人が支那船に乘つて、暴風に遭つて鹿兒島に漂着したのを始めとし、それより後幾ばくもなくして多數の葡萄牙人が、通商の爲に種子島に來たと書いてある。此記事に就ては其後の批評に依つて其正しさを疑はざるを得ないが、私は專門に其事を調査したのでもないから、假に橫井氏の說を其儘此處に

揭げて置く。尙ほ詳くはしくはそれ〴〵專門の書を見られんことを希望する。

斯の如くにして日本は始めて廣き世界、就中歐羅巴と接觸するやうになつた。當時諸大名が支那と交通を開く動機であつた貨幣の必要を感じたことは、亦葡萄牙商人をして商業を開くに便宜を得せしめた原因となり、殊に葡萄牙人の齎らせる武器は、日本の戰術に於て未だ曾て知られなかつた小銃であつて、其れは頗る歡迎せられたのは言ふまでもない。

天文十八年（西曆一五四八年）西班牙人が始めて豐前の八屋浦に上陸して、亦此通商の群に加はることゝなつた。

葡萄牙人西班牙人の二歐羅巴國民との交通が開けた以來、日本の外國貿易港に一大變化が起つた。即ち外國貿易と言へば支那、朝鮮との交通であり、さうして從來これに當つて居つた所は筑前博多であつた。博多は商人の集まる中心地であり、堺は其輸入品を內地に分配すべき中央市場であつた。然るに歐羅巴との交通の開始と共に、博多は輸入港たる地位を失つた。之に代つて平戶（歐羅巴人は Firando 若くは Hirado と稱へた）が、外

國貿易の主なる舞臺となり、元龜元年（西曆一五七〇年）には大村の大名が長崎港を開いた。天正十五年（西曆一五八七年）豐臣秀吉は長崎を收めて自己の直轄地、即ち天料となした。

秀吉が功名心に强い武門の人心を外國に轉じて、國內の太平を確めんが爲に企てた朝鮮及び支那の遠征は、文祿元年（西曆一五九二年）に始つて慶長三年（西曆一五九八年）秀吉の死と共に終りを告げた。其間數千の戰士は海を超へて朝鮮に渡つた。此擧は長年に亙つて內亂を續けて居つた日本としては、未だ曾て行はれたことのないことで、日本の文化史に於て重要なる意味を有し、或る點から云へば、歐羅巴の十字軍に比較することを得るものであつた。蓋し此遠征と比較すべきものは、彼の西曆第二世紀に起つたと傳へられる神功皇后の親征あるのみである。從來の戰役は一に國內の支配權を中心として戰はれた戰役であつたが、此征韓の役に於て日本の戰士は、多くの點に於て日本の文明に優る文明を有つて居つた支那人、朝鮮人と接觸し、從來未開であつた日本の戰士は、優秀なる文化に感化せられて故國に歸つて來た。十字軍に於けると同じ樣に、此遠征は其豫期

の目的を達することは出來なかつた。即ち支那朝鮮を日本に併呑することは出來なかつた。併ながら、日本の文化及び經濟の發展に及ぼした影響は、十字軍の歐羅巴に及ぼした影響に比しても宜い位に、決して小なるものではなかつた。

斯の如くにして封建時代の末葉は、日本文化史上甚だ重要なる一時期であつたのである。

秀吉の死後、殊に慶長五年（西曆一六〇〇年）關ヶ原の役が終つて後、德川家康が遂に日本の全國の支配權を確實に其手に握るに至つた。歐洲文明の侵漸と支那朝鮮の戰役が日本の社會の經濟上及び社會上の發展に及ぼす作用が着々と事實となつて現はるゝ新時期は玆に始つた。

第四章　專制的警察國家の時代

（西曆千六百三年より千八百六十七年に至る）

第一節　封建國家の崩壞と警察國家の建設

慶長八年（西曆一六〇三年）から慶應三年（西曆一八六七年）に至る二百數十年間は、日本に於ける封建制度が最も全盛に達した時代であるとすることが從來の通說である。是は日本の學者が先づ唱へ出して、歐羅巴の學者が採用した流布の見解であるが、私は之を以て全然誤謬の見解であると斷言したい。此誤謬は日本の封建制度が明治維新に依つて始めて倒れたとする見解から起つたものである。併ながら斯樣な見方なるものは、英吉利に於ては封建制度はクロムウエルに依つて始めて倒され、佛蘭西に於ては一七八

九年に至つて始めて破れ、プロイセンに於いては一八五一年に至つて始めて終りを告げたとするのと同じ誤謬に陷るものである。慶長八年から慶應三年迄の時期を以て、日本に於る封建國家の全盛時代であると言はんとするならば、英吉利に於てはチュードル朝からクロムウエルに至るまで、佛蘭西に於てはルイ十一世若くはリシュリューから一七八九年までの間、プロイセンに於ては大選擧侯から一八四八年までの間の時期も、亦封建國家の全盛時であると言はなければならぬ。去り乍ら是等の時期は、形式上は封建時代は尙ほ存續して居つたけれども其事實に於ては封建時代ではない。近世的の中央集權が封建國家の殘跡の上に築かれて、大いなる家士が從來の如き獨立なる政權を持つことを失つて、中央集權の單なる機關と化し去り、新たなる中央集權の機關が起つて之に代るまで、暫く其用をなした時代であるからである。

徳川氏が身を三河の一武家から起して、二百數十年の間日本全國の最高權力を掌握するに至つた外形の事件を說くことは、本書の目的とするところではない。其道程たる戰爭及び外交上の事件の如きは、之を普通歷史に問ふべきである。唯玆に攻究せんと欲することは、斯の如き變動を起すに至つた諸々の事情の中、其れによつて喚起され二百年以上に亘つて日本の社會及び經濟生活に特色を與へた國家組織は、如何なるものであつたか是である。

先づ封建國家の崩壞の原因を考察して見やう。

小大和以外の地に於ける大いなる莊園制度の發達して、多數の獨立なる『臣僚國家』(Vassalenstaat)が起つて以來、小大和に於ける朝廷の支配權は唯 primus inter pares (對等者間の第一者) の支配の意義を有するに過ぎなかつた。さうして此支配權が果して大なるものであつたか小なるものであつたか其實あるものであつたか、又は僅かに其影を止むるに過ぎなかつたかは、畢竟するに、小大和に於ける朝廷の有する武力の大小如何に依つて決定せらるべき問題であつた。

此支配權は賴朝から尊氏に至るまで、皇室が親ら行はせられたところでなく、皇室の名に於て將軍が之を行使したものであつたことは、日本の歷史的經過の特異なる點である。何となれば、皇室を廢してしまつて兩權併立の狀態をやめることは、封建國家の存續する

間常に試みられたところであるは疑を容れない。然るに斯の如き企てがありながら、それが遂に成就しなかつたといふことは、日本に於ては皇室は尚ほ重要なる地位を有ち給ふものであつたことを、有力に立證して居るものと言はなければなるまい。皇室の此地位なるものは、外に對しては單に一の虚飾に過ぎないやうであつたけれども、併し天皇は皇祖天神の直接なる後裔として、依然一般國民の仰ぎたてまつるところであり、天皇が國土人民に對して支配權を行ひ給ふことは、當然合理的のことゝ認められて居つたと云ふ事を考へて見れば、此單一の虚飾に過ぎなかつたと云ふことも、尚ほ政治上若干の意味を有して居つたと認めなければならぬ。此理を殊に力強く示すものは、何れの時代にあつても、日本に於て人心を收攬して統治の權能を行使せんと欲する者は、必ず皇室の威嚴を利用することを忘れなかつたこと是である。彼等は自己の事實上の支配は、皇室の威嚴を擁したてまつつて、名義的ではあるけれども、自己の支配權に與ふるに、兎に角最高權力の批准を以てしなければならないことを感じて居つたのである。であるから、封建時代に於て盛んに相反目して居つた幾多の臣僚國家の權力に均衡を來す勢の段々大となるに從つて、何人が實力なき皇室の威嚴を擁するか、極めて重要なる問題となるに至つた。

それ自身に於て事實的の重要さを有たないと雖も、是が相等しき者の何れに加はるかは、等しき者同士の間の均衡に著しい變化を來す所以であつた。例へて言へば相平均して居る秤の一方の盛皿に一つの石を載せると、直ちに權衡は失はれるが如く、對等者間の一人が自己の權力に加ふるに皇室の威嚴を以てし、自己が皇室の威嚴の擁立者となることは、此權衡を著しく自己の利益の爲に變ずることを得るものであつた。それが爲に事實上政權を掌握せる者は、他の權力者が皇室を擁することを妨げ、反對に自己が其擁立者となることを汲々として努めて居つたのである。

後醍醐天皇が尊氏を滅てゝ實權を朝廷に回收することを圖り給た時に、尊氏は橫暴其極に達し、遂に別に一親王を樹立して北朝の天皇と爲し奉り、其御名に於て政治を行つたのも、畢竟此理に基くのである。又尊氏の後繼者が、後醍醐天皇の後繼者（卽ち南朝）と和議を結んで、兩帝併立の狀態に終りを告げ、再び正統の天皇を立てようと努めたことも、亦同一の道理を證明するものと言はなければならぬ。

併ながら、對等者間の第一者（primus inter pares）をして重きをなさしめる前提條件は、

其名に於て支配權を行ふものが、唯皇室を擁するだけではいけない、事實上克く其任に堪ゆべき實力を具備して居らなければならない。所が事實上の權力を其手に有つて居つた足利尊氏は、自家の權力を遂に自ら失墜しなければならない幾多の過を犯したのである。此過の爲に足利氏は遂に其事實上の支配權を失はなければならないやうになつた。今之を略言して見よう。

足利氏の過失の最も重大なるものは、政治の中心を再び京都に戻したこと是である。

賴朝は幕府を鎌倉に建て、北條氏また其後を繼いで鎌倉を中心として全國を支配した。此間京都は全國の第二の中心點となり、鎌倉の支配者の家士中有力なる者を其地に派して西部日本を統轄して居つた。足利氏は關東の出身であつて（足利氏の祖先は、源家の嫡流義康なりと傳ふ）、其勝利は武を以て秀でたる關東東北が、文を以て優れる西國地方を支配することを意味して居る。西部日本は之に酬ゆるの時を足利時代に於て見出したのである。即ち文を以て武を倒し、足利氏の亡ぶるに至つたこと是である。蓋し足利氏が政權を收めて其中心を京都に戻し、東國には『管領』なるものを遣はして、足利氏自ら

は日本の文化の中心たる京都に於て、漸くにして文弱の風に感染した。足利氏は浮世の快樂を捨つべきことを敎へた佛敎の一派たる禪宗に歸依し、頗る之を保護して禪宗の僧侶に大いなる勢力を得せしめたけれども、此宗門に依つて彼は唯家士に制慾主義を敎へんことを期するのみであつて、おのれ自らは其敎ゆるところを實行しないのみならず、再び藤原氏の覆轍を踏んで浮世の榮華に惑溺して居つた。

更に足利氏は第二の過失を犯した。それは何であるか、曰く皇室を疎んずること其極に達し、一天萬乘の尊き御身を以て、日常の調度にさへ窮迫を感じ給ふに至らしめた暴狀是である。足利氏が盛んなる時代は、足利氏以外に皇室の上に權力を有した者は無論ない。併し相反目して居る幾多の勢力が相均衡する狀態に於て、皇室の地位が足利氏に與へた利益は、斯くして全く失はれるに至つた。足利氏は斯く幾多の誤謬の爲めに、其權勢の基礎を弱くしたのである。

足利氏が自ら東北地方を統轄して、此地方に於ける權勢を利用して、西國地方を支配することを計らず、權力の根據たる東北地方の支配は、之を單に管領職に委ねて、自ら之を碓

乎として掌握して居らなかつた結果は、足利氏の權力が衰頽するに從つて、管領の職は次第に京都の管轄を離れて獨立の權力となるに至つた。けれども管領は又東北地方の全部を擧げて自己の支配に服せしむるには、其力が足らないものであつた。其結果は關東及び東北に於ける大いなる大名が、漸次に其獨立を獲得するに至つたのである。其他の諸地方に於ても、大名は漸く微力なる京都の羈絆を脫して自立するやうになつた。但し其間に一門の權勢を以て他の諸勢力を壓迫して、己れ獨り優勝の地位に立つが如き者は、まだ起らなかつたのである。

足利氏の權力が衰頽した結果、有力なる武門の間に戰鬪を惹き起し、其極遂に封建國家の破壞を招いたのである。

應仁元年（西曆一四六七年）より文明九年（西曆一四七七年）に至る間、細川、山名の兩家は京都地方に激烈なる戰ひを交へて居つた、之を號けて應仁の亂と云ふ。此亂には他の諸家また之に參與して、何れか其一方に黨して居つた。其間將軍は京都の地にあつて奢侈逸樂にのみ耽つて居つた。久しきに亙つた此戰亂は遂に兩軍の雌雄を決するに至らず、戰局の未だ決定せざるに先立つて兩軍の將は相踵いで死んでしまつた。玆に於て規律なき軍隊の間に無用なる交戰が續いて行はれた。國に統率の將なく、各々其成功の見込みあると信ずる首將に屬して居つた幾多の軍隊は、互ひに覇權を爭うて居つた。

應仁の亂の最も重大なる結果は軍隊組織の基礎を動かし、從つて封建國家の基礎に一大變化を來さしめたること是である。從來は士卒の軍に從ふに當つては、血族關係若くは人爲的に假設せられた血族關係と、軍役の義務に對する土地の給與とを基礎として居つたものである。然るに打續く混亂野性的時代に於ては、斯の如き傾向は漸次に弛んで、兵卒が其從ふべき首將を選ぶには、唯首將たる者の實力が克く勝を制するに足り、之に與みするときは、自ら權力を張る望みが最も大なりと信ずる者を選んで之に附いた。他方に於ては、苟も劍を執り得る者、戰鬪力を有つて居る者は何人を問はず武人の武將、或は從臣として歡迎せられた。其爲に從來農民社會に屬して居つた者の中から、亦鍬を捨てゝ劍を執り、自己の武勇に依つて高き地位に昇らんとする者も起つた。殊に相續權のない弟として生れた者は家を捨てゝ武將に仕へ、依つて以て自己の相續分の缺を他の方法に

依つて補はんと計る者もあつた。

併ながら、此著しい變遷は、東北地方と西國地方とでは、其程度を異にして居つた。東國に於ては武士の階級に屬する者が、却つて劍を捨てゝ農民と化した者もある、是れ恐くは戰鬪能力に乏しい者が、其除隊に際して平和安全なる生活を送るに至つたものであらう。さうして彼等は德川時代に於ては、自己の所有地に於て殆ど自由なる農民として存して居つた。之に反して西國に於ては、封建的の結合は事實上尙ほ存續し、唯莊司若くは名主は其領主に對して獨立の地位を占むるに至つた點を特色とする。

軍隊組織の基礎に於ける斯の如き變遷は、又之に伴ふ經濟上の變遷を以てして居る。共經濟上の變遷とは何であるか。

戰亂が屢々相踵いだ爲に、武將は巨額の費用を費すことを要し、其部下の士卒も數多くなるに從つては、其役務に酬ゆるに悉く土地を給することは出來ないやうになつた。殊に主從關係は常に動搖しつゝあつたのであるから、之に永久的の土地を與へることは事實不可能である。玆に於て多數の士卒には扶持米を給して之を養ふの外なきに至つた。

併ながら、年貢として多量の米穀を農民から徵しやうとするには、先づ農民の經濟狀態の進歩をはからなければならない。諸大名の農民政策は、一に農民の負擔力の增進を目的として居つたことは、多くの諸侯が作つた所謂『家法』なるものが、常に農民の地位の向上を增進すべきことを說いて居つたのに徵して知ることが出來る。殊に農民が陪臣的關係から解放せられて、大名の直接支配の下に立ち、其所有權が確保せられるに至つたものも少くない。斯の如くにして有力なる大名の領內に於ける農民は、微力なる大名殊に封建制度の普く存續して居つた西國地方の小大名の領內に在る者に比べれば、其地位は遙に上進した。

併ながら、大戰は其首將に取つて更に多くの給米を必要たらしめたのみならず、又之に加ふるに貨幣を要すること頗る莫大なるものがあつた。外國との交通は此貨幣を得んが爲に奬勵せられ、其中心點たる沿海都市の發達を促した。

既に前に述べた如く、外國貿易は先づ支那及び朝鮮との間に起り、西曆十六世紀の中葉に至つて、歐羅巴及び南部亞細亞諸國との交通が開けた。亞細亞諸國との交通には博多

及び堺、歐羅巴との交通には平戸及び長崎が主なる開港場であつた。諸大名が貨幣を得んとして、是等の都市を保護した結果、是等の都市が繁榮を致したことは、經濟上重要であつたは勿論、政治上にも重大なる意義を有して居る。蓋し都市の繁榮は、武士の階級以外に一大新勢力を發生せしむる原因となつた。都市の繁榮を計つた諸大名は、絶えず貨幣の缺乏を感ずるに從つて、屢々此新勢力に依賴せざるを得ざるに至つた。是れ即ち堺及び兵庫を始めとして幾多の都市が段々獨立の地位を得、一種の自由都市とも目すべきものとなるに至つた所以である。

都市及び地方に於る經濟上の變遷に伴つて、宗教思想にも亦變化を來し、武門の大名の階級と、前に述べた都市との外に、更に第三の勢力として玆に宗門の勃興を見るに至つた。

宗門の勃興は、在來の秩序の動搖した戰國時代に於て最も注目すべき現象であつた。其重要なる所以は、從來日本に宗門がなかつた爲ではない、現に足利尊氏自ら一宗門であつた禪宗を奬勵したことは、前に述べた通りである。併ながら從來在つた宗門は、孰れも支那から傳來したものに外ならないのであつて、日本獨特の必要に應じて起つたものは

一つもなかつたのである。然るに此時代に當つて、日本の佛僧にして自ら新派の宗門を開く者が出來た、其狀態は恰も歐羅巴に於て封建國家の崩壞が宗教改革を喚び起したことに極めて克く似て居る。斯くして新たに起つた宗教で革命的性質を帶びて居たものが三つある、即ち日蓮宗、一向宗、眞宗是である。今是等の宗派の教義を討究することは本書の問題外である、唯玆に特に述べて置かなければならぬことは、是等の宗派は他の宗門の複雜神秘なるに似ないで、頗る簡單にして衆俗に入り易いこと是である。

此點に於ては、隋唐の間に起つて一時有力なる宗教であり、後に全く滅亡するに至つた三階教は、最も比較して興味のある現象である。三階教は信行と云ふ僧侶が第三階即ち第三の世紀の末世佛法として唱へ出した宗教であつて、著しく虛無的なる傾向を帶んで居つたものである。さうしてそれは幾多の點に於て淨土宗や眞宗などに共通の點のあることは注目すべきことである。其詳しいことは矢吹博士に『三階教の研究』と云ふ一大著述がある。本書第一章に於て、佛教の渡來は從來曾て知られざりし個人主義を日本に傳へたものであると云ふことを一言して置いたが、三階教は其反對に、或る意味に於ては個人否定の共產主義を教へたものである。今是と多くの共通點を有するところの革命的宗教が、封建國家の

崩壞と時を同ふして我邦に起つたと云ふことは、幾多の興味ある研究の題目を吾々に提供するものと思ふ。私は有爲なる新進の學者が、此題目を捉へて日本獨特の發展を明かにすることを努められんことを切望して熄まない者である。

是等の宗派は、他の宗派殊に足利氏の保護した禪宗に比較して、遙かに民衆的なもので あつた。さうして殊に國民生活に清新の氣と活潑の勢力とを皷吹し、一般公衆のみならず、大いなる武將をも歸伏せしめた。又武人にして是等の新派宗門の僧となつて、新興の勢力に身を投じて名を成した者も少くなつた。斯くして瓦解動搖の時代にあつて、同宗門に屬せる武士の間に鞏固なる團結を生ぜることも亦あつた。

殊に眞宗の僧侶は、其歸依者と結合して、一人の武將を以てしては到底之を制する能はざる程の大勢力を築き上げ、又非常に嚴格なる統一を有する大規模の宗門的行政を行つた。眞宗が今日尙ほ大なる勢力を日本に有して居ることは、實に此時に始まるのである。て、德川時代の全體を通じて漸次に其勢力を增進し、日本に於ける最も民衆的にして最も有力なる宗派たるの基は、此時に築かれたのである。

封建國家衰頽の時期に起つた變遷は、單に從來日本に傳はつて居つた宗教の上にのみ止らない、それは又新らしき宗教の傳來をも伴うて居つた。歐羅巴人との通商地が、博多及び堺から平戸及び長崎に移るに至つては、歐羅巴文化との接觸は、更に基督教を日本に傳來するに至つた。此以後基督教は電光石火の勢を以つて日本國內に普及し、其の狀態は西曆第六世紀に於ける佛教の普及にも優れるものがあつた。天文十八年（西曆一五四九年）有名なるエズイツト（Jesuit）の僧フランチスクス・クサフエル（Franziskus Xaver）

一四四四記。私は今日此章を校訂しつゝある。今日より三日前私はマレー半島のマラッカの近傍を汽車で通過した。マラッカはクサフエルの東洋に於ける宣教の出發地として今に猶彼れに關する幾多の遺跡を存する處である。

が日本に渡來して、諸地方に於て布教に從事し、遂に江戸にまで及んだ。天文二十一年（西曆一五五二年）クサフエルが日本を去る當時に於ては、基督教は既に日本に於て牢乎たる根柢を植え、其後十年更に益々普及して西南地方の大名にして此宗教に歸依する者も少くなかつた。基督教と之に改宗せる諸大名は、佛教の改革的宗門に對して一大敵國たるの感を爲した。

以上述るところは、西曆十六世紀の中葉に於ける日本の發展の狀態である。社會上著

くは政治上に於ても、封建制度は崩壞し、經濟上に於ては農民の地位は變遷し、沿岸都市は有力に勃興し、宗教界に於ては、從來の思想を其根柢から覆すべき變動が起り、あらゆる方面に於て在來の秩序は破壞せられ、新たなる生命は起り、是等の幾多の潮流は遂に果して一人の手に總括せられ得るや否やは、日本の將來の發展を畫すべき中核の問題となつた。而して日本民族の統一的國民生活は、非常の危殆に瀕した。內には虎視耽々として獲物を爭つて居る諸大名及び諸都市があり、外には日本の土地を侵して歐羅巴の植民地たらしめんと欲した葡萄牙、西班牙、和蘭の諸國民がある。此間に處して新たに起る時世の潮流を支配し、新たなる中央權力を鞏固ならしめる爲に、新舊の事物を利用し得る者が起るか起らないか。若し其人を得れば、日本の統一は玆に於て確められ、日本國民の自主自立は確乎に保障せられるであらうが、若し然らざる場合に於ては、統一的國民生活は到底之を見る能はざるべき時勢となつた。

當時國內に於て中原の鹿を互に相爭つて居つた諸勢力は、必ずしも、時運の赴くところを達觀し、其行ふところの戰爭が如何に重要なる意味を有して居るかを自覺して居たものではない。彼等武將は唯己れの利益を主眼として、戰鬪に從事したに過ぎない。彼等の前には唯利己の目的あるのみであつたことは疑を容れない。併ながら、彼等の中其何人たるを論ぜず、克く獨力を以て統一的權力の下に、他の總てを從へ得る者が起るならば、彼は同時に全國民の爲に偉大なる使命を果す者と言はなければならない。然るに從來支配權を有して居つた諸々の勢力は、其東に於けると西に於けるとを問はず、共に時勢の要求する任務を盡すべき能力を缺いて居つた。故に彼等の間から斯の如き統一的收拾の大使命を果すべき者は、起ることが出來なかつたのである。此重大の使命に應じ、此重要なる任務を果し得るものが、是等相戰ふ諸將ではなく、函嶺の西、琵琶湖の東、即ち正當の意味に於て云ふ中央日本の地に起つて來たことは、決して偶然ではないのである。

東部日本と西部日本との間に介在する諸國の武將は、東西各々に於ける競爭者の長所と短所とを十分に究め、其取るべきは取り捨つべきは捨てゝ、克く自己の地位を築くことを得る地位にあつた。彼等は西部日本に於ける如く文弱に流れず、而かも文化の度に於いては東國の武將の如き程度の低い者ではなかつた。東の武力を縫合するに西の智力を

以てせる大勢力は、斯の如くにして中部日本に擢出するに至つた。其主なる者は今川、上杉、德川等の諸氏であつたが、其中最も有力なる者は信長を主長とする織田家是であつた。

是等諸家の主長は、事實上足利氏に對して獨立の地位を得たる武將であつて、實權を失つた將軍に對して何等の義務を負はなかつた。彼等の中には名門の後裔たる者もあつた、殊に織田氏は平家から出たものである。之に反し德川氏の如きは、元と三河の一卑族から出た門地低いものであつた。（德川氏が源氏より出たと云ふのは一の傳說として之を見るべく、果して事實如何の問題は、之を專門史家の研究に委ねなければならない。）

織田信長は巧に德川家と結び、且つあらゆる階級から人材を登用した。殊に足輕から拔擢した秀吉は最も才幹に長けた者であつた。是等を家臣として强敵を倒し、遂に足利氏をも亡ぼすに至つた。信長の威名が天下に布くに及んで、彼は孜々として秩序の恢復をはかり、眞宗及び一向宗の勢力を殺ぐ爲に基督教を之に對抗せしめ、又困窮の極に達して居つた皇室の供御を增し奉り、其宮闕を修理し、頗る愼重の態度を以て愍勵皇室に奉ずると共に、自己の政權を確保し、更に進んで彼に對抗せる諸大名の征服に從事したが、接戰半ばにして其臣下明智光秀の爲めに弑せらるゝに至つた。其臣秀吉は即時に立つて光秀を誅して人心を收攬した。但し德川氏が尙ほ信長の遺子を援けて秀吉に對抗したが、秀吉は家康と和睦して後遂に全國の實權を握るに至つた。

豐臣秀吉は頗る智勇に富み、後に太閤の名の下に日本の國民的英雄となつた。彼は信長の遺業を繼いで更に之を大成し、殊に外國貿易上最も重要なる長崎港を領主大村氏より取上げて之を天料となし、大阪を以て日本の經濟上の中心として、外國貿易を自家の監督の下に置き、又檢地を行ひ、貫高の制を廢して石高の制を立てたことは、前に述べた通りである。秀吉の期したところは、日本の總ての經濟社會生活を統一的に支配せんとすることであつた。彼は信長の故智を襲うて皇室に奉ずること頗る厚く、皇室を以て威嚴の中心となし、自ら企畫する所のあらゆる事業に、天皇の名に於ける威信を與へんことを努めた。

秀吉は武將としては、日本の歷史に比儔を見ない者であつたけれども、其政治的手腕に至つては、必ずしもさうではなかつた。彼の政治は深謀遠慮に富む家康の輔佐に依つて

のみ之を行ふことを得たものである。秀吉は其政權の弱點を決して看過したものではない。彼は日本の統一を確め、依つて以つて自家の政權を保證せんが爲に、先づ朝鮮を征して支那に及ばんと考へた。彼の此企にして成就したらんには豐臣氏の支配權は長い間爭ふべからざるものとなつたであらうことは疑を容れない。

併ながら秀吉は其大事業を半ばにして死んだ。彼は死するに先立つて家康を始めとして五人の大老、三人の中老及び五奉行を任じて、以て己れの遺子當時纔かに六歲なる秀頼を託した。彼の死後內亂が起り、多くの大名は秀吉の一遺臣を仰いで其指揮の下に家康が秀頼の爲めに行ふところの政權を奪はんことを期した。併し家康は自己の政權を保持し、更に之を進めたのみならず、秀頼及び其從臣に對して自家の權力を確保することを得た。

此天下分け目の戰は、慶長五年（西曆一六〇〇年）關ヶ原に起り、更に豐臣氏の居城たる大坂に於て戰はれた慶長十九年（西曆一六一四年）の冬の役、及び翌元和元年の夏の役に於て遂に家康の勝利に歸し、豐臣氏は全く亡びた。

此戰に於て基督敎徒たる小西氏が家康に敵對し、佛敎徒たる加藤氏が家康に與して互に對峙したことは、多少の興味ある現象である。併ながら勝利は遂に家康に歸した。

慶長八年（西曆一六〇三年）後陽成天皇は德川家康を征夷大將軍に任じ給ふた。彼は是に於て日本全國の實權を掌握し、信長に依つて創められ、秀吉に依つて進められた事業を繼承して玆に日本帝國に與ふるに、世界の歷史中警察國家の最も完全なる成立と認むべき組織を以つてするに至つた。

家康の起した國家組織を研究せんとするには、先づ彼をして斯樣に有力なる地位に達せしめた原因を爲す、德川家の權勢の何物であるかを考察しなければならない。當時德川氏に屬する地域は頗る宏大であつて、石高を以て測れば其直領地は日本全土の殆ど三分の一に及び、之に加ふるに其家臣の所領地があつた。大名所領地の中、一半は所謂譜代大名（德川氏の家臣たる諸侯）に屬し、他の一半は外樣大名（關ヶ原の役に客將として家康に與みした者）に屬して居つた。德川氏一家の權勢の重心點は中部日本にある。足利氏が幕府を京都に移した誤りは、家康の看破して之を避けたところである。乃ち彼は其

新政府を關東地方に在る江戸に置いた。爾來江戸は日本全國の中心となり、今日東京と稱して尙ほ日本の首府である。其他德川氏は又全國各地に散在する多くの土地を有し、或は自家直接の支配下に置き（之を天料と號けた）或は譜代大名に其封地として與へた。

家康が其基礎を定め、而して其子孫が之を大成した國家組織の主要なる目的は、德川氏が自己の有する權勢に依つて、日本全國に及ぼした支配權を永久に維持すること是であつた。而して之に與つて最も力ありしものは、國家機關の各部分を確定不變の狀態に結合すること是であつた。

先づ朝廷に對する將軍の關係を見るに、德川氏は歷史的に皇室に加はつた威信を擁することの甚だ重要なるを認めて、一定の土地を皇室御料とし、將軍家の役人之を管理し、一國の歲入中から皇室の家計維持費を獻ずることゝし、以て皇室の所得を增加するに努めた。

元和九年（西曆一六二三年）京都附近の三郡一萬石を皇室に獻じて御料となし、寬永七年（西曆一六三〇年）更に三千石を上皇の湯沐邑として獻じ、後又七千石を增した。其後次第

に增加して寬永三年（西曆一七〇六年）には、御料の合計十二萬石に達した。

併ながら以上の事の外、皇室は將軍の手を經るにあらざれば何等の勢力を有し給はず、且つ家康は佛敎を保護し、又朱子學派の儒敎を以て官學として神道に對峙せしめ、他方に天皇は一般人民より全く隱れ給ひ、諸大名と交通を絕ち給ひ、深く九重の宮殿に止まり、其行幸は嚴格なる法規に制せられて常に公卿に侍せられて、神の如き封鎖的生活を送り給ふを代表すべき京都所司代の下に禁裡付なるものを置いて、之を監視せしめた。斯くして外はなかつた。固より天皇は代々の將軍を任ぜられたけれども、それは事實上何等重要の意味を有せざることは、位階の授與と擇ぶところはない。而して位階の授與すらも將軍の定めた嚴密なる法規に從はなければならなかつた。

元和元年（西曆一六一五年）に發布された『公武法制』なるものは、朝廷と幕府との關係に就て頗る詳密なる規定を設けてある。此の規定はルードルフが之れを獨譯した Rüdorff, Tokugawa-Gesetzsammlung. 18 Gesetze d. d. Iyeyasu. S. 1—4. を參照せられたい。又た『公家諸法度』なるものには、京都の朝臣を拘束すべき詳細なる規定が定

めてある。是も亦ルードルフの獨譯がある　更らに重要なるは『武家諸法度』と稱するもの是である。是は將軍家が諸大名に對して長く其支配權を確めんが爲に制定したところの法規である。是も亦ルードルフの獨譯に載せてある

全國の土地の三分の一が德川氏の直接の領有に屬して居たことは、既に述べたところである。

天保三年（西曆一八三二年）に、日本の總石高は三千〇五十五萬八千九百十七石であつたが、其の內大名に屬して居るものは千八百七十萬石に過ぎず、其の他の千百八十餘萬石の內、凡そ千百萬石は將軍家が天料として有して居つたものである。ラートゲン『日本の國民經濟及び財政』Rath, e., Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt. 三四頁。吉田氏『封建制度論』Lehenswesen u. s. w. 五六頁參照

是は天料と稱せられ、日本六十八箇國中二十一箇國を除き、殘りの四十七箇國に散在して居つた。其天料は之を分つて三種とする。

第一　關東御料　武藏、相摸、上野、下野、上總、下總、常陸、安房、伊豆、甲斐、出羽、陸奥に散在す。

第二　近畿三州御料　山城、大和、攝津、河內、和泉、近江、丹波、播磨に散在す。

第三　上方御料　丹後、但馬、備後、備中、美作、伊豫、讃岐、駿河、遠江、三河、伊勢、美濃、越後、越前、能登、飛騨、信濃、佐渡、石見、隱岐、肥後、肥前、筑前、筑後、豐前、豐後、日向に散在す。

是である。其の樞要の地には奉行なるものを置き、其他には代官なるものを置いて之を支配し、其統轄は勘定奉行が之れに當つた。天料內には重要なる都市の數が始めは十六あつたが、後に下田が加はつて十七となつた。（之に就ては尙ほ後段に述ぶる所を見よ。）

野中氏『大日本租稅史』卷の十四の說に依れば、寬文四年（西曆一六六四年）には十萬石以上の大名、即ち眞正なる意味に於ける大名は、其の數が四十三人あつた。但し紀伊、尾張、水戶の御三家は此の數に加へてない。何となれば、此御三家は全く特別の地位を占めて、通常大名と呼ばれなかつたものである。其他の小なる大名の數は百七十四あつた。是等は一萬石以上十萬石未滿を領するものであつたから、本來の名稱を以て言へば、小名と稱すべきものである。然るに文久三年（西曆一八六三年）には最小石高の一萬石を有する大名の數が四十三、五萬石以下を有する者が百二十あつた。即ち德川氏に取つて恐るべき勢力であつた重要の地位を占める大名の數は、僅かに其一部分に過ぎなかつたことは、是でも

分かるであらう。

併ながら前に述べた如く、石高を以て言へば、大名所領の一半は譜代大名に屬して居る。即ち文久二年（西暦一八六二年）に譜代大名の數は十八であつて、其所領の合計は九百四十萬石である。外様大名の數は百〇六人であつて其所領高は殆ど之に等しい九百三十萬石であつた。（ラートゲン p.p.〇 三三頁を見よ）

譜代大名は幕府の最要の職に就き、旗本が其下にあつた。譜代大名は將軍直接の家臣にあらざる外様大名を掣肘する任に當つたものである。譜代大名の領地と外様大名の領地とは、所謂犬牙錯綜して相隣り、譜代大名は常に外様大名の領内に起るあらゆる行動事件を嚴重に監察して、一々幕府に報告し得るの地位に置かれてあつた。

固より領内の行政は、譜代と外様とを問はず、全然領主に委ねられてあつた。併ながら其立法權は唯細末の事項に渉るのみであつて、重大なる事項に就ては、將軍家が全國に發した法令に從はなければならなかつた。此點に於て彼等は悉く中央政府たる德川幕府の統轄の下に立つて居つたものである。さうして將軍家は天皇より封ぜられた最大の領主であるのみならず、同時に總ての武門的貴族社會の總主長であつて、自ら源家の後裔なりと揚言し、源氏の長者、淳名奬學兩學院の別當と言つて居つた。

大名に若し過失があつた時には、幕府は忽ち之に干渉し、又幕府に對して其忠誠を缺く時には、嚴に其責任を問ふた。

家康が其基を立てた中央集權の事業を繼承して、銳意其大成を圖つた三代將軍家光は、其職に就くや大名に對して次の様な罰則を定めた。

第一　所罰を加ふべき大名に特別なる財政上の負擔を課する事。（例へば大工事を營ましめるが如きこと是である）

第二　大名の地位を其繼承者に讓らしむる事。

第三　石高の少なき地に國換を命ずる事。

第四　領地支配權を喪はしむる事。又は㊀之れに伴ふて一家の斷絶（之を御家斷絶と云ふ）一般人民の地位に貶す事（之を改易と云ふ）。若くは切腹を命ずる事。

右の外、大名は一年置きに江戸に上り、領内の事情を自ら將軍に報告し、且つ一年交代に是であつた。

江戸に住居しなければならない。之を號けて三覲交代の制度と云ふ。此目的の爲には、江戸に邸宅を構へ、妻子を止めて人質となし、以て其忠誠に於て缺くる所なきを證さなければならなかつた。此事は諸大名に巨額の失費を要せしめ、常に財政困難に苦しましめた一つの原因であつた。

大名の婚姻及び養子は將軍の許可を要し、知行の繼承も亦幕府の許しを請はなければならなかつた。幕府の許可なくして新たに城を築くことも出來ず、否、修理さへも爲すことは出來なかつた。大名は幕府に對して一定の納貢をなし、石高の多少に從つて士卒を養ふて一朝事有るの日に備ふべきは申すまでもない。幕府の手を經ずして外國と交通したり、又大きな船舶を建造したりする事は殊に嚴禁せられたところである。更に又大名と朝廷との關係に至つては嚴重なる規定が設けてあつて、『國々諸侯ハ勅命ト雖モ、宮中參內仕ル間敷候、西國諸大名往來停止セシメ候、密々往來候事露顯ニ於テハ何程大祿ノ家成共、絕家致スベシ、若シ洛外見物致度ハ其趣相屆ケ申スベク、其砌沙汰ニ及ブベク候、差シ免シ共三條橋ノ中ニ限リ申候』（公武法制第九條。ルードルフ獨譯參照）と。是は家康自ら規

定したところである。

斯の如くに德川氏は、巧に封建國家から其特異の精神を抜き去ると共に、其外形は依然として封建國家を繼承して居るが如き觀を呈することに努めた。家康は自ら源氏の末裔なりと主張し、源氏第一次の將軍たる賴朝が鎌倉に於て成した所のことを、自己は繰返すに過ぎないと稱して居つた。併ながら此の老巧なる揚言も、科學的研究者を欺き信ぜしむることは出來ない。家康が源家の後裔なりと云ふことは、歷史的基礎のないところの傳說に過ぎない。（日本の事情に精通すと言はれるラートゲンの如きすら、尙ほ家康は源家の裔であると云ふ傳說を事實として認めて居る。Japans Volkswirtschaft. 二六頁を見よ。）

其の如くに家康の起した事業は、賴朝の起した國家組織その儘を再興したものでは決してない。寧ろ鎌倉幕府の國家組織を根本的に打破したものと言はなければならない。封建國家が倒れて五百年來の發展に依つて、當然到達すべき國家組織を起した者は家康である。あらゆる封建武士的の外形は之を維持して、諸大名は曾て中央政府に對し獨立反抗の態度に出る能力を有した貴族であつたものが、今や太陽を繞る諸々の遊星の如く、

一人の支配者の周圍に聚まるものとして、何等重要の意味なき地位を維持するに過ぎざるに至つた。既に崩壞した封建的ヒエラルヒー(Hierarchie)の外形を維持することは、却つて此新中央權力を擁護する所以であつた。蓋しあらゆる生活關係を嚴密に規定する朝儀の細かなる諸法制は、殆んど法律に等しき拘束力を有して、巧に之を德川氏の權力の下に置く作用をなした。

併ながら德川氏は、其政權を維持せんが爲には、他の總ての者に對して永久不變の法則を與へて之を支配したと共に、己れ自ら亦嚴重なる拘束の下に立つたことは、其築いた國家組織の特色とすべきところである。即ち家康及び第二代將軍の發した法制は、第三代以下の諸將軍に對して拘束力を有すると云ふ一の原則が定められ、歷代將軍は現に之を確守した。（各將軍は其將軍職に就くに當つて、諸大名を集めて家康の一たび定めたる法度及び其他右述ぶる諸法度を必ず自己の法制として、嚴に服膺することを誓ふを例として居つた。）

今其定められた德川幕府の組織を一瞥して見よう。將軍を輔佐する宰相又は顧問官は、之を御老中と云ひ、其數は通常五人から成り、德川氏一家の宰相であるけれども、亦每月一人づゝ交代で國政百般の事に當つた。老中の下に若年寄と稱するものがある、其數六人より成つて、老中に對する補助機關であつた。是等顧問官の權力は頗る大なるもので あつて、將軍の權力が以上の理由に基いて制限せられるに從つて、益々增加した。御老中は最も狹い意味に於ける德川氏の家臣であつた、家康が單に三河の武將たる時から其侍として仕へ、後に譜代大名となつた家康の忠臣の家から之を選任したものである。若年寄は譜代大名又は旗本から撰拔した。但し是等の職務に當る者は、單に其有職者一人でなく、其大名の一家及び其從臣の全體である。此全體を稱して藩（Clan）と云ふ。是は恰も第一章に述べた上古の骨の制を聯想せしむるものである、其職を帶びる主君は啻に其家臣に依つて補助せられるのみならず、其過失に對しても亦家臣一般に依つて保護警戒せられるものである。老中若年寄の權力は頗る廣大なるものであつて、將軍を監督し、常に他の同役に依つて政治上の改革を企てたり、濫りに新例を開くことなからしめ、同時に亦各老中は國家の大事は勿論、事細大となく絕えず其下役竝に全國各地に遣はしてある牒者から報告を受ける。當時政府は一家の內房に起つた事すら

も詳しく之を知悉する重要な機關として牒者を用ひて居つたのである。

徳川氏の臣僚國家の中心たる是等中央官職の下に立つ下級の官職に關しては別に詳細に之を說く必要はない。唯所謂三奉行なるものに就て一言して置かう。奉行とは實際行政の局に當つたものであつて、寺社奉行三人、勘定奉行四人、江戸町奉行二人があつた。寺社奉行は譜代大名から選任せられ、勘定奉行、江戸町奉行は旗本から任ぜられた。旗本は將軍を護衞し、一萬石未滿三千石以上の土地を與へられる者もあつたけれども、其大多數は唯定額の祿米を受るのみであつた。奉行の職に當る旗本以下の者は、祿米の外に貨幣の給與を受けた。

併ながら、現存する近世的民族國家の政策は、啻に封建的權力を統一的中央政府の下に服從せしむる一方面に現はれたに止まらず、歐羅巴に於けると同じ樣に、日本に於ても科學技藝竝に國民經濟上の地位の進捗に周到なる注意を拂つたのである。國民の經濟上の地位を增進する目的に對しては歐羅巴現在の近世的國家の諸國に於けると同樣の精神から成る政策、即ち通常メルカンチル・システムと稱せられる政策が、日本に於ても亦有力に採用せられた。

家康が科學の發達と技藝の進歩とに力を盡したことは、頗る大なるものであつた。此點に於て彼は統一ある國民的精神の有力なる奬勵者であつた。彼は亦宗教の統一が國民生活に如何に重大なる意義を有するかを十分に知つて居つた。關ヶ原の役に於て、基督信者が徳川氏に反抗の位地に立つた爲に、（勿論是ばかりが唯一の原因ではないけれども）家康及び其後の將軍は、基督教に對する禁止を勵行して殆ど基督教を絶滅に歸せしめた。西洋に於て cujus regio, illius religio（クユス レジオ、イリウス レリジオ）（地を領する者は亦教法を制す）と云ふ格言は、日本に於ても亦當てはまるのである。家康は一方に於て基督教を禁ずると共に、他方熱心に儒教、就中其一派たる朱子學を奬勵し、江戸に聖堂を起して孔子を祀つた。（家康は又其城内に圖書館を設けて之を紅葉山文庫と言ひ、彼は古書の蒐集に非常なる力を盡し、又朝鮮から輸入した活字を用ひて、有益なる圖書の出版をなしたことも少くない。）

徳川氏の奢侈的欲望（それは家康の時に生じたのではない。多くは家康以後に起つたのである）竝に幕府のなすところに汲々として後れざらんと努めた諸大名の奢侈の風に關聯して、美術、工藝その他の工業が勃然として興り、幾多の方面に於て他の諸國民の企

て及ばざる完成の域に達した。西暦十九世紀の終りに於て、歐羅巴のセセチョン的美術上に見逃がすべからざる影響を及ぼすに至つた自然主義と、ローマンチック・リーリック聲調を融和せる特殊日本的の繪畫の興つたのは、實に此時にある。木竹・象牙の彫刻の技術の進歩の偉大なる、木版彫刻の精巧なる技能に依つて、美麗正確なる模寫を以て飾られた日本の書籍が、其美に於て遙かに支那の書冊を凌ぐものゝ出たのも此時である。陶磁器製造の發達が普ねく世界の賞讃を博するやうな物を出したのも此時である。之にも優して世界の歡賞を値ひしたものは、金銀眞珠を以て象眼せる大小の漆器である。徳川時代に於ける金屬細工、殊に七寶を施した銅瓶の如きは、今日まで之に優る物を造ることが出來ない。合金の術亦頗る巧妙の域に達した、就中刀劍に至つては其堅剛・銳利・光澤實に無雙の銘作を出した。さうして絹織物及び染色は、金銀の刺繍から日用品に至るまで、紙は幾多の種類に於て何れも精巧の技を得た。

就中最も大なる注意と奬勵の對象となつたものは農業である。多數の旗本其他の從臣に祿米を支拂ふ爲に農業の奬勵を必要とした。之に加るに、專制政治必然の現象として、詳密なる干渉政策が行はれた。殊に將軍の直領地に於ける農民の地位は大に保障せられ、大名の領地にある者に比して壓迫を受ること遙かに少なかつた。大名も亦其領地に於て壓制收斂を行はざる責を負うて居つた。斯の如くにして農業は頗る發達し、政府は各地に倉庫を設け、豐作の年の米を貯へて不作の年に備へ、不作の年には貯米を出して、豐作の年と異ならざる價を以て一般人民に賣捌くことを努めた。

中央政府は亦內地商業及び交通の奬勵を怠らず、道路・橋梁・旅舍を設け、又之を維持した。殊に江戸・京都間の大道は、美しくして克く其目的に適つて居つたので、後世の模範となつた。嚴重なる警察制度と犯罪に對する嚴罰とは、商業に缺くべからざる生命財產の安固を保障した。之に反して、武士時代から平民時代への過渡の時代に伴ふ必然の現象として、商人が武士より賤しめられた事あるは注意を要する。名譽には富むも、浮世の財寶に乏しい武士は商人を賤しんで、己れが缺乏の狀態にあることを慰めんとし、何等生產することなくして、唯財の移轉に依つて活きて居る商人を蔑視した。幕府が商人より貨幣を徵するにあらざれば、財政上の困難を切抜けることが出來ないやうになつては、商人の價

値は(好ましからざる方法に於てゞはあるけれども)自ら認めらるゝに至つた。

德川氏が商工業民に就て採つた周到綿密なる政策は、畢竟その政治組織と關聯を有するものである。德川氏は武士の階級を懷柔することに於て、殆ど其目的を達することを得たけれども、都市に於ては動產と其所有者は、極めて保守的なる德川氏の臣僚政治を危からしむべき新要素であつたことは出來ない。玆に於て德川幕府は絶えず之に干涉を加へて、官府の威信の大なることを覺らしむることを必要としたものである。

以上商工業者に對して執つた周密なる干涉政策と、之を生ぜしめた原因とに關する略說を終つた。次に進んで德川氏の警察國家の社會上の政策に論及しよう。

德川氏が一たび政權を收めてから後、其政策の根本主義としたところは、日本の國家組織の各部分を鞏固不變の狀態に結合するに在つたことは前に述べたところである。從つて既存の等族及び階級の制度を、在來の關係の儘で維持することは、德川氏の社會上の政策の眼目であつた。

此目的を達するに、先づ第一に必要缺くべからざることは、新たなる習慣、風俗及び欲望の發生を嚴重に抑制すること是であつた。無慾と質素とは最高の德性として國民に教へられた。さうして之を單なる敎訓に止めずして實際的たらしめる爲には、全然外國品を排斥し、若くは言ふに足らざる量に於て之を容れ、格外の高價に之を賣捌いて、頗る富裕高貴なる者のみが僅かに其少量を用ゆるに止めしめたのみならず、更に日常の生活に關して複雜なる規定を設け、種々の奢侈禁止を以てした。

國民の階級相互の關係に就ては、巧妙なる秩序を設け、あらゆる不平及び內部の動搖を阻止することに力を入れた。凡ての人民が四階級に分たれたことは、此目的を達するに有力であつた、之を號けて四民の制度と云ふ。但し此制度は、印度のカーストのやうに、嚴重相侵すべからざる區劃ではなかつた。

四民の中、最高の地位にあるものは武士の階級であつた。武士は之を分つて五種とする。

第一　大名。

第二　旗本。

第三　陪臣。（各大名の家臣を云ふ）

第四　將軍の從臣（御家人）及び大名の從臣。

第五　足輕。

是である。

神官僧侶學者美術家醫師等、今日所謂自由職業に屬する者は、多くの點に於て武士の階級に次ぐ社會上の地位を與へられた。而して營利の業に從事する者は之に次で居つた。其第一は農であり、第二は工であり、第三は商である。

但し農工商業者と雖も、養子となつて武士の階級に加はることが出來ないのではなかつた。此場合に特に重きを爲す者は、其兩親の富是であつた。併ながら、父の官職營業又は職務は、父が子に傳へるのが一般の通則であつた。是れ畢竟經濟單位を成すものが家族であつて、個人にあらざる結果に外ならぬ。

以上四階級の外に、尙ほ醜業者（河原者の類）及び不淨の民（穢多）などがあつて、それぞ

れ特殊の階級をなして居つた。

德川氏の社會上の政策の保守的傾向は、家族に對して關係に於て個人に許された地位に徵して之を知ることが出來る。『氏』の如き大なる共產團體が生產の單位であつた時代は、既に遠い過去の事に屬し、遙かに小なる共同團體たる『戶』が生產の負擔者たる時代も亦去つた。大寶令の時代に存在した『戶』と云ふ家屬共產體が、幾多の自然的家族に分裂するに伴つて、此最小の範圍に於ける家族が生產の單位たるに至つた。

即ち日本に於ける經濟單位の發展は、共產主義より個人主義に向つて、更に一步を進めたものである。併し斯の如き發展の經過が、家族より個人に向つて更に共步を進める勢ひを自由に放任する時は、其自然の附隨現象として、遙に現在の秩序を崩壞に傾かしむることは、疑を容れない。德川氏の政策は此發展の進行を阻止すべき方法を嚴密に講じたのである。

家族の內部に於て戶主の權力は殆ど絕對無限であつて、家族員は法律上竝に社會上殆ど何等の意味を有して居らなかつた。凡ての法律行爲及び契約は、戶主が共調印（歐羅

巴人の署名と同樣の効果を有する）に依つて之を確認するにあらざれば、何等の拘束力を有しないものとなつて居つた。即ち戸主は其家族員の行爲から起る一切の法律上の結果に對して、全責任を負ふものであつた。社會上獨立の地位を有し得る者は、財產を分かたれて分家を立つる子あるのみで、是等の子は父兄の家に止まつて居る限り、決して獨立なる行爲能力を有せざるものであつた。さうして此家族團體に宗教上の基礎と威嚴とを與ふるものは、祖先の祭祀であつたことは、昔と毫も異なるところはない。

家族が經濟單位たる結果として、職業の種類は嚴重に世襲的で、且つ確定不動であつた。固より國民階級の區分は、必しも印度に於けるカーストの如き劃然たるものではなかつたけれども、一般人の感情を刺戟し、不快の感を惹き起さしめない爲には、子は宜しく父の職業を繼ぐべしとせられたのみならず、子は家族の一員として其家族の經濟單位の爲に、幼時から其職業に從ふことを通則としたものである。商工業者が父子共業を傳へたことは、技術上の理由から見ても當然のことであつた。

斯の如く個人の地位が甚しく束縛を受けたることは、暫く問題外としても、家族の經濟

單位そのものは、決して是が經濟上の能力を十分に發揮する自由を有して居らなかつた。當時日本の國民經濟は、經濟上の自由、分業及び交換を基礎として、其上に築かれた經濟組織たるには、未だ遠いものであつた。凡ての經濟生活は些々たる事に至るまで、徹頭徹尾上より支配せられた。個々の經濟單位をして十分その能力を發揮せしむることは、やがてそれが德川氏の地位を動搖せしむる所以である。是は家康が夙に之を察して新しい事物の輸入に依つて自家權勢の動搖を來すなからんことには、最善の注意を用ひたものである。

之に由つて觀れば、德川氏の政策の第一の原則は、一たび成立したものは絕對に之を確定維持するに在つたと言つて宜しい。從つて事々物々進步發展の傾向を抑へることを免かれない、是即ち所有動產の經濟上の性質に應じて活動して止まない商工業者の階級に對して、些々たる警察的干渉の下に立つて、停滯的秩序の紊亂を豫防することに力を盡した所以である。

併ながら、以上の政策は一つの前提條件が滿たされることに於て、始めて遂行せられる

ものである。共前提の條件とは何であるか、曰く鎖國の政策即ち是である。

外國に對して日本を完全に封鎖するのでなければ、斯の如くに社會上經濟上の發展を停止すべき豫期の目的を達することは出來ない。即ち家康が和蘭商人に對して許した通商の自由は、家康の死後に於て制限せられ、寛永十八年（西曆一六四一年）和蘭の商人は平戸の居留地を撤退して長崎の市街を離れた海中に、人工的に築かれた小さな島（之を出島と稱した）に移され、寶曆二年（西曆一七五二年）には、國內に於ける金が缺乏すると云ふ理由を以て、金の輸出が禁ぜられた。リースの論文參照 L. Reiss, Die Goldausfuhr aus Japan im 16., 17. und 18. Jahrhundert. Zeitschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte, VI. Bd. S. 144 ff. Weimar 1898.

之より先、貞享二年（西曆一六八五年）輸入品の代價として支拂べき銀の分量を、和蘭人との商業に就ては一箇年僅かに三千貫目に制限し、正德五年（西曆一七一五年）には每年入港を許すべき和蘭船の數二隻と限り、其貿易金額は舊に依つて三千貫目とし、但だ其額の內に銅百五十萬斤を限つて渡すこととし、更に寬政二年（西曆一七九〇年）以來銀の輸出高を七百貫目に、和蘭船の數を一隻に減じた。從て和蘭人が日本との貿易に於て得る

利益は、餘り大なるものではなかつた。殊に出島に限つて住居を許され、個人的自由が頗る制限せられたことは、彼等に取つて大なる苦痛であつた。それにも拘らず出島に於ける和蘭人の居留地は、近代まで繼續した。和蘭人が歐羅巴人中、日本と通商を行つた唯一の國民であつたが如く、亞細亞の國民中、西曆十七世紀の始めから十九世紀の中葉まで日本と聯絡を保つた唯一の外國人は支那人であつた。併ながら支那人との交通も亦制限を被つたことは、和蘭との交通に同じかつた。即ち每年長崎に入港を許すべき支那船の數は、貞享二年（西曆一六八五年）以來は之れを七十隻に限られ、正德五年（西曆一七一五年）之を三十隻に限られ、而して商品輸入の額は每年銀六千貫目に限られた。德川氏は斯の如くにして歷史上唯一の事例たる鎖國を實現することを得たものである。是は歐羅巴諸國に於て類例を見ない所であつて、殆ど世界歷史の上に於て唯一の例と言つても宜いものである。さうしてそれは德川氏の政策を維持する爲には、論理上必然の前提であつて、又其當然の結果と言はなければならない。歐羅巴諸國と雖も所謂メルカンチル・システムを採つた時代は、やはり斯の如き鎖國を實現せんことを努めたものであるけれども、彼等の地理的狀態其他は、彼等をして德川時代に於ける日本の如く完全なる鎖國を遂に實現することを能はざらしめたのであつて、此點に於

ては德川氏は歐羅巴諸國の爲さんと欲して爲す能はざりしことを、能く獨力を以て完全に實現し得たことを誇りとすべきものと言はなければならない。

想ふに數百年の久しき間內亂の巷となつて居つた日本が、德川氏の時代に至つて殆ど二百五十年間に亘つて毫も紊れざる平和の狀態を維持することの出來たのは、著しい現象と言はなければならぬ、さうして德川氏の此大なる成功は實に驚くべきものであつた。之と同時に德川氏の起した國家組織の暗黑なる方面も、亦決して之を輕視することを許さないものである。殊に幾多の慣例儀式の末節を定むるに汲々として日も尙ほ足らず、人の思想を些々たる細節に拘泥せしめ、國を擧げて苟且偸安の風に化したことは、其大なる暗黑の方面と言はなければならぬ、否是よりも更に不利益にして、殆ど人心を倦ましめるものは、全國に其の網を敷いた間諜の制度是れであつた。其結果として近親の間に於てすらも疑惑不信の念を起さしめ、徒に繁文褥禮に流れ、事に當りては他人の眼前を裝ふことに腐心し、虛僞欺瞞に滿ち、不信にして賴み難き風が盛んになつた。日本人が居常齷齪として勤めて倦まざるにも拘らず、深謀遠慮に富む努力、大規模なる野心、是より起る活動を喚び起すに至らなかつたことは、必しも其天性ではなく、德川氏の退嬰的政策の結果と目すべきものが多いのである。而して其經濟上の損失たる實に莫大と言はなければならない。即ち德川氏の起した國家組織に於て取るべき點は、他方に於て却つて此組織を到底維持し能はざるべき機運を熟せしめざるを得なかつたこと是である。二百五十年間連續して絶へなかつた平和が、今や既に不生產的階級となつた武士の特權ある地位の、人爲的の維持を意味するに外ならない組織の存在を許さざるに至つたことは、當然の數と言はなければならない。事々物々進化發展する大勢に抗して、之を阻止しようとするあらゆる人爲的政策は、遂には自然の大勢の前には破れざるを得ない。久しきに亘る平和の狀態は、既に時勢に應ずるに足らざる國家組織の變革と其必然の結果として生ずべき機運とを熟せしむるに至つた。十九世紀の中葉は即ち其機運が熟し了つて、遂に大變革を生ずるに至つた時代である。

以上德川氏の起した警察國家に就ての梗概を述べた。以下此時代に於て地方及び都市に存した經濟上及び社會上の組織、竝に當時の所有及び相續の法制を考察して、更に其面目を明かにしやうと思ふ。

第二節　地方住民と其組織

地方の住民は『村』と號する村落團體に住して居つた。今先づ此村と大寶令に於ける『里』との差異を一言して見よう。

大寶令に於て里と云ふのは、人爲的に上から命令を以つて設けた行政單位で、單に相隣れる五十戸を包括して云ふので統一的支配の行はれた時代、及び中央政權の及ぶ地方にのみあつたものである。里と云ふ言葉は又地理的尺度としても用ひられ、五十町の長さを意味して居る。此二つの意味の間に於ける混同を避ける爲に、後に至つては五十戸から成る行政單位の意味に於ける里を現はすには『鄕』といふ言葉を以て是に代へて居つた。然るに鄕は此時代に至つては既に全く其意味を失つてしまつた。

其反對に村は自然に成立した地方住民の共同生活の團體である。即ち一の村落團體(Dorfgemeinde)を成して居るものである。

村と云ふ言葉は『ムレベ』と云ふ言葉から來たと傳へられて居る。『ムレベ』とは若干の臣屬の群を意味して居ると云ふ說がある。果して然りとすれば、其れはラテン語の『ファミリア』(familia)に同じと云ふ可きであらう。之に對しアムリ』(famuli)の總稱を『ファミリア』(familia)に同じと云ふ可きであらう。之に對しては朝鮮語の『ムル』『コル』等を以て說明すべしとする說がかなり有力である。之に關する詳しい事は、宮崎博士の諸々の論文を見られたい。

『村』の起源は、恐らく次の如くであつたらうと思はれる。一の『戶』に屬するもの〻人員が增加して、最早之を一の家に網羅する能はざるに至つて分家が起つて來た。又一の主家に屬する體僕が解放せられた後に、其近所に定住して居た者もあつたらしく思はれる。是等の『ムレベ』即ち分家及び解放せられた體僕等は、想ふに宗家の支配の下に村を成して居たものであらう。語を換へて言へば、日本に於ける村落團體たる『村』は、一の宗家と其莊園とより分家が起つたことに依つて成立したもの〻如くである。斯の如き推定を爲すは、次の如き事實があるからである。

第一、村內に於て最も名望ある家の名と、其村の名と同じい場合が多い事。

第二、村內に同じ姓を有する家が多い村が澤山ある事。さうして西南地方に比べれば、比

較的新たに開墾された東北地方に於て殊にさうである事。

第三、殆ど何れの村に於ても、今日尚ほ所謂氏神と云ふものがあつて、其村の家々は總べて氏神の氏子である事。

是である。

村の組織は如何なるものであつたか。

村の頭に立つ者を名主（ナヌシ）又は庄屋と號ける。東北地方では多く名主と稱し、西南地方では概ね庄屋と言つて居る。

莊園が莊司（即ち villicus, Meier）に依つて管理せられたことは、既に述べたところである、莊園が變じて村となるに至つては、莊司は變じて庄屋となつた、即ち西洋に於て villicus から Dorfschulze が起つたやうなものである。

墾田の多くは名田と呼ばれて居つたことは前に述べたところであるが、名田の管理者は之を名主（ミウシュヨ）と言つた。名主は『ナヌシ』の漢字である。

夙に耕作せられて居つた西南地方に於ては、主として莊園制度が行はれて居つた。其反對に東北地方に於ては、土地は先づ開墾を要したことは前に述べた通りである。即ち何れも墾田として起つたものである。是れが西南地方に於ては、村の首長は莊園の管理者たる莊司から來た庄屋と云ふ名を以て呼ばれ、東北地方に於ては墾田の名主であつたものに從つて、村の長を名主と稱して居つた所以である。

庄屋と名主と其成立の原因を異にすることは注意を要することである。何となれば、庄屋を頭と戴く村の制度と、名主を戴く村の制度との間には、事實上重大なる差異が存して居つたからである。庄屋が支配して居る村に於ては、村の首長は莊園の管理が出來ないに反し、名主を村の長として居つた東北地方に於ては、村民の自治は殆ど之を見ることが發達して居たかの如くである。

將軍若くは大名に對する庄屋名主の義務は、村が團體として支拂ふべき年貢を集むることと是である。又庄屋名主は刑法上の小さな事件に對しては裁判權を有し、民事上の爭ひに就ては始審裁判を行つて居つた。此判決に對しては一定地域内に於ける大名の代表者たる代官に控訴することが出來た。名主、庄屋は凡て其村の内の平和及び秩序を維

持する責を負うて居つたものである。

他方に於て、彼等は將軍又は大名に對して、村民全體を代表するものであつた。彼等の給料は村が之を負擔することが多く、領主が給することは稀であつた。

庄屋又は名主の職は、其始め多くは世襲的であつて村の內で最も地位のある家、即ち系圖の最も古い家に傳はつて居つた。併し時には又名主が村の土地所有者の間から選ばれたこともある。其場合には其選擧は代官の役宅で行はれた。之に反して庄屋は必ず世襲的であつたやうに見える。而して庄屋は常に農民の利益よりも、大名又は將軍の利益を代表して居たものらしく思はれる。

享保元年（西曆一七一六年）幕府の勘定奉行は、名主の選擧を代官の役宅で行ふ慣例を廢し、同時に名主選擧の制を一般に許した。但し其選擧は組頭、年寄若くは百姓代の家で行ふべきものとした。此規定は名主選擧の自由に與つて大いに力があつた。代官は名主が全く其職を帶ぶる能力の無い場合に於て、農民に改選を勸告することはあつたが其他の場合にあつては、代官は少しも其選擧に干涉すべきものでないとせられて居つた。

併し以上の事實は主として將軍の直領地及び東北地方に當て嵌まるものであつて、西南地方にあつては庄屋の職は依然として一定の家の世襲するところであり、所に依つては庄屋の選擧を行ふこともないではなかつたけれども、其場合に於ても上役たる幕府の代官が之に干涉することが多かつた。

各村には名主又は庄屋の外に、所謂組頭なるものがある、是は言はゞ副名主である。組頭は後に述る所謂五人組の頭及び名主が之を選擧する。其職務が世襲的である場合であつても、在職者が若し其人を得ざる時には、五人組の長及び名主は、選擧に依つて新らしい組頭を定めることを得るものとしてあつた。

組頭はもと五人組の長であつたけれども、年月を經るに從つて副名主の地位に變つたものと見える。之に對して五人組の長たるものは、別の名を以て呼ぶやうになつた、即ち番頭又は伍長と云ふもの是である。但し此變遷は主に將軍の直領地に起つたので、西南地方の大名の領內に於ては、組頭は五人組の長たること從來と異なることなかつた。

前に述べた如く、東北地方と西南地方との間に、村の成立に差異のある結果、西南地方に

は右の二役人の外に尙ほ村の行政上重要なる第三の人物があつた、即ち年寄と云ふもの是である。年寄の任務は、庄屋に依つて代表せられる大名に對抗して、農民の利益を擁護することと是である。東北地方に年寄がないのは當然の事である、何故なれば名主は將軍又は大名に對する農民の利益の代表者たることが其本領であつたからである。

以上の名主（又は庄屋）組頭及び年寄の三者は何れも佩刀の特權を有して居つた。

村の住民の種類は次の如くである。

村の内で最も名望あり又大なる地主は、之を『鄉士』と號ける。鄉士は謂はゞ農的武士、若くは兵的農民であつて、其間から一方には武士、從つて亦大名となつたものがあり、他方には地主たる農民となつたものがある。多くの他の大名と同じく、德川氏も亦此鄉士から起つたものである。鄉士は武士の階級に屬する特權の二三を有して居る、例へば佩刀の特權、姓を稱する特權の如き是である。併ながら彼等は大名又は領主から祿米を受ることなく、一般の武士よりも其地位は遙かに獨立的であつた。

西南地方に於て鄉士は別に廣大なる土地を有して居るものはなかつたが、東北地方に於ては、小さな大名よりも却つて多くの土地を有して居る鄉士があり、日本の狀態として言へば、大地主と稱してよい者も往々其中にあつた。明治維新に際して大名は其封地を奪はれたけれども、鄉士は其土地を奪はれなかつた。今日日本の大地主となつて居る者の中には、此類に屬する者が多い。

鄉士に次で農民中最も舊家であつて從つて又最も名望の高いものは所謂『草分』是である。名主は多くは此草分の中から選び出された者である。

次に『高持』といふものがある、是は石高を多く持つ者と云ふ意味であつて、大地主のことである。彼等は通常小作人に委せて其土地を耕作せしめて居る。次に又『根生（ネオイ）』と云ふものがある、其村に生れたる農民と云ふ意味である、それ等は自己の所有の土地を耕やして居るものであつて、村民の大多數は此根生に屬するものである。鄉士、草分、高持、その他村の地主たる家の戸主の集會を『寄合』と稱へ、先づ第一に大名とか將軍から其村に課する年貢を、村民の間に分擔する割合を評定する。土地を持たない農民は、恐らくは此集

會に於て毫も發言權を有して居なかつたものと見える。當時尙ほ共有地、殊に森林・牧野の存して居る村も少くなかつた、又從前の共有地が大名に依つて兼併せられた村もある。共有地の尙ほ存せる村にあつては、寄合は又共有地の利用及び管理に就て協議をする。蓋し凡ての村民は、是等共有地の利用を許されたものであつて、各村民は全村民の同意を以て共有林から木を伐り取り、共有の牧地に自己所有の獸畜を放牧することが出來たのである。

次に起る問題は、是等の村民は如何に組織せられ、又村の內に於て個人的生活は如何なる程度まで發達して居つたか是である。

東北地方たると西南地方たるとを問はず、將軍の直領地たると大名の領地たるとを論ぜず、何れの村にも一種特有にして殊に注目に値する組織があつた。それは所謂五人組の制度是である。（五人組のことに就ては、前にも述べた穗積陳重博士の『五人組制度論』第一版及び第二版を參考せられたい。）

五人組の制度とは、五家が相互救濟及び共同擔保の爲に團結するを云ふのである。但し五と云ふ數は常に必しも嚴重に守られたものではない、一組に五家以上を包括することも稀でなく、新たに立つた分家は、本家の組の內に數へられた。此團體の成立の根本主義は隣保相依る原則是である。併し此原則は必しも一貫して行はれたものではなく、一組の家が他の組の家と混在する場合も往々あつた。それは畢竟分家を本家の組の內に入れるところから起つた結果と見える。さうして一村內の各組には、北若くは西から始めてそれ〳〵番號が附けてある。

五人組は社會上、竝に經濟上の狀態を異にする各種の農民を包括して居るものである。富める者も、貧しき者も、門地の高き者も、共に一組の中に混在して居る。唯不淨民（穢多）は自ら特別の組をなして、決して一般民と結合せらるゝことはなかつた。一つの五人組に屬することは世襲的であつて、父の代に其家の屬せる組は、子の代にも亦屬すべきものとした。此關係は原則上永久に保存すべきものとなつて居つた。

組合の戶主の中から一人の組合長を選定して、之を伍長又は番頭と號ける。組合長は全組合員の實印を保管し、全般の事務を掌る任を有つて居る。併し組合長が直接に名主又は庄屋に依つて指命せられる地方も少くなかつたが莊園に於ては組合員の互選に依

るのが通則であつた。此場合に通例組合の戸主中、名望の最も高く、最も富裕なる者を選んで之を組親と號けて居つた。凡ての證書を法律上有効ならしめる爲には、組合長の奥印がなくてはならぬ、即ち組合長は外部に對しては組合の代表者であると共に、内に對しては其總主長たるものであつた。

五人組は全組合員の上に築かれた單位として、最も重要なるものである。五人組は組合員の行動に就ては、單に組合の戸主の爲のみならず、又各個の家族員の爲に團體として責を負ふものである。例へば窮乏に陷つた組合員の救護は、若し其本家がこれに當ることが出來ない場合には、五人組が代つて之に任ずるのである。組合員中病氣に罹る者があれば、全組合員は無償で其田を耕やし、五人組が之に當ることが出來ない時には村が之に當つた。又新築若くは改築を企てる者がある時には、全組合員は無償で之を助ける。一組の力で及ばない時には、全村民が之を助けることになつて居る。建築補助者は建築主から晝食を供せられるに過ぎないで報酬を受ける者は專門の大工ばかりである。但し建築主が火災の爲に家を失つた如き理由に依つて、大工に支拂をすることが出來ない時には、全組合員が釀金して其支拂を辨ずることもある。火災に罹つた村民は、新築に必要なる木材を共有地から自由に伐り出す權能を有つて居る。

五人組の制度は或る地方にのみ限つて存して居つたものではない。凡ての地方竝に都市にまで普及して居つたものである。併ながら都市と地方との間に存する事情の相違は、又兩者間に於ける五人組制度の重要の度合にも相違を示して居る。都市に於ては村落に比して貧富の懸隔が遙かに顯著である事情は、財産の懸隔に少しも關係なく、一切の經濟上の酬酌を無視して、單に隣保相依るの主義に基く五人組の制度をして都市に於て重要なる地位を占むること能はざらしめたものである。五人組制度が江戸及び大阪の如き大都會に重きをなさないで、唯商工業の發達の稍々之に及ばざる京都に於て、多少の意味を有して居るに過ぎなかつたことは、誠に當然の事と謂はなければならぬ。

五人組制度の成立に關する研究は、未だ不十分なものである。但し穗積陳重博士『五人組制度論』第二版に至つては、此憾みは大に撤去せられた。尙ほ三浦周行博士『五人組制度の起源』（法理論叢第九編）をも見られたい。

併ながら此五人組制度は、大寶令の五保の制度と密接なる關係を有することは疑を容れない。五保の制が氏の崩壊した

時に起つたと同じく、五人組の制度は家屬共産體たる戸の崩壞の後、重要なる意義を有するに至つたものである。

以上を以て村落生活に就ての重要なる事項を述べ終つた。

終に臨んで、前の時代に於て吾々の觀察した狀態と比較して、尙ほ一言を添へて置きたい。從來の家屬共産團體たる戸は、二つの方面に於て變遷を來した。一方に於ては分家が母家から分離することに依つて家屬共産體は村落團體となつた。他方に於ては此分離に依つて、從來の家屬共産團體は、單に兩親と共子とより成る家族となるに至つた。是に於て經濟單位は一變して、戸は最早や單位を成さず、最下級の經濟單位は自然的の家族であることになつた。此自然的家族の上に立つて、或る限られたる目的の爲に經濟單位たる者は五人組であり、村は更に其上に立つより大なる單位であつた。

村の全住民は領主に對して共同擔保の責に任ずる納稅の單位は村であつて、各個の地主ではない。村の全住民は氏神を其共同の祖神として認め、貧窮なる村民を救助する義務も亦村民の負ふところであつた。

之を要するに家族の內部に於ける各個人が經濟上完全なる獨立を有し、全責任を負ふ個人完成の時代は未だ來らなかつたが、之に移り行かうとする過渡の現象は着々として起りつゝあるを見るのである。

第三節　都市及組合

前章に於て日本の都市が多くは大名の城下に起り、大名の所在地は商工業の地たる都市となつたことを述べた。併し此外に、尙ほ特殊の事情に基いて起つた大名の所在地でなかつた都市も少しはあつた。

將軍の直領地には十六の都市があつた。

後には下田を加へて十七となつた。十六の中、江戸、京都及び大阪は日本の主なる三都市であつて、之に次では伏見及び奈良があり、又最も主なる三治海都市たる堺、兵庫及び長崎があり、伊勢大神宮の所在地たる山田があり、此外に神奈川、浦賀、靜岡、甲府、日光、新潟、及び箱舘があつた。

是等の都市は、特殊なる市制と行政とを有し、其組織は前に述べた村の組織とは趣を異にして居る。

是等の都市は何れも之を國都と稱することを得る。將軍の都たる江戸の市政を總轄するものは町奉行と稱へ、南町奉行、及び北町奉行の二奉行があつた。是は御老中の直接監督の下に立つて、行政百般及び警察の全權を握り、將軍家から俸祿を受けて居る者であつた。初めは役高三千石であつたが、慶應三年役高を廢して、役料金二千五百兩を與ふることゝなつた。內地旅行免狀たる人馬宿次證文の發行も、亦町奉行の掌るところであつた。此職務は人民の移動を防ぐの用をなすに甚だ重要であつた。用

町奉行の下に町年寄なるものがある。樽氏、館氏、喜多村氏の三家が世襲的に此職に當つて居つた。而して南北町奉行には各々與力（騎馬警官）各々二十五騎と同心（徒歩警官）各々五十人を附した。後に至つて與力の數を增し、安政六年に至つて南北各々百六十人となつた。

町奉行と町名主及び組頭との間に立つ聯絡の機關であつた。是は半官吏の性質を帶び、町奉行と町年寄の管理するところであつた。江戸の二大水道（神田、玉川兩上水）も亦町年寄の管理するところであつた。

町年寄の三氏中、姓を稱へることを許されたる者は、始めは喜多村氏のみであつて、他の二者は唯屋號を稱するに過ぎなかつたけれども、後に其勤勞に依つて樽氏は寬政二年（西曆一七九〇年）以來、館氏は天保五年（西曆一八三四年）以來、姓を稱する特權を得るやうになつた。

京都は江戸と違つて、所司代（三萬石若くはそれ以上の譜代大名から之を任じた。）の統轄に屬して居つた。所司代の第一の職務は、將軍に代つて朝廷の動靜を觀察するにあつた。江戸と同じく其の下に東西町奉行があつた。京都には始め町奉行は一人であつたが、寬文五年（西曆一六六五年）以來之を二人とした。

大阪に於て市政を總轄するものは、大阪城代である。（譜代大名を以つて任じた。）其第一の職務は大阪城及び堺城を守るにあり、兼ねて亦關西諸國を總轄して居つた。城代の下に東西町奉行があり、江戸及び京都と異つて、其下には總年寄なるものが十四人あつて、其下に町年寄があつた。

其他の都市に於ては、町奉行が最高の官吏であつて、町年寄が其下に立つて居つた。各都市は幾多の行政區に分れ、若干町の住民を包括して居る。各行政區の首長たる者

は、村と同じく名主と呼ばれて居つた。江戸に於ては町名主を數種に分つて居つた、第一は草分名主であつて、其數凡そ二十九人（徳川幕府の末まで に六人を減じた。）其第二は古町名主であつて、文化年中の調査に依れば、其數凡そ七十九人あつた。（後に四人を 減じた。）第三は平名主と云ひ、第四は門前名主と云つた。草分、古町の兩名主は、名主中最も權威あるものであつて、殊に毎年正月三日江戸城に參賀して、將軍に拜謁し、扇子を獻上する特權を有つて居つた。さうして此二者は一定の家の世襲するところであつたが、後には名主職を株として賣買する樣になつた。名主職を世襲する家は、恐らくは元と其祖先が其地區を開拓し、そこに定住したものであつたらしい。殊に其地區内に於ては最も名望高き家であつた。其他の名主は地區内の地主が之を選擧した。京都に於ては之を町代と言ひ、始めは選擧に依つて定めたが、後には世襲的となり、從つて賣買の目的物となるに至つた。凡て名主の給料は、其地區の負擔に屬するものであり、將軍家から與へられたものではない。

都市に於ける年貢は、物納及び銀納の二種とし、其他に尙ほ賦役の義務がある。江戸に於ては享保七年（西曆一七二二年）以來、之を銀納のみに限つた。京都に於ては寛永十一年（西曆一六三四年）から既にさうであつた。

以上の地區團體と其代表者たる名主の存續は、都市成立の歷史を聯想せしむるものである。其理由は次の如くである。

既に前章に於て、日本の都市が其始めは商工地でなくして、農民が城主の保護の下に集まつたところから起つたことを說いた。斯の如く集合した村民は、久しく農村的性質を有つて居つたけれども、次第に村から發達して地區團體たる町となつた。是に於て從前の名主は、地區團體の町名主となるに至つた。即ち村の長が變じて區長となつたのである。

所が歲月の經過に從つて、都市村落の間に經濟上の懸隔が益々大となるに從つて、村の名主と都市の名主との間に、其職分及び性質を異にするやうになつて來たのである。

一の城主の保護と監督の下に立つて居る幾多の地區團體は、相集まつて廣き意味に於ける町たる一の都市を成した。故に、今日にあつても日本の都市に於ては、此變遷の跡を辿るべき遺物は、深く探究しない者と雖も、容易に見出すことが出來るのである。

斯の如くして成立した都市は、既に前の時代に於て純然たる商工業地となつたものも少くない。さうして此時代に至つては、以上の變遷は一般に波及して、農村的性質は殆ど都市から消え去つて、自然經濟の尚ほ一般に重きをなして居る當時に於ても、獨り都市は商工業地として貨幣經濟及び動産の負擔者たるに至つたのである。

是と關聯して都市の發達に就て、尚ほ多少の觀察を試みて見なければならぬことがある。

慶長五年（西曆一六〇〇年）の關ヶ原の役、竝に大阪兩度の陣は、德川氏の實權を確定し、三代將軍が位に就くに及んで、元和九年（西曆一六二三年）凡ての大名は德川氏の政權の確立を承認した。是に於て大なる武門的貴族の目的は一變して、最早や全國の支配權を爭ふことは無くなり、唯現存せる國家組織の下に自家の繁榮と連續のみを一意念とするやうになつた。殊に法律を以て養子の制度を認めて（是に就ては穗積陳重博士に『由井正雪事件と養子制度』と云ふ重要なる研究論文がある。）以て各大名をして子孫なくして死んだ場合に於ても尚ほ其家を存續することを得せしめたことは、一般人心を安んじ、新たに起つた國家組織を確むるに寄與することは頗る大なるものがあつた。

平和と靜謐の新時期は斯の如くして來り將軍及び諸大名は、主として自己の領地の經濟上の繁榮に意を注ぐ樣になつた。殊に三代將軍家光が、今日尚ほ日本の建築術の驚歎すべき產物と見られて居る日光に於ける家康の廟を築いて示した先例に依つて、高尚精緻なる欲望大いに增進し、且つ參觀交代の制に依つて、凡ての大名は隔年に江戶に住まはなければならなかつた爲に、江戶に壯麗なる邸宅を築き、逸樂奢侈の風を養成する原因となり、之が爲に日本の美術工藝は、嘗て華奢を好んだ秀吉に依つて置かれたる基礎の上に、更に有力なる援助を得ることになつた。今日諸外國の驚歎を喚び起して居る日本の美術的產物は、前に述べた如く、多はく此時代に至つて始めて成れるものであつて、是れ以前の時代に起つたものは寧ろ尠いのである。

此變遷に伴つて都市住民の富も亦增殖し、江戶及び大阪の富豪は、大名と共驕奢を競ひ合つて居つた。

西曆十八世紀の始め、吉宗將軍の職に就き、日常生活と密接の關係を有する事業の發達

に力を致したことは頗る大なるものがあつた。甘蔗の栽培が一般に普及したのも吉宗の力である、彼は又た自己の廣大なる庭園を變じて藍の試驗農場とさへなした。彼は西洋の文化を日本に普及することを務め、基督教傳道の爲にするものを除いて、其他一切の歐羅巴の書物輸入の禁を解いた。

吉宗の開いた先例は、大なる諸大名の倣ふところとなり、所謂『御藏物』と稱して大阪市場に賣出す自領國産の發達增加を計つた。前に述べた通り、今日尙ほ有名なる幾多の工業品例へば尾張の陶磁器、姫路の木綿織、長濱の縮緬、土佐の紙、加賀の漆器、上野下野の絹織物の如きは、此當時に於て勃興したものである。是等の工業は、手工業の階級から進んで、歐羅巴に於て所謂『家內工業』の經營形態に等しいものに進んだ。

馬畜の飼育は、仙臺の大名伊達氏の銳意奬勵したところであつて、今日尙ほ此地方が重きをなして居る。西歐羅巴諸國のメルカンチル・システムと類似の經濟政策を行つた大名（殊に大なる大名）も亦あつた。

此の專制的警察國家の下に於ける諸大名の經濟政策を研究するに當つては、當時の日本の經濟狀態に十分注目することを要する。向後日本經濟史研究の第一着手は、先づ此點から始めなければならない。因に言ふ近來土屋喬雄氏は德川時代諸大名の財政經濟政策を以て特殊研究の問題として、着々業績を發表せられつゝある。吾々は刮目して其大成を俟つ者である。

幾多の經濟學說の起つたのも亦此時である。博學の士は多く大名の顧問に聘せられ、其大名の內帑學（Kameralische Lehre）を發達せしめた。是等內帑學者の錚々たる者は熊澤蕃山、新井白石、荻生徂徠及び太宰春臺等である。是等の人々の著書は今日尙ほ當時の經濟狀態を察するに、最も貴重なる史料である。是等著書は今は悉く網羅して瀧本誠一博士編纂の『日本經濟叢書』同じく『續日本經濟叢書』に收められて居る。唯著作權の關係上新井白石、二宮尊德及び佐藤信淵の著書の輯錄せられて居らないのは、甚だ殘念のことである。本文に擧げた四人の學者の外に、否それより優つて甚だ優れた經濟上の意見を述べたものは海保青陵であつた。斯の如き事情の下に商工業は勃然として起り、都市は益々其重要の度を增すに至つた。

玆に問題は、是等の都市の市民は、如何に組織せられて居つたか。彼等は全然從來の共産的經濟組織の束縛を脫することを得て居つたか。彼等は既に自由なる個人となるに

至つて居つたか否かと云ふことである。

此の問題に對しては、或る程度までは然りと答ふべきである。之を地方の住民に比較する時は、都市に於ては個人性の發達は遙かに進んで居つた。近世の經濟組織完成の萌芽は、都市に起つた。殊に五人組の制度が都市に於て全く重きをなさないやうになつたことは前に述べたところである。併ながら、私は之を近世經濟組織の萌芽に過ぎないと認むる者である。何となれば、個人の自由は、都市に於て未だ十分に生ずるに至らなかつたからである。都市に於ては商工業者の密接なる團結の存在することは、即ち完全なる自由時代でなかつた證據である。是團結とはギルド即ち是である。

前の時代に於て、城主に依つて其所在地に誘はれた商工業者が『座』と云ふ團體を結んだことは既に述べたところである。座は古の『部』（臣屬の群集）から起つたことも亦述べた。

此時代に至つても亦座と云ふ語は用ひられて居る。例へば、權座、桝座、朱座、銅座、朝鮮人參座、唐和藥腦座、鐵座、眞鍮座等の如き是である。併しそれ等は唯一定の政務に關して特

權を與へられたに過ぎないのであつて、座と云ふものゝ一般的の重要なる意味は既に失はれて居る。其反對に大都會殊に江戸、大阪の商工業者は『組合』（即ちギルド）なるものを造つて居つた。組合の重きをなす點は、其組合員が營業を獨占したこと是である。

組合の成立に就ては、其名が示すところに依つて明かなるが如くに、五人組の制度と密接なる關係を有つて居るものである。

五人組は都市に於ては經濟上の重要さを失ひ、唯都市住民の警察的管轄の爲にのみ存して居つた。都市が商工業に移り行くに當つて、五人組制度は最早や其任務を盡すに足らなくなつた。何となれば、五人組制度なるものは單に隣保相依る主義に基いて、市街地を基礎として其上に築かれた組織であつたからである。所が座を組織する都市の商工業者が新たに人爲的に家族類似の團體を設けるに當つて、其模範を五人組制度に求めたは、決して偶然のことではない。組合は從來の共同保護團體たる五人組と、臣屬の『インヌング』たる座との共同の產物であつて、前者から道德的竝に一般社會的職分を承け繼ぎ、後者からは經濟上竝に技術上の職分を承け繼いだものらしく思はれる。

玆に『組合』の眞相を詳しく述ぶることは必要であるけれども、之に關する研究は今日未だ極めて不十分なるものであつて、尙ほ今後の研究に俟たなければならない。今は唯簡單に其外形を說くに止めて置かう。（それは主として横井時冬氏『日本商業史』の記述に據つたものである。）

元祿七年（西曆一六九四年）江戸に十の組合があつた。其後他の職業が段々に加はつて、江戸に於ては享保の頃（西曆一七一六―一七二四年）以來二十二組に增加し、大阪に於ては享保九年（西曆一七二四年）以來二十四組になつた。是等の組合は毎年幕府に冥加金を納め、之に對して一定の特權を許されたものである。

江戸及び大阪の組合は、文化五年（西曆一八〇八年）海運同盟を結び、之を菱垣廻船と號けて、其間に密接鞏固なる聯絡を有つて居つた。此年江戸の組合の冥加金を每年銀一萬二百兩と確定し、隅田川の三大橋修繕の義務を負うた。三橋會所なる名前は之から起つた。

文化十年（西曆一八一三年）まで、組合は未だ排他的の團體でなく、何人と雖も組合に加

入することは自由であり又如何なる職業も組合を立つることが出來た。固より組合員たる者は其種の事業を營む者でなければならず、組合に屬せずして獨立の營業を行ふことは事實上不能の事であつた。組合は冥加金を納めて大なる特權を與へられたものである。隨つて此特權に與からんと欲する者は、之に對して納むる冥加金の分擔に任ずべきは當然である。組合全般の事務を掌るものは年行司と稱へて居つた。徒弟制度も亦大いに發達し、今日尙ほ其跡を繹ねることが出來る。但し靑年者は徒弟となつて見習年限を終れば獨立することを得たるものであつて、彼の歐羅巴のギルドにあつたやうな年期上り（Geselle）の旅修行の義務（Wanderpflicht）は存在して居なかつた。固より『旅稼』と云ふものはあつたけれども、それは歐羅巴に於けるやうに各地を遍歷することが、獨立職業を營むに必要缺くべからざる前提條件であつたと云ふが如きことでは無かつた。然ろに文化十年始めて江戸の組合の請願に依つて幕府は株式を一定して、六十八組合とし、組合員の數千九百九十五人と定め、各組合員に特許狀を與へ、之を『株札』と號けた。それ以來新組合員を加入せしめ、又は株札を血緣者以外の者に讓り渡すことを禁じた。玆

に於て組合は排外的となり、獨占的性質を帶ぶるに至つた。但し嚴重なる禁制があつたにも拘らず、株札の賣買は非常な高價で行はれたものゝ如くである。

十九世紀の中葉に及んで、組合殊に大阪の組合は非常な困難な時期に遭遇した。『黒船』（當時西洋船のことを斯く稱へた。）が屢々入港して人心を騷がした。加ふるに連年凶作が續いて購買力の減少を來し、組合は一層困難の地に陷つた。而かも組合員が獨占の權に依つて其地位を維持して居る限りは、以上の事情あるのみだけでは、未だ全然その繁昌を失ふには至らなかつた。所が之に伴つて更に深く重大なる變遷があつた爲に、彼等は最後の打擊を蒙つたのである。其重大なる變遷とは何であるか。曰く從來組合がその繁昌の原因として居つた大名の財政政策に一大變化が起つたことと是である。

從來諸大名は其の總ての國產物の販賣を、悉く組合の手に委ねて居つたが、彼等の貨幣に對する要求が日に月に增加するに從つて、收入の增加を計る爲には問屋の手を經ることを廢めて、自ら直接に役人を派して販賣のことに當らしめ、從來組合に歸したる利益を已れの手に收めようと努めた。組合は玆に於て其重要なる收益の源泉を失ふことになつた。是と時を同ふして組合の海運同盟（菱垣廻船）も亦新進の勢を有する『樽廻船』の競爭に依つて甚しく利益を殺がれるやうになつた。

斯くして組合の地位は段々危くなり、利益の主なる源泉を失つて來た爲に、愈々獨占的性質を强め、少くとも餘命を維持して居る者は、更に打擊を受くることを避けようとした。そこで彼等は幕府に向つて請願を以てし、甲の特權を得れば更に乙の特權を得んことを計り、組合員以外の營業禁止は愈々勵行せられ、殊に或る種の商品は必ず菱垣廻船を以て運搬しなければならない特權を得んことを望むやうになつた。當時財政の窮乏その極に達した幕府は、彼等に其の望むところの特權を附與して、之に對して多額の上納金を得るの外に採るべき手段がなかつた。然るに組合に對する烈しき非難の聲は、一般人民の間にも、亦武士階級の間にも起り、殊に當時の著しき物價の騰貴を以て一に組合の罪に歸するやうになつた。此間に立つて時の町奉行矢部駿河守定謙は、物價騰貴の眞原因は組合にあるのでなく、貨幣の粗惡なることに在りとなし、諸大名がその國產を大阪問屋を經ないで直接江戸へ運漕して賣捌き、以て其利益を殺いだ事は、大阪問屋をし

て入津の國産が減ずるに從ひ、其價を高めて損失を償はんことを計らしめた所以である
ことを看破して之を主張した。

然るに組合に對する攻撃は益々甚しく、天保十二年（西曆一八四一年）有名なる老中水野越前守忠邦は、物價を正常に復さしめて人民の生活を安んずべき途は、營業の自由を認むるの外無しとして、遂に組合に對して解散の命令を發した。併ながら組合の解散は毫も物價の下落を伴はなかつた。嘉永四年（西曆一八五一年）水野越前守の後を襲つた阿部伊勢守は、此有樣を見て再び組合を復興せしめた。さうしてそれは明治維新の破壞作用に依つて、全く其跡を絕つまで存續して居つた。

其他の都市に於ても亦組合が存して居つたらうと思はれるけれども、それに就ては今日まで何等知らるゝところがない。唯當時唯一の外國貿易港たる長崎には、一種の組合が存して居つた。此時代に於ける日本の外國貿易の歷史は玆に詳しく說くことを要しない。それは歐羅巴學者が既に幾多の著書に於て、可なり詳細に研究して居るところである。併し長崎の商人が如何なる內部の組織を有つて居つたかに就ては、是等の著書に於て全く看過せられて居るところである。即ち長崎にも亦一種の組合があつて、始めは商人會所と稱し、後に市法會所と改め、又後に長崎會所と稱した。此組合の起源は、足利時代の座にある。此會所は長崎商人が支那商人の輸入する生絲（玆に注意すべきことは、日本が當時尙ほ多量の生絲を支那から輸入して居つたことと是れである。今日日本が多額の生絲を輸出し得るやうになつたのは、畢竟德川氏の經濟政策の賜ものである。）を購入する目的を以て組織せられたものである。此生絲購買組合の獨占權は、支那人及び和蘭人の輸入した殆ど凡ての商品に及び、之を組合共同の計算に於て買入れ、更に組合員に分配したものである。組合員は事務擔當者を互選して之を年寄と號け、組合管理の任に當らしめた。（此の一例は獨逸のギルドが市政を掌握して居つたのによく似て居る。）後に此組合は長崎市の自治機關となりを許されたる扇形の人工的小島なる出島も、亦其組合の築くところである。有利なる支那和蘭貿易に於て、購買獨占權を有し、和蘭の東印度會社と相對して一個の自治機關を成して居つた。

第四節　所有及び相續の法制

氏の制度が先づ起つて、さうして崩壊し、大氏ノ上は氏の占有物の單純なる管理者たる地位から起つて、其の所有權者となり、大氏に屬する家族共産體たる戸を支配するに至つた。然るに從來戸を結びつけて居つた連鎖以外に、亦た新たなる連鎖が起つて之れに代つた。それは即ち封地の給與である。斯くして封建國家が出來た。武家は其農民と共に一大經濟單位を作り、農民の戸はより小なる單位として其下に立つて居た。而して此武家の上に立つ大名の經濟單位は、武士と大名との間に存する封建的結合に基き、又其上に立つ更により高き國家の單位は、大名と皇室との間に存する封建的結合に基いて居つた。然るに封建時代の末葉に及んでは、軍役に當る報酬たる封地給與の制以外に、扶持米給與の制度が起り、封地の給與に基く譜代恩顧の關係以外に、更に是等武士の純個人的の義務が起つた。然るに德川時代は實に封建國家の精神を拔き去つた時代であつて、當時の所有及び相續の法制は畢竟此變遷に應じたものに外ならなかつた。

凡ての土地の所有權者は天皇であることは從前と違はない。凡て私人の土地は封地であつた、將軍と雖も、法律上は諸大名と等しく天皇の封臣であつて、皇室に代つて國政を行ふ義務に對して、天皇から知行として封ぜられたものである。大名の封地も亦たそれと同じことに領內の政務を掌る義務に對して與へられたものである。將軍及び大名の兩者は、自己の封地に更に自分の臣下を封ずることが出來た。但し大名が他の大名を封ずることは出來なかつた。

以上述べた限りに於ては、封建國家の設けた所有權法には未だ何等の變化も起つて居ないのである。然るに右の所有權法を基礎として、其上に築かれた國家組織を維持することが、經濟上困難になつたと云ふことは、封建時代の末葉に於て旣に生じ、其結果として啻に封建國家の精神を拔き去つたのみならず、尙ほ幾多の年月を經るに從つて、遂に代つた專制的警察國家の瓦解を來すに至つた。

封建制度を基礎とする國家組織は、土地を封ずべき武士の階級の存在することを以て、缺くべからざる前提條件とした。

侍又は武士は元來劍を帶ぶる者を指して居つた。此意味に於ては將軍及大名も亦武士の階級に屬するものであることは、恰も歐羅巴に於て天皇、國王及び諸侯が何れもリッテルの身分（Ritterstand）に屬するものであつたと相似て居る。

武士が不自由民の一種たる家人郎黨から起つたことは、前に述べたところである。獨逸竝に其他の西歐羅巴諸國の騎士が、中世の末葉に於て遭遇した運命は、又日本の武士の運命であつた。西歐羅巴の騎士が新たに發生した近世國家の軍人、竝に官吏と化し、土地を給せらるゝ代りに金錢を以てする俸祿を受くるやうになり、而かも尙ほ舊時の主君に事へたると同じ忠節を盡して、新たなる國家に事へる武士的精神を失はない、唯その事ふる君を異にするのみであつたが如くに、日本の武士も亦警察國家の時代に於て、其土地に基く基礎を失ひ、唯其一部分の者のみが土地を以て封ぜられるに過ぎないやうになり、其封地を賣買することは嚴重に禁ぜられた。而して前既に述べたやうに、將軍の臣下たる旗本と雖も、必しも領地を有する者でなく、其多數は扶持米を受くるに止まつて居つた。唯だ多くの異つた點を有して居る西南日本の薩摩に於ては之と趣を異にして、武士の主君に對する個人的結合（獻身的義務）尙ほ强く、君に事ふるや其命鴻毛よりも輕しとすることは、單に名義上のみならず事實上に於ても儼として存して居つた。大名及び其臣下は、其間に存する雙務的關係と、將軍に對して（法律上は皇室に對して）共同に負擔する義務とに基いて密接なる結合を成し、臣下が忠誠、獻身の義務を負ふに對して、主君は彼等を保護し、扶持米を給して其生活を保障する責を負ふた。此結合を號けて『藩』（クラン）と號けて居つた。但し藩は主君の氏族團體（Geschlecht）と同視してはならない、藩には同族以外の者をも包含して居るのである。前に述べた如く、大名が幕府の一官職を有する時は、其局に當る者は其大名一人でなく藩の全體である。隨つて主君の罪は全藩を以て之に任じなければならない、藩の一員の罪過はやがて全藩の罪過である。敵討は主君の爲には勿論、一藩の何人の爲にも、凡ての事情の下に於て行はれる。之を傷ければ切腹を以て償はなければならない、武士の嚴格なる名譽義務も亦是から起つたのである。併ながら藩の結合は、絕對に破られないものではない、武士が己れの藩を脫退して他藩に加はり、若くは浪人となることも往々あつたことである。

家康の起る以前の戰國時代に於ては、封地の給與を基礎とする大名、武士の間の恩顧關係は、領主に大いなる利益を齎らしたものである。當時各大名は常に他の大名と對峙し、多くの從臣を有する者のみが克く其存在を全うすることを得たのである。所が家康が權力を其手に集注して、二百五十年に亘る平和の基礎を置くやうになつて、事情は全く一變し、劍は最早や其用無いことになり、武臣は大名に取つて何等積極的價値を有せず、却て不生產的費用を要せしむる基となつたのである。武士の運命が衰頽に赴いたのは當然であるが、併しそれは獨り右の事情のみに止まらない。凡そ用ひられない器官が自ら壞體する事は、進化の理法に照して疑ふべからざるところである。社會生活に於ても亦さうである。封建武士の運命も此理に洩れない。武士の如きは唯戰爭の術を知るのみであつて、而かもそれは平和の持續して居る時代には用ふる所がない。武士が生活上受くる所のものは、唯一定額の扶持米に過ぎない。さうして一方に於ては武士道は勞働を賤しむべきことゝ教へた。であるから、武士は經濟上の手段に依つて其受くる扶持米の增加を計る途を有たない。他方に於て彼等は都會人の安逸なる生活を見て羨望の念を抑

ゆることが出來ない。此くて都人士に倣うて自己の收入以上の支出をなすに至つた武士も尠くはなかつた。否彼等の爲す所は、此以外に出ることは出來なかつたのである。其結果武士の階級は一般に巨額の負債に苦しみ、延いては大名たると武士たるとを問はず、武人の階級の全部を通じて品性の墮落を來すに至つたは、已むを得ざることゝ言はなければなるまい。

之に反して、一般の人民は全然封建的束縛を脫し、封建時代の不自由なる農民は殆ど其跡を絕ち、年貢賦役の義務は負ふて居るけれども、一片の土地を自己の所有として持つて居る農民、竝に小作人が之に代つて起つたのである。是は從來に比して、より集約的にして、さうしてより周到なる耕作法を行ふ爲には、土地耕作者に與へるに一層鞏固なる占有の權を以てすることが必要であつたが爲である。斯くして農民の土地所有權は、此時代に至つて確定的のものとなり、唯其保有する土地を他人に賣ることが禁ぜられたのである。始め收穫折半法（Teilbau）が一般に行はれたけれども、歲入額を一定せしむる必要大とるなに從ひ、年貢の高を一定するやうになつた。即ち一村落團體の全體に就て收穫

せらるべき石高は、一旦定めた以上之を動かすことなく、之に對して納むべき年貢は、將軍の直領地に於ては收穫の五割、大名の領地に於ては六割として居つた。但し年貢の上納の單位は、各地主でなく全地域團體であつて、各地主が負擔すべき實際の年貢高は、更に其内部に於て分割せられたものであることは、前既に述べたところである。

斯の如き土地所有法の發展は、又之に應じて相續權並に土地處分權に關する法制の變遷を惹き起した。

先づ相續權に就て觀察して見よう。

大寶令の『戸』が家屬共產體であつたことは前に述べたところである。此時代に至つて『戸』は分裂して近世的家族が起つた。

大寶令が家督相續と財產相續とを分つたことは既に論じたところである。

大寶令は、家督相續に於ては長子相續の制度を採用したけれども、尙ほ實際上の事情に應じて種々の讓歩をなし、前戸主の弟にして殘存せる者の利益を保護した。然るに之に代つて興つた封建制度は、斯の如き讓歩を撤回せしむることを必要とした。即ち此時代に於ては長子のみが家督を相續することゝなつたのである。

是と反對に財產相續に就ては、大寶令は未だ單獨相續を認めて居らない。此場合には家屬共產體が尙ほ重きをなし、遺產に對しては諸子均分が原則であつた。然るに封建制度の發達に伴ひ、封建の精神は財產相續にも及び、遺產の繼承者は家族員でなく主君たる可しとし、被相續者が生前に於て處分せざりしものは悉く（後に述ぶる如く土地は不可分にして賣買すべからざるものとせられた）其主君に歸し、主君は更に奉公の淺深に隨ひ器量の堪否を糺して諸子の間に之を分配した。封建の制度愈々確立するに從ひ、長子繼承は財產相續の場合に於ても、亦事實上益々多く行はれるやうになり、長子相續の原則は最も重きをなすやうになつた。

之を要するに、家督相續にあつては、武士の階級たると一般人民たるとを問はず、長子繼承の制度が行はれ、財產相續にあつては封地は分配を禁じて長子の相續すべきものとし、農夫の土地は其處分權に制限を加へて、十石の收穫あり面積一町以上なる土地を所有せざるものは、土地と家督相續人以外の者に傳ふることは出來ないとせられた。

もと所有地の分配を行ふには、少くとも二十石の收穫ある二町以上の土地を有することが必要であつたが、享保七年（西曆一七二二年）以來十石の收穫ある一町の地を以て最少限度とすることに改められた。

長子相續が先づ封地の相續に就て起つたこと右の如くである。而かも之に關して尙ほ注目すべきことがある。相續が將軍が相續人を命じたものである。長子が十五地の相續を左右するものであつて、結局將軍の認許を要する限りは、封地の封主は事實上其封歲以下で死んだ時は、次の弟が長子に代り、若し子がなければ養子をすることを許された。養子は始めは必ず同姓、即ち血緣者から採るべきものとせられたが、寶永七年（西曆一七一〇年）以來、血緣者以外から採ることも亦認められた。又養子は被相續人の生前に定めなければならず、遺言養子は無效であつたが、寶永七年の改正に依つて特に功績ある封臣には遺言養子を許し、進んで死後の養子をすることも認められ、又入婿を許し、相續した女子の夫が長子の地位に代ることを得るやうになつた。入婿は一般人民の間にも亦行はれた所である。但し孰れも將軍の認許を請ふことを必要とした。

家に生れたる長子なく、養子も亦ない場合には、將軍は相續人を指定するか若しくは其家を斷絕せしむるか（之を御家斷絕と云ふ。）任意に其一を選ぶことが出來た。御家斷絕に際しては封地は將軍に返還すべきものであつて、死者罪ある時は其地の全部若くは一部を沒收することもあつた。將軍が封地の領有者に所罰として隱居を命じ其地を相續人に讓らしめ、或は前に述べた通り大なる封地を轉じて小なる封地となし、石高の多き土地を石高の少き地と代はらしめることも往々にしてあつた。

封建制度は封地不可分、長子相續を勵行するを必要としたこと斯の如くである。隨つて長子以外の子の地位は甚だ不利益なものとなつた。是れ此の原則が漸次變化を蒙むるに至つた第一の原因である。

嫡子以外の者は自ら其將來の地位を作ることが原則であつた。併ながら其受くる動產の分け前は、身分に應ずる家計を立つるに足らない者が多い。玆に於て彼等の前途に横たはる經歷の一つは、身を寺院に投ずるにあつた。當時階級の區分が極めて嚴格であつて、身分高き家の女子が他家に婚を結ぶこと能はざる爲に尼となる者があつたと同じ

く、野心の最も少き弟は、僧侶となるか或は一般に尊敬せられた美術家若くは學者となつた。又所謂浪人となつた者もある。特權、獨占及び排他を以て基礎とする德川氏の警察國家を倒す原因となつたものは、實に是等の浪人の間から起つたのである。

農耕地の相續も亦右に同じい。

右に述べた通り、家督は長子が之を相續することは、一般人民に就ても既に大寶令の規定するところである。然るに長子相續の原則が財產相續にまで及んだのは、封建制度の結果である。蓋し農民が年貢賦役を納むべき領主は、其農耕地が被相續人より相續人に不可分の儘移轉するを以て、最も利益としたからである。

以上封地及び農地に關する當時の相續權の變遷の大要を概說した。

併ながら當時に於ても、長子相續の嚴重なる原則を緩和すべき現象も多々あつたことを忘れてはならない。其主なるものは分家の創立、竝に養子及び隱居の制度是である。

隱居の制度に就ては、穗積陳重博士に『隱居論』なる著があつて、殊に其第二版に至つては非常に周到綿密なる研究を載せてある。是等の制度は何れも祖先崇拜の結果と見るべきである。

祖先崇拜は家の斷絕しないことを第一の要求とする。祖先が絕えず必要なる供物に與かり得べき爲には、家の永續が必要である。而して祖先崇拜は家々に其祖先の祭壇を安置して、其の經濟單位に與ふるに宗教上の威嚴と、從つて鞏固なる結合とを以てする必要が起つた如くに、是が維持存續は又社會生活の必要に基くものである。今日尙ほ存する分家、養子及び隱居の制度が日本の人民の凡ての階級に亘つて一般に普及する事は、封建國家の所有及び相續法の行はるゝに際して、絕對的必要の事であつた。是等の制度は外觀上祖先崇拜に伴ふものであつて、武士も平民も分家を立て若くは養子をするは、畢意祖先の祭祀を絕やさゞらんが爲であるとせられて居つた。但し分家の主長たる者は、相續より除外せられた弟である。養子の制度は武士の階級間に於て、殊に普く行はれたものであつて、弟に生れたものも亦婿養子として、相續權ある女子と結婚して、男子無き家の戶主となることを得、富裕なる平民の家に生れたる弟も、養子となつて士分に列することが出來たのである。寶永七年（西曆一七一〇年）相續に關して發布せられた法令は、嫡子を廢して他人を養ふことをすら許した、家督を繼いだ長兄が、其弟、時には其末弟を養子と

し、長兄は早く家督を退いて隱居し、養子たる弟が之を繼ぐことも屢々あつた。

以上述ぶるところに依つて、吾々は次の二つの事實を認める事が出來る。

第一、女子は從來法律上相續に與かることが出來なかつたけれども、少くとも長女に生れて其家に男子なき時は、婿養子を入れて事實上の相續權を得ることが出來るやうになつたこと。

第二、相續權を嚴重に長子にのみ限つて、有爲なる弟を排除する從來の制度は、經濟上の進歩が戸主の有爲有能なることを必要とすること益々大なるに從つて、遂に實際生活の必要と相容れないが故に、養子の制度に依つて適材を擧げて相續せしむるに至つたこと。長子が概して無能であつたことは『總領の甚六』なる諺の人口に膾炙するに依つて知ることが出來よう。穗積陳重博士の『隱居論』に對する三浦周行博士の駁論『隱居論を讀む』（經濟論叢掲載）中に此問題に多少觸れた點もある參考せられたい。

分家の創立は、大に長子相續の原則の貫徹を緩和したものである。形式上祖先崇拜の利益に合せんとすれば、他方に於て自ら社會上經濟上の要求に背かなければならない。

茲に於て法律上最早や諸子均分の相續權はないけれども、事實上弟も亦分家を創立して、よし家産の所有權は之を獲得することが出來ずとも、其使用收益の權を得たのである。家康は自らの家に三個の分家を立てたが、後更に三家を加へたさうして水戸家の外は必要の場合には將軍の職を繼ぐことが出來ることゝした。歷代の將軍中、有爲なる者は却つて是等の支流から出て、養子として將軍の職を襲うた者にあつた。大名の家に就ても亦同樣の事が屢々見出される。

次に生存者の土地に對する處分權に就て一瞥して見よう。

一家の財産は家長の財産ではない、家長は唯全家族員に屬する財産の管理者であつたのである。然るに家長が唯一の所有權者たる地位に進み、嫡子のみが家産を相續するに及んで、其賣渡しを禁ずることが確定の法則となつた。幕府は嚴重に土地の賣買を禁じて、次の如く令した。『田畑永代賣渡し候へば賣主加判者迄牢舍申付、賣主は出牢の上江戸在所追放、買主は金子損失に致し出牢申付在所へ相歸し、加判の者は過怠牢舍のみにて構なく差戻す、賣主竝に請人其親存生に候へば子構なく、親相果て候へば親の代り子右同罪』

と。斯の如き禁制は、家産の相續に就て次男以下を排除した嫡子が、其家産を失ひさへしなければ、從つて、より能く家名を維持し得べしとの思想に應じたのみならず、又德川氏の法制の全體を一貫する保守的傾向に應じたものである。蓋しあらゆる方面に於て沈滯停止を以て最上の主義となし、凡ての人民はそれ〴〵世襲的なる身分若くは組合に屬し、各個人は此束縛を脫することを得ず、あらゆる進步發展を以て現在の秩序を紊亂するものとし、如何なる犧牲を以てするも之を阻止しなければならぬとして居つた當時にあつては、一旦存在する財產は、永く世襲せしむることを努めなければならぬは言ふ迄もないところである、此目的を達する爲には、財產の增大も減少も、二つながら之を阻止しなければならない、それには賣買の禁止と分割の制限とは必要なる規定であつたのである。

併ながら、以上の賣買及び分割の禁制が發布せられて後幾ばくもなくして幕府は江戶、大阪及び京都に於ける市街宅地に就ては、此禁制に例外を認めざるを得ないことになつた。それは人口の增加と之に伴ふ市街地の價値の變遷とが、都市に於て此禁制を遂行することを到底不可能の事たらしめたからである。

乍併土地賣買の禁は、到底耕作法進步の必要と衝突せざるを得ない。そこで此禁制は德川時代の全體を通じて、事實上遂に十分に行はれなかつた『賴納』又は『半賴納』と稱して名を質入に藉りて假設的の取引を行ふことは、恰も英吉利に於ける（コムモンレカヴアレー common recovery）に似て居つた。賴納又たは半賴納と云ふ方法は、土地を質物として引渡し質權者は其の土地を占有して之を耕作するのであつて、事實上その占有權を讓り受けたものである。此假設的取引に對する幕府の態度は、一度は之を承認し、後には又之を嚴禁し、土地を賣買した場合と同一の刑律を以て之に臨んだけれども、而かも到底之を根絕せしむることが出來なかつた。賴納半賴納の形式に於て土地を處分することは依然として行はれ、遂に賣買の禁制も勵行せられないやうになつた。卓識にして時勢を洞察した學者たる荻生徂徠は其著『政談』に次の如く論じて居る。

『田地賣買のこと東照宮の御禁制なりと云ふ。是は百姓の田地を賣りて町人になるを制し給ひし歟、さなくば古の口分田のことを取違へて其の時分の學者の申したることなるべし。田宅家財奴隸は、賣買すること古法なり。田宅も奴隸も家財なれば、賣買になくて叶はざる

ことなり。口分田と云ふは古令の定めに、男子二十歳にて口分田を賜はり、六十一歳にて之を返す、口分田は公儀に返すべきものなる故賣買することならず。永業田と云ふは永く其の家に持傳へたる田なり、是は賜田たりと雖も賣買すと云へり。此法を以て見るときは百姓の田地は面々に金を出して買たるものなれば、之を賣ること定まりたる道理なり。夫を賣せぬと云ふこと甚しき無理なり。無理なる法を立てんとする故、或は讓りたるなどゝ名を付け、或は借金の手形を拵へ、種々の僞り是より起る。奉行も僞りと知りながら法を立んために是を許すことに成る。畢竟は民に僞りを教申すことになるなり』

と。洵に此言の通りであつた。

土地の賣買の禁のみならず、土地分割の制限も亦實際上の必要と相容れないものであつた。

所有地の最小限は一町たる可しと規定されたことは前に述べた通りである。此最小限以上の土地を家督相續人以外の諸子に分たんと欲すれば、村役の加印を要し、之を他の親族に讓渡すときは、之に對して對價を受くることを嚴禁されてあつた。遺産の分配には更に制限が設けられて、遺言による土地の處分は、遺言狀に村の名主及組頭の加判あることを要し、之を缺くものは無効であつた。唯動産は自由に遺言に依つて處分することを得たるものであつて、遺言狀に家族内の男子の捺印あれば、以て足れりとした。

土地分割に關する以上の制限は、又分家創立の方法によつて事實上之を脫がれることが出來たのである。

常に進歩して已まない實際生活が、財産の相續及び處分に關する封建的束縛を免れんが爲に、種々なる方法を案出せしめたことは、蓋し當然のことである。此種の制限は到底進化發展の必要と相容れざるものである。此制限を脫がるゝ諸々の方法を抑制することは能はざるに及んで、經濟上の進歩に迎合す可く餘儀なくせられた。ペーコンが『天を制せんと欲する者は先づ之れに從はざるべからず』Nature to be commanded, must be obeyed. と云つたが如くに、自然の發展を阻ばまんとする者は遂に破れて、之に順ふ者のみ獨り克く最後の勝利者となるのである。

土地處分に對する束縛も、遂に全く釋放せらるゝに至つたのは、誠に當然の勢である。明治五年（西曆一八七二年）二月布告第五十號に依つて、實際上の事實に顧みて、士農工

商の四民が凡て土地に對する自由なる處分の權を許され、實際上既存の事實は法律上また公認せられるやうになつた。新たなる法則は斯の如くになつたけれども、十七世紀及び十八世紀に於ける封建制度の影響は、今日未だ日本の所有及び相續の法律關係に其痕跡を遺して居る。日本の如き急激なる根本的變遷の擧行せられた國にあつても習慣故俗は尚ほ其勢力を失ひ盡すものではない。即ち現在と全く程度を異にせる社會竝に經濟組織の遺制の、今日尚ほ存するものも亦少くないのである。

是等の現象を說明するに、これ日本の特殊固有の事實なりと云ふ論を唱へる者のある事は、西歐羅巴諸國に於ても亦見ると同じ理由から出るものであつて、何も怪むに足らない。即ち露國の學者が『ツアドルガ』を以てスラヴ人特有の現象として誇り、獨逸の學者が『マルク』の制度を以てゲルマン民族特殊の美しい制度として喜ぶが如くに、日本の學者は長子の相續又は養子の制度を以て、日本の固有なる祖先崇拜の故俗のみに基くものであつて、五反農と稱せられる矮小耕作（Zwergwirtschaft）を以て、一に日本の地形、地勢の致すところであると說いて居るが、それは實は皆封建的所有、相續制度に必然相伴ふの現象で、是のない時また見る能はざるものであることを忘れたものである。一度存在した制度は、又之に應ずべき民俗習慣を馴致するものである。數百年に亘つて封建制度に養ひ育てられた是等の民俗習慣は、其根柢たる封建制度が全く地を攘つて去つた後に於いても、尚ほ容易に一掃せられてしまふものではない。今日封建制度は最早や日本に存在しないけれども、往時の舊思想が實際上に尚ほ全く後を絕たないのは、決して怪むに足らないところである。

是等の特殊の現象を以て、日本に固有特殊のことなりとするのは、德川時代の法制の重要を無視するものである。是等の現象の多くは、特殊日本的のものと云ふよりも、寧ろ德川時代の法制の影響の如何に重大なるかを示すものである。ラートゲン教授（前揭書三四五頁）が共著に於て注意を促した日本の極度なる小農制度、竝に之に伴ふ小作制度の甚だ普及せる事實は、他に多くの原因があるには相違ないけれども、其最も重要なる原因は、德川時代の所有法制の影響であることは疑ふべからざるところである。

第五節　外國と交通の開始と警察的國家の崩壞

德川氏の政策は、自己の權力の維持の爲に、一切の他の個人性の發展を出來るだけ阻むことを以て主眼としたものなることは、既に述べた所である。此政策は、武士の階級に對しては、大名を出來るだけ抑へ付けやうとする努力に於て現はれ、竝に封建的恩顧從屬の關係に依て造られた個人の束縛に依て、大名と武士との間に於ける恩顧的團結が、實際の重要を失なつた後までも、尙ほ之を維持することに於て現はれた。武士以外の他の庶民階級、即ち農民及び所謂町人に對しては、此政策は總ての階級が治者に對して從屬關係に置かれることに依て、個人性の發展を妨げ、又經濟生活を周到綿密なる監督に依て制限することに於て現はれた。

現存狀態の絶對的確定不動を原則として、其上に築かれた德川氏の警察國家は、日本の歷史に於て未だ曾て類例なき二百數十年間の平和を保障した。此確定不動の狀態が破られる時は德川氏の築上げた國家組織は自ら崩壞の運命に陷るの外ないのであつた。

德川幕府の爲政者が個人性の勃興を目して國家竝に社會の秩序を紊亂すべき最大の勁敵とし、力を盡して其勢を抑へやうとしたは誠に當然のことである。併ながら德川氏執政の産物であり、又其目的である永遠の平和、泰平の時代其ものゝ繼續は、やがて又其存立の前提條件を打破るべき運命を促すに至つたことは、一見不思議なやうであるが、實は反つて事理の當然と言はなければならぬ。何となれば泰平の時代が國民の社會的生活、就中其經濟生活の發達を促し、其發達は又個人の開發に寄與する所大なるものあることは自然の勢であるからである。

將軍と大名とを問はず、總ての官職を世襲とすることが確定の事實となるに至つた必然の結果として、高官重職は愈々尸位素餐となり、事實上の權力は重要ならざる官職に在る側用人の手に移るに至つて、皇室竝に藤原氏の覆轍を踐んで、德川將軍も亦次第に逸樂怠惰に耽るに至つた。家康は最初から此點に意を用ゐ、其子孫が是と同樣な運命に陷ることを防がうとして、周到なる制度を立つたのであるけれども、結局其期待は裏切られるに至つたことは已むを得ざる情勢と言はなければならない。

久しく繼續した平和は、亦封建的恩顧主從の關係を打破るべき勢を醸した。封建國家の領土的基礎が、幕府の起ると共に失はれたことは既に述べた所である。殘る所は唯だ個人的獻身服從あるのみである。然るにそれも亦、武士が戰爭に當つて忠勤を擢づる機會がなくなつた爲めに空名に歸するようになつた。何となれば主君の爲に生命を鴻毛よりも輕しとして奉公するといふことは、戰爭の屢々あることを前提とする。戰爭絶無なる平和の時代に於ては、此獻身服從の義務を實現すべき機會は全く無くなつたからである。此の如き封建的結合の段々弛廢した結果、武士の品性の墮落を來し、彼等は其主君と同じやうに將軍の周到なる法度を重ぜず、徒らに奢侈逸樂を競ふやうになつた。而も世襲の制度を固守することが嚴重に行はるゝ限りは、個人の能力は十分に發揮することが出來なかつた。是に於てか浪人なる者の數が非常に增加した。

武士の階級を以て第一の基礎とする國家組織に向ては、浪人以外に更に一の危險なる分子があつて、之を危くするやうになつた。町人(Bourgeois)即ち是れである。將軍大名及び武士の慢性的財政困難は、町人階級の社會上の重要に一大變化を起した。町人は主君の放恣なる收斂に誅求せられるが爲に、經濟上の能力を遺憾なく發揮する事を妨げられたけれども、泰平が長く續くに從つて、其狀態の下に彼等はそれ〴〵自己の利益を尊重し、其富を增進する途を解した。彼等多くの上納金を徵せられるゝに拘らず、克く巨萬の富を積み、峻酷なる奢侈の禁令あるにも拘らず、能く人生の快樂を味ひ得る樣になつた。

> 日本人が今日誇りとして居る所の特異なる美術心と特色ある嗜好とは、決して特殊の日本的儒教の人生觀の産物ではない。實は警察國家の嚴重なる奢侈禁止令の下にありて、其虛榮の欲望を形の上では質素であるけれども、實質豐かなる形式に於て滿さうとする努力の産物と言はなければならぬ。

此の如くにしてブルジオア階級の武士に對する關係が全然一變するやうになつた。從來ブルジオアは其主君の從僕たるに過ぎなかつたが、今は左樣で無くなつた。彼等は却つて武士の上に立ち、主君は財政上常に町人の援助を仰がなければならぬやうになつた。就中大阪竝に江戸に於て眞に生存の能力ある市民(Bourgeois)が輩出した。彼等は浪人と結んで德川時代に於て個人の覺醒の急先鋒となり、德川幕府の存續に一大危機を

包藏するものとなつた。

以上二つの要素と相竝んで農民も亦個人主義の發揮に向つて、程度は劣つて居たけれども、略々同一の發展徑路を辿りつゝあつた。殊に農村の住民が、多くの自由を得て居つた東北地方にありては、地方の住民は個人的權利義務の負擔者としての能力を具備するに至つた。土地の賣買、分割の嚴禁を免かるゝ手段を廻らすことが、普通一般の現象となり、土地は益々富豪の手に兼併せられ、其危險の程度は、ブルジョア階級より來たるべきそれに比して決して劣るものでなかつた。

以上は內部に起つた發展の傾向である、來るべき外部の變遷の徵候は、更に是より重大なものがあつた。

革命の時期に向つて一步を近かしむる機會は、先づ精神的及び文學的方面に現はれ、當時國家組織の理論上の根據となり、武士の信條を保藏した朱子學派の說は大敵に當らなければならなかつた。朱子學派に反對する學者の數の漸次增加したことゝ、他方には國民的文學の復興したことは、朱子學派に取つて由々敷大事となつた。官學の正統學派たる朱子學派の學說は信用を失ふやうになり、殊に國民的文學のルネサンス（再生）は天皇の支配權が名義上の存在に止まらず、現實のものであつた王朝時代を追想せしむることは、極めて輕く見られるやうになり、當時の人心は一意に大化時代と同一の王政時代を復活せんことを熱望するやうになつた。

家康の起した國家組織の完成は、やがて又是が瓦解の原因となつたと同じやうに、家康が文學及び教育を奬勵したことは、結局德川氏の立てた社會的秩序を覆すべき一大危機を齎らす遠因となつたことは天の配劑誠に妙なりと謂はなければならぬ。

當時博學の士相踵で輩出し、或は官學の舊說を攻擊する者があり、或は天皇親政の正理なることを唱道する者があつた。此の二つの運動は、將に滅亡に瀕しつゝあつた警察國家に取つては由々敷大敵であつた。警察國家は是を抑壓せんと努めたけれども其努力は唯だ一般に不平の念を高からしむるに過ぎなかつた。

洋書輸入の禁が解かれて以來、和蘭の船長及び商人等が齎した洋書を研究し深く世界

の知識と思潮に思を潜むる者の數が次第に增加し、其中には又多くの門人を有して居つた者もあつた。是等の新學說は勿論德川氏の壓抑封鎖の政策と枘鑿相容れざるものであつた。

此くして不平の分子は日々に增加し、皇室親政の正道にして、將軍家執政の條理に反して居るものであること益々痛切に感ぜられ、其念は漸く全國に普及するに至つた。

而して經濟生活の變遷も、亦以上の趨勢に伴ひつゝあつた。人口の增加は農業に依賴する必要を益々大ならしむるけれども、鎖國の狀態に於ては、農業技術の進步は之に應ずることが出來ない。益々豐度の低い土地を耕作するの必要に迫られた。是に於て耕作法集注の要求は、唯だ勞働の增進によつて充さるゝのみであつて、資本の應用に就ては依然として粗放的耕作方法のみが行はれて居つた。其結果として收穫は一般に少くなり、自ら米價の騰貴を惹起し、從つて又一般物價の騰貴を伴ふことになり、殊に天保四年（西曆一八三三年）以來凶作屢々起り、弘化二年（西曆一八四五年）以來凶作が連續した。

獨り之のみに止まらず、幕府及び大名は、何れも財政紊亂に惱み、殊に幕府は鑄貨を改鑄して其品質を粗惡ならしむるだけでは、其財政の困難を救ふことが出來なくなり、困難はいやが上にも增加し、國民生活を攪亂することが甚しかつた。實に德川幕府最終の幕は物價革命の時代と言つても決して不當ではない。

併しながら以上述ぶる所は、到底避くることの出來ない變革（瀕死の社會秩序の崩壞と統一的國家の建設）の單なる外形上の徵候に過ぎなかつた。此擾亂に乘じて、日本全國に活動して居つた浪人や儒生などは、此變遷が終に世界史上最重要の事件たるに至るべきことを看過して居たのでないことは言を俟たないが、暗默の間に流るゝ思想の潮流は遂に之を如何ともする能はざるものであつた。

天皇と將軍との間に統治權を分て居ると云ふ變態の、永く持續し得べきものでないと云ふことは、久しき以前より心ある人には認められた事實であつて、十八世紀の初め幕府に仕へ、遠く將來を達觀し、國政に參與し、日本の內幕學者として最も重要なる新井君美の如きは夙に之を道破して居つた。

グレシアムの法則を傳聞することなくして尙惡貨が良貨を驅逐するものであることを明

かに看破し、當時の鑄貨粗造の政策に熱心なる反對を試みたのは實に新井君美其人である。其自叙傳『折焚く柴の記』及寶永五年（西曆一七〇八年）に著はした貨幣制度に關する論文『本朝寶貨通用事略』を參照せよ。Klaproth は千八百二十八年に此寶貨事略を Nouveau Journal Asiatique の誌上に飜譯して掲載して居る。

併ながら八代將軍吉宗が、新井君美の職を免じ、嘗て君美が其端を啓いたと正反對の政策を採つてからは、德川氏衰頽の徴は愈々現はれた。德川吉宗は平和政策に依て其野心を棄て、松平定信水野忠邦の如き政治家は、經濟生活に峻嚴なる警察的干渉を試み、殊に奢侈禁止令を發して、再び德川氏の權勢名譽を擧げんと努力したのみであつて、君美のやうな活眼を有して居る者は、再び起らなかつた。

十九世紀の初めの十數年に於て、德川氏の國家組織は頽勢既に熟して、復た收拾すべからず、之を瓦解せしむるは唯だ一擊を加ふれば、即ち足ると云ふ狀態に陷つた。併ながら其打擊は內部の紛亂から來ることを望むことは出來ない、習慣の勢力は尙ほ牢固として拔く能はざるものがあつた。されば德川政府顚覆の準備は既に成つたが、是等習慣故俗の勢力を打破して、國民を共檢束から脫せしむる、一大事件の到來を待つの外はなかつた。さうして此打擊は遂に外部から來つた。それは外のことではない、嘉永六年（西曆一八五三年）に於ける米國水師提督ペルリの浦賀入港是れである。

日本の開港に關聯せる重大事件の詳細なる叙述は、之を試みるの必要はあるまい。何となれば、それらの事は既に歐羅巴人の知つて居ることであるからである。唯だ玆に最も重要なる事實を簡單に記錄するに止めて置かうと思ふ。

千八百五十四年三月三十一日（安政元年三月三日）米國の水師提督ペルリが、强いて日本と條約を結び、同年英國も亦其例に倣つた。翌年露國が又日本と條約を結び、千八百五十五年（安政二年十二月）和蘭人は長崎に於て從來よりも多くの特權を許された。但し是等の條約は外國船に薪水の積込を許したのみで、通商を許されたのは二三の港（下田、箱館、及び長崎）に限られて居つて、和蘭人を除いては外國商人の居住を許さなかつたことは從來と異ならなかつた。

英佛聯合軍が隣邦支那を攻めて、之を屈服せしめたことが、日本に壓迫を與ふること、

なり、米國の總領事ハルリスは、日本に多くの讓歩をなさしめて新通商條約を結んだ。それは千八百五十八年七月二十九日（安政五年六月十九日）であつた。同年和蘭露西亞、英吉利及び佛蘭西も亦日本と條約を結び、プロシアは千八百六十一年（文久元年）伊太利は千八百六十六年（慶應二年）墺太利匈牙利は千八百六十九年（明治二年）に條約を締結した。是等の條約は千八百九十四年（明治二十七年）英國との條約の改正に始まり、次第に他の諸國に及ぼし、千八百九十九年（明治三十二年）以來實施せられるに至るまで行はれたものである。是等の十五年間の假條約は、外國人に許すに從來よりも多くの權利を以てした。即ち新に幾多の港灣を外國貿易の爲に開き、互に公使を交換することゝした。但し新に約束した港を開くことは、千八百六十八年（明治元年）まで事實上延期せられた。

是等の條約の締結が、日本の內部の發展に及ぼした影響は、其重要の度に於て條約其ものゝ內容に遙に優るものがあつた。日本の開港は單に外部の强制に出でたやうであるけれども、畢竟するに全然政治上竝に社會上の秩序に變革を惹起し、以て國家の統一を見るが爲に、久しき以前より必要とした打擊であつたのである。北米合衆國との第一回の條約締結は、人民の不平分子、又一面京都の朝廷と密接なる關係を有して居つた浪人の間に大なる騷擾を惹起すに至らしめ、且つ開港に次で起つた經濟上の變革、即ち本位貨幣及び物價の變動は、更に其勢を强くするに至つた。尊王攘夷と云ふ警語は全國に反響し、現在の國家組織の瓦解は遂に之を支ふることが出來なかつた。

慶應三年（西曆一八六七年）德川幕府は遂に倒れた。將軍は上表して政權を奉還し、天皇親政の令が公布せられた。德川氏の起した專制的警察國家の時代は終を告げ、新時代は玆に來つたのである。

結　論

今日の日本

日本の國民が外國文明の影響の下に全然其國家組織を變更せることは、歷史上前後二回ある。其一は第七世紀に於ける大化の改新であり、其二は明治維新是れである。（明治維新）

の遂行者は其の新たなる國家組織を起すに當つて大化改新を參酌して新に設けた官職や　明其の名稱に至るまで範を七世紀に中ノ大兄ノ皇子の設け給ふた制度に採つたのである。

治維新と之に續く事件の經過とを、發展史上の原因に溯つて研究することは、更らにより適任の人にして初めて能くし得べき題目である。私は到底此の如きことを企て及ばないことを十分に知悉する者である。唯だ本研究を現代まで及ぼして之に完結を與へんが爲に、經濟上竝に社會上最も重要なる事件の概略を叙述しやうと思ふのである。

先づ初めに二三の重要なる外形的事件を記錄して見よう。

慶應三年（西曆一八六七年）十一月九日將軍德川慶喜政權を奉還した。然るに德川氏の旗下中、將軍の此擧を喜ばざる者があり、將軍亦彼等の擁する所となつて、遂に朝廷に抗し、德川氏の家臣等將軍の住地たる江戸に集つて政權の推移を拒まうと圖つた。併ながら大勢は遂に挽回することが出來なかつた。幕府の賢明なる政治家勝安房は官軍の司令官と平和的協商を行ひ、江戸が兵馬の衝となることを防ぎ、新國家組織の確立を承認し、舊主君將軍慶喜を擁護し、德川氏をして曾て一たび實權を掌握して後、遂に倒れた他の武門の遭遇したやうな、悲慘なる運命を遂ふことを免かれしめた。幕府の舊臣若干函館に

逃れて、此地に共和政治を行ふことを布告したけれども、明治二年（西曆一八六九年）六月二十六日に鎭定せられた。

明治二年新政府は都を京都より江戸に移し、東京と改稱した。此遷都は京都に於る九重の上雲深き鎖封的生活より出でゝ二百五十年間權力の所在した地に、政權の中心を移したものである。同年五月五日、西南の大藩（是等の大名は幕府の瓦解に寄與したる所大なるものである）自ら其領地支配權を奉還し、他の藩も亦此例に倣つて支配權を奉還した。但し從來の藩主は、新政府から知藩事として、尙ほ藩內の行政を掌ることを許された。明治四年（西曆一八七一年）八月二十九日勅を發して、藩を廢して縣を置き、知藩事を廢めて縣令（後縣知事と改稱した）を以て之に代へた。次で武士町人の階級を廢し、國民は總て對等の地位を與へられた。

明治元年十二月の布告は、所謂拜領地（封地）竝に社寺等除地の外、土地の私有權を認め、明治四年の大藏省達は强制耕作（Flurzwang）を廢して、如何なる作物を播植するも各人の隨意とし、明治五年二月十五日には『地所永代賣買ノ儀從來禁制ノ處自今四民共賣買

致、所持候儀被差許候事』と布告し、明治八年に至つて土地分割の制限を解いた。

武士及特權ある町人の標徴であつた佩刀を廢して、穢多非人の稱を廢し、民籍に編入して、他の人民と同等の地位を得せしめ、武士の共主君に對する隷屬關係も亦自ら終を告げた。戸主の全家族員に對する嚴重なる團體的責任及び全家族員が戸主に對する共同擔保の義務も亦法律上廢止せられ、個人の契約の自由竝に職業の自由は、事實上總ての人民に認められ、從つて五人組の制度及び組合の制度も地を拂つて消滅した。（今日日本に存する市町村の自治體は五人組の制度と何等の關係を有せず、却つて歐羅巴に於ける自治體の後繼者であることに就ては、穗積博士の五人組制度論中に詳しく敍述してあるを見よ。）

維新後數年間に於ける思想界の潮流は、西歐諸國に於ける自由主義の思想に依て著しく影響せられ、自由及び平等を求むる急進的運動が盛んに起つた。併ながら此種の運動が、新なる政權に與かることの出來なかつた不平の徒に依て企てられたものであることを忘れてはならない。自由主義の運動は、銳意國民代表機關（民選議院）の設置を主張し、明治二十三年に至つて帝國議會は開設せられるに至つた。而して實際上の必要が新狀態に應ずべき法制を要求し、國民自主の念を傷くる領事裁判權を撤去すべき希望が頗る

大であつた。さうして此目的を達し、且つ國內の經濟生活を進捗せしめんが爲に、新條約を締結するの必要も亦日に急になつた。是等の總ての事情は、立法事業と、浩瀚なる法典編纂の業とを起さしめたる所以であつて、日本が短日月の間に能く歐羅巴に於けるが如き有らゆる種類の法典を具備するに至つたのは、蓋し其賜物と言はなければならない。

此の如くにして新社會組織は益々其歩を進め、經濟生活は未曾有の發達を遂げ、支那との戰爭は此新制度を試驗して、十分に其實力あることを立證した。日清戰爭後日本の經濟生活の發展は更に一層急速の歩調を取り、明治三十二年（西曆一八九九年）には諸外國との新條約が實施せられ、一方に於ては久しく遷延せられた內地雜居が初めて外國人に許されることになつた。是等の總ての事實は、實に日本の經濟が世界經濟の一員となることを妨げる凡ての形式上の障碍は、茲に至つて全く取去られた。

自足自存の一孤立國でなく、世界の構成員として重きを爲す所の日本は、是に於て完成

した。

然らば以上の大變革に伴ふて、日本の社會生活及び經濟生活は如何なる變遷を經たであらうか。

日本は今日に於ては、統一的の民族國家である。數百年來の歴史が其素地を築き上げた目的は終に達せられ、各個の經濟單位の上に立つて之を支配し、之を保護し、是が活動の範圍を定むるより高い單位としての國家は玆に確立した。併ながら深く國民生活を研究し、其實情を究むるものは、日本國民が經過した外形上の變動は甚だ大なるものであるが、個人の發展の傾向は極めて徐々たるものであることを發見するであらう。

德川氏に代つて起つたものは實際上、西南人士の政治である。其理由は極めて簡單明瞭である。家康の起つたのは東國人士が政權を得たものであることを意味する。其反對に元祿時代、即ち十七世紀末以來西南の勢力が社會生活上殊に增進し、南の文を以て秀でたる習俗が、北方の素朴なる武的慣習を壓するに至つて、德川氏滅亡の兆が既に現はれたのである。否、自ら手を下して德川氏衰亡の因たる運動に從事したのは、實に西南の人士であつた。

德川氏を倒すべき危險が西南の大名領地より起るべきことは、家康の十分に自覺して居つた所である。それ故に家康が將に死せんとする時遺言して自分の立像を西南に面して立つべきことを命じ、自ら來世にあつて斷えず西南より來るべき危險に對して、德川氏を護るべき意思を示したと傳へられて居る。

されば新なる時期が西南人士の優勢を以て始まり、東北地方は進歩の後列に立ち、今日も尙ほ其傾きのあることは怪しむに足らない所である。

又他方より之を見るに、新なる制度は皮相の觀察に映ずる如くに、全然新生面を開いたものではない。現今の政治界は畢竟士族（從來の武士の階級）の優勢を意味して居る。獨り是のみならず、新時代の社會上竝に經濟上の發展の劈頭に立つて進んだ者は、多くは士族であつた。歐羅巴を模倣して新に起された諸事業を組織し、之を支配し眞に企業の精神を代表する町人は、所謂平民の階級から起らずして、政府の寵兒たりし士族であつた。日本のブルジオアは未だ十分なる發展を遂げず、經濟上に起つた事々物々、何れも皆政府

の手に依て天降されたのである。此點に於ては德川氏の政策は連綿として斷えないと言つても不當ではないのである。

家族の社會上の重要も、亦德川時代に於けるものと大した變化を示したと云ふことは出來ない。

無論法律上家族は單位たる資格を失ひ、家族員共同擔保の制は廢されたけれども、社會生活上家族が實際の單位として有する所の地位は依然として頗る大なるものである。今日尙ほ戶主の嚴重なる家長的支配は、家族の內部に存し、『戶』の社會上の重要は遙かに個人を凌ぐものがある。（普通選擧の國體に應じた眞正の普通選擧の要求に對して依然として戶を單位とするを以て日本の特有と主張する論者のあるに對しても首肯せられることであらう。）個人は社會生活上未だ完全なる獨立の單位と認められて居るとは言へない。家族內にあつては個人の地位は極めて輕いのである。個人本位的時代の傾向が齎らす分裂的作用の家族に及ぶのは、唯だ外觀上法律上の關係に於てのみである。社會上の實際關係に於ては習慣の勢力尙ほ依然として『戶』をして單位の重要を有せしめて居るのである。

日本に於ける宗教が勢力を失つたことも、亦以上の狀態の存續を必要とするものと見るべきである。

佛教は歐洲文化に依て覺醒せられたる社會に容れられず、儒教は進歩と活動の生活には其の用をなさない。唯だ古への從屬的關係を維持し得べき場合に、多少の意味を有して居るに止まる。基督教は明治維新後數年間は長足の進歩をなしたに拘らず、今日に於ては其進歩は甚だ遲々たるものである。即ち今日の日本人は、十分の意味に於て宗教を有して居ると云ふことは出來ないのである。併し祖先崇拜の念に至つては、維新の啓蒙時代に於ては動搖を來したけれども、今日尙ほ常識に富める日本人の倫理的基礎は、依然として祖先を崇拜すると共に、一方に於ては日本特有の精神に依つて代表せられ、他方に於ては社會的單位として家族の存續を援助して居るのである。

事實上の相續に就ても從來の習慣が存續して居ることは明かに看取せられる。

幾多の改革の起つたにも拘らず、封建時代の嚴重なる長子相續は、今日も尙ほ原則として認められて居る。『戶』の永續は尙ほ各人の主要なる目的であつて、之を保つ手段は長

子相續にあるとして居る。總ての男子が均等の相續權を有するが如きは、古への家屬共産體に於けると同じく、少しも容れられない所である。況んや男女共に平等の權を有すると云ふが如きことは跡方もないことである。分家竝に養子の制度は、今日尙ほ嫡子以外の子を以て恃みとすることは、維新前と異ならない。之に關して看逃がすべからざることは、日本に於て今日尙ほ經濟上獨立の地位を得ることが容易であり、又自ら一家を立つることの非常に容易であるが爲に、以上の經濟狀態の存續は左まで困難でない、否却つて促されると云ふ事實是れである。

併ながら經濟上の關係に於ては、個人發展は社會上の關係に比すれば遙かに進歩したのである。經濟上の發展の常に社會上の發展に先だつのは當然のことである。而して獨立して個人的營利行爲に從事するは、戸を分立するに比較すれば、遙かに容易であることを忘れてはならない。

之を要するに、今日の日本の家族が從前の家屬共産體と異なる所は、次の三點にあるといふことが出來る。

一　法律上に於ては、家族員の共同擔保團體としての戸は存しない。

二　經濟上に於ては、今日の家族は共の家族員の獨立なる營利行爲を許し、個人が分家を立てゝ其の家を去ることも亦容易である。

三　今日の日本の家族の人口數は少くして、一家凡そ五人に過ぎない、即ち西歐諸國の家族と伯仲の間にある、之に反して古への家屬共産體は此十倍若くは共の以上もある、德川時代に於ても經濟狀態の發達の程度の低い東北地方に於ては、頗る多數の人口を有する家屬共産體が存して古への家屬共産體は此十倍若くは共の以上も存して居たのである。

今日の日本の家族と從前の家屬共産體との間に存する以上の差異を除けば、今日の日本の家族は支那朝鮮の家族と同じやうに、社會生活の上には尙ほ家屬共産體の性質を有するものである。經濟上から見ても、個人が未だ經濟單位でなかつた時代の幾多の遺物が尙ほ存して居る。殊に田舍に於てさうである。

田舍に於ては經濟上の獨立も、經濟上の創意も、共に之を見出すことが出來ない。土地の所有は、農民に取つては權利と云ふよりも寧ろ義務である。舊時よりの共同經濟的現

象は尙ほ頻る多く、五人組の制度は旣に廢滅に歸して、新なる組合が起つたけれども、其眞相は西歐諸國に於る類似の制度と違つて居る事、恰も古への家屬共産體より起つた露西亞のアルテル Dr. Paul Apostol, Das Artjel. Münchener volkswirtschaftliche Studien Stuttgart 1898. Dr. v. Schulze-Gävernitz, Volkswirtschaftliche Studien aus Russland Leipzig 1899. を見よ。と其の揆を一にして居る。日本の組合も亦アルテルの如く、各人の特殊の權利が個人的に守られる完全獨立の個人の自由なる結合に基いたものではない。

都市住民に就て見ても、手工業者の間には尙ほ從來の共同經濟的傾向が認められる。殊に彼等が屢々結合する『座』に似た團體に於て然りと云ふべきである。

日本工業の活力は雇主勞働者間の主從的關係に基く共同經濟的特色にありとする論は、日本人自身のみならず、歐羅巴人中に日本の事情を皮相に觀察した人々が口を揃へて唱へる所であつて、近世日本工業の競爭能力は、其勞働力の低廉にありとする謬說と相竝んで從來永く行はれた所である。否歐羅巴人にして工業界に於ける東亞細亞の競爭より來たる危險を恐れるものも亦少くない。併ながら深く日本の事情を知つて居る者は、以上何れの見解も妄想に過ぎないと斷ずる外はないのである。

否、此に止まらない、日本人中最も個人性の發達して居る部分に於ても、尙ほ必要ある場合には有力なる團結の起ることがある。例へば條約港に於ける商人の團體は、少なからず外國商人の不便とする所であつたこともある。併ながら恐らくは是等の結合は、古への共同經濟的團體と云ふよりは、寧ろ近世の個人主義的基礎に基いた團結と見るべきであらう。

今や日本の識者は西歐諸國の社會政策論者の主張する、所謂產業組合を共儘日本に輸入しようとし、從來の共同經濟的遺物から一躍して直ちに近世的社會組織を形成することが出來、其中間に存在すべき個人的發展の時期を經過することなくして、此程度に達し得るものと速斷して居る。其の有樣は、恰も露西亞に於ける狀態と相似たものである。併ながら此の如き企ては露西亞に於いて共產的基礎の上に築かれた古へのアルテルを變形して近世的のアルテル、又はゲノツセンシアフトとしようとする企に於けると同じやうに、畢竟徒勞に歸すべきや言ふを俟たない。

是が今日日本の到達した社會竝に經濟發展の階段である。

本第三集の序文に認めて置いた通り、此譯文は極めて倉卒の間に出來たものである、私は出立前極めて多忙の間に寸暇を偸んで口述し、森田、石川兩氏に分擔速記を請ふた。兩氏共非常の勉强を以て、私の出立に間に合す可く速記の反譯を卒業せられ、私は流通經濟講話の校正刷十數臺、實業同志會、安田保善社、大阪野村銀行、社會政策學會大阪大會の講演速記反譯等と共に、右の反文を雜嚢の內に收めて此船に乘つた。而して先づ神戸から流通經濟講話の校正刷を返送し、以下門司、上海、香港、新嘉坡に着船する每に交債の濟崩しを爲し、最後に殘れる本書速記の校閲を香港出帆後の數日間に匆々の間に卒へて、今夕コロムボ着船を待つて發送する筈である。乘船後二十五日にして、漸く私は一切の交債を償却し了り、是れより暫時優悠自適の間に航海を續けることを得る身となつた。私は今全く積年の重荷を一時に卸した心持を有つものである。此くの次第であるから、本譯文に脫漏不備の廉多々なる可きことは、序文中に斷つて置いた通りである。切に寬想を祈る次第である。乍去、私は二十五年前の留學土產たる本書の自譯を、今再遊に方り最後の仕事として、兎に角仕上げ得たことを甚だ會心に思ふものである。殊に英·佛·蘭·葡領の間を縫ひつゝ進航する間に本書の譯文を一讀したことは、私に無量の感慨を催さしめた。何れ其等の所感は他日之を筆錄して公けにしたいと思つて居る。

大正十四年四月五日午前十時錫蘭島の一角見へ始むる頃熱田丸船室に於て認む。

引照書目

（〃）揭を省略の文洋

1. Rudorff, Tokugawa-Gesetzsammlung. Mitteilungen der deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens. Supplementheft zu Bd. V. Tokio 1889.
2. Weipert, Das Familien- und Erbrecht Japans. Mitteilungen u. s. w. Bd. V. S. 83 ff. Tokio 1890. 最も推奬を値する著書.
3. Kohler, Studien aus dem japanischen Rechte. Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft. Bd. 11. Heft 3. Berlin 1893.
4. Yoshida (吉田作彌), Geschichtliche Entwickelung der Staatsverfassung und des Lehenswesens von Japan. Inaugural-Dissertation. Haag 1890. Rathgen (下に揭ぐる著書) S. 27 の評を見よ.
5. Okubo (大久保利武), Die Entwickelungsgeschichte der Terristorialverfassuug und der Selbstverwaltung Japans in politischer und insbesondere wirtschaftlicher Beziehung. Inaugural-Dissertation. Halle a/Saale 1894.
6. Kishi (岸小三郎), Das Erbrecht Japans, insbesondere Kritik des Intestaterbrechtes der Kodifikation vom Jahre 1890. Inaugural-Dissertation, Göttingen 1891.
7. Ota-Nitobe (新渡戸稻造), Ueber den japanischen

14. Tarring, Land provisions of the Taihoryo. Transactions, Vol. 3. p. 754 ff.

15. Gubbins, The Feudalsystem under the Tokugawa Shogun. Transactions, Vol. 12, Part 2.

16. Wigmore, Materials for the study of private Laws in old Japan. Transactions, Supplement to Vol. 20, Part 1, 2, 3 (I. Section) and 4. Tokio 1894. 從來多く利用せられざりし重要なる史料の飜譯.

17. Kempermann, Die Gesetze des Iyeyasu. Mitteilungen. Bd. I. S. 5.

18. Rudorff, Bemarkungen über die Rechtspflege unter dem Tokugawa. Mitteilungen. Bd. 4. S. 378 ff.

19. Derselbe, Kwamporitsu oder Gesetze aus der Kwampoperiode (1741). Tokio 1883.

20. Florenz, Die staatliche und gesellschaftliche Organisation im alten Japan. Mitteilungen. Bd. V. S. 164 ff. Tokio 1892. 有賀氏所論の飜譯と見る可きもの

21. Ashton, Early Japanese History. Transactions, Vol. 16.

22. Liebscher, Japanische landwirtschaftliche und allgemeine wirtschaftliche Verhältnisse. Jena 1882.

23. Rathgen, Japans Volkswirtschaft und Staatshaushalt. Leipzig ~~1-91.~~ 1897. 歷史的發展の經過を忽かせにせず現在の日本の經濟狀態に就て研究せる唯一の著書にして永久に科學的價値を有すべきものなり.

24. Flath, Die Landwirtschaft der Chinesen und Japaner

Grundbesitz, dessen Verteilung und landwirtschaftliche Verwertung. Berlin 1890. Rathgen (下に掲ぐる著書) S. 276 の評を見よ.

8. Araki (荒木寅三郎), Japanisches Eheschliessungsrecht, eine historisch-kritische Studie. Inaugural-Dissertation. Göttingen 1893.

9. History of the Empire of Japan, compiled and translated for the Imperial Japanese Commission of the Worlds Columbian Exposition. Chicago 1893. 到底科學的に著書と云ふ可からざれども,日本從來の史學の立場を修飾なく代表せるものとして興味なきに非ず.

10. Chamberlain, Kojiki, or Records of Ancient Matters. Transactions of the Asiatic Society of Japan. Supplement to Vol. 10. 其の "Introduction" は大に價値あり.〔飯田永夫譯『日本上古史評論』は卽ち是なり. 此譯書卷頭に揭げたる舊式史學者の評言は甚だ興味ある對照を供す.〕

11. Florenz, Nihongi oder japanische Annalen übersetzt und erklärt. Buch 22-24. Mitteilungen u. s. w. Supplement zu Bd. V. Buch 25 bis 30. Supplement zu Bd. VI. Tokio 1892-1893.

12. Satow, Revival of pure Shintoism. Transactions of the Asiatic Society of Japan. Appendix to Vol. 12 No. 1.

13. Simons *and* Wigmore, Land Tenure and local Institutions in ancient Japan. Transactions, Vol. 19. S. 37 ff. Tokio 1891. 不備なるものなれども御一讀の價値十分にあり.

原著批評集

（重なるもの二三を掲ぐ）

Der wesentliche Zweck des Buches ist zu zeigen, wie die japanische Gesellschaft vom Stamm- und Geschlechterstaat durch die Hausgemeinschaft zur modernen Familie und dem beginnenden Individualismus sich entwickelt hat, und welche religiösen, politischen und wirtschaftlichen Momente diese Entwickelung bestimmt haben. Wenn dabei die Darstellung der mythischen Urzeit an den herkömmlichen Geschichtsdaten festhält, die längst als späte Fälschung erkannt sind, so darf man das einem Japaner nicht zu sehr verübeln. Aus politisch religiösen Gründen ist ein Japaner in der freien Forschung für die ältesten Zeiten immer behindert. Diese setzt recht ein erst mit dem Versuch, die Taikwa-Reform zu erklären: die Einführung des chinesischen Beamtenstaats. Auch in Fukudas Darstellung erscheint diese Umwandlung noch recht unvermittelt. Die Hauptfrage, inwieweit das neue Recht rein chinesisch, inwieweit es nur neue Einkleidung älterer Zustände war, bleibt doch unbeantwortet. Die Forschung wird hier kaum weiter kommen, solange noch jegliche kritische Geschichte der Institutionen Chinas fehlt. Anschaulich und förderlich ist die Entstehung des Lehensstaates und seine Umbildung zum Polizeistaat der Tokugawa geschildert, dessen Auflösung und Untergang mehr kursorisch behandelt. Bedenken könnten erhoben werden, ob nicht die Analogie mit der gleichzeitigen europäischen Entwickelung, die ja in der That auffällig ist, zu weit getrieben wird. Bestimmt ist das der Fall bei der Heranziehung der Sektenbildung für die Erklärung des Untergangs des reinen Lehensstaates im 16. Jahrhundert, entsprechend unserer Reformation (S. 122 本譯書 二〇八——二〇九頁). Die von F. genannten Sekten sind schon

im Vergleich zu der europäischen. München 1873.
25. Dickson, Japan. 1869.
26. Appert, Ancien Japon. Tokio 1888.
27. Ota-Nitobe, (新渡戸稻造), Artikel "Bauernbefreiung in Japan." Handwörterbuch der Staatswissenschaften. Bd. II. S. 424-431. 2. Aufl. Jena 1899. 別に嶄新の見を發せず.
28. Griffis, Mikados Empire. 5th Ed. New York 1886.
29. Rein, Japan nach Reisen und Studien. Leipzig 1881-1886.
30. Le Gendre, Progressive Japan. Yokohama 1878.

kennenswerth ist, dass er gegenüber den Behauptungen so mancher fremden Beobachter der letzten Jahre offen zu giebt, dass die neue Ordnung der Dinge in Japan in Wirklichkeit keine so grosse Neuerung sei, wie es prima facie erscheine. Die gegenwärtige Herrschaft bedeute noch immer die Hegemonie des Samurai-Standes, der an der Spitze der wirtschaftlichen Entwicklung marschire. Letztere sei nicht von dem Mittelstande, den Kaufleuten, sondern von den seitens der Regierung vielfach begünstigten Samurai (Shizoku) geschaffen und geleitet; was geleistet worden, sei bei der geringen Entwicklung der japanischen Bourgeoisie von einer aufgeklärten Regierung von oben herab oktroyirt worden. Auch in der sozialen Bedeutung der Familie habe sich gegen die Tokugawazeist nichts geändert. —Es ist erfrischend gegenüber den vielen, was über Japan gefabelt wird, das Urtheil eines Japaners zu hören, der die einschlägigen Fragen zum Gegenstande ernsten Studiums gemacht und an der Hand derselben zu Ergebnissen gekommen ist, die die jüngste Entwicklung seines Vaterlandes wohl weniger überraschend, dafür aber desto verständlicher erscheinen lassen. —Zu bemerken ist übrigens, dass die auf Seite 23 (本譯書三八——三九頁) hingestellte Behauptung, dass die Blutrache den ethischen Auffassungen des Buddhismus und Confucianismus nicht entsprochen habe, was den letzteren angeht, nicht zutreffend ist. Der Confucianismus hat die Blutrache besonders in den älteren Zeiten—und um die handelt es sich hier—nicht nur geduldet, sondern auch empfohlen.

Weimar. M. v. Brandt.

—— Deutsche Litteraturzeitung. Leipzig No. 19. M. 5. 1901.

Eine vortreffliche Arbeit, die namentlich allen denen von Nutzen und Interesse sein wird, die in dem, was man gemeinhin als Geschichte bezeichnet, auch das Ergebnis wirtschaftlicher und gesellschaftlicher Zustände sehen. Wie weit der Versuch des Verfassers, in die Geschichte der Urvorfahren der heutigen Japaner, die er im 13. Jahrhundert entstanden. „Von einer Lehrentwickelung ist in der ganzen langen Geschichte des japanischen Buddhismus, mit einziger Ausnahme des 13. Jahrhunderts, nichts zu finden“ (C. Munziger, Die Japaner, S. 233).

Im ganzen verdient die Arbeit volle Anerkennung. Zunächst wegen ihres Inhalts, der der Kenntnis von der Entwickelung japanischer Zustände, wenn nicht eine tiefere, so doch eine breitere und gesichertere Grundlage giebt. Dann aber auch wegen der Nationalität des Verfassers. Ich glaube bei keinem Sachkenner auf Widerspruch zu stossen mit der Behauptung, dass eine so wissenschaftliche Arbeit aus der Feder eines Japaners noch vor zwanzig Jahren ganz undenkbar gewesen wäre. Das junge Japan beginnt auf dem Boden weiter zu arbeiten, den die europäischen Gelehrten bereitet haben. Und da der Verf. der vorliegenden Schrift vielfach ausdrücklich an meine eigenen Arbeiten anknüpft, so darf ich wohl auch der Befriedigung darüber Ausdruck geben, in wie weitem Umfang das, was ich vielfach nur vermutet oder aus unvollständigem Material konstruiert habe, hier seine Bestätigung findet.

Karl Rathgen.

—— Schmoller's Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich. XXV. 1901. S. 1139–1140.

Eine sehr sorgfältige und umfassende Arbeit, die auch von denjenigen mit Vergnügen und Nutzen gelesen werden wird, die die in derselben behandelten Fragen nicht zum Gegenstand des Studiums machen wollen. Der Verf. beginnt mit den ältesten Zeiten, der Ansiedelung der fremden Einwanderer, die sich unter Zurückdrängung der vorgefundenen Bewohner, der Ainos, im Laufe der Jahrhunderte des ganzen Landes bemächtigt haben, und führt die Geschichte der sozialen Entwicklung über das, was er die Kaiserzeit, 645–930, die Feudalzeit, 931–1602 und die Zeit des absoluten Polizeistaats nennt, d. h. die der Tokugawa-Dynastie, bis zur neuesten Zeit fort. Aner-

auch Parallelen zu einigen ihrer anziehenden Eigentümlichkeiten bietet (wie die Hausmeier=Shogun), auf der anderen Seite aber auch mehrere instruktive Abweichungen enthält. Für ein vergleichendes Studium aber einschlägigen Faktoren und ihrer Einflüsse wird gerade deshalb diese Geschichte Japans von grosser Bedeutung sein; sie ist dazu gerade der westeuropäischen gleich und ungleich genug.

Es ist nur zu bedauern, dass diese Zusammenfassung nicht ein bischen ausführlicher geplant wurde. Auszüge aus den uns unzugänglichen Quellen, häufigere Mitteilungen abweichender Ansichten, besonders japanischer Gelehrten, hätten meines Erachtens den grossen Wert des Buches noch erhöht. Es wäre uns auch sehr lieb gewesen, wenn der gelehrte Verfasser wenn möglich uns einige Einsicht in die Ursachen der socialen Veränderungen gegeben hätte, z. B. warum sich die Kubundenbauern ihre Beraubung durch die Shoyen- und Denyenbesitzer gefallen liessen und sich gar nicht zur Wehr setzten? Überhaupt könnten das eigentliche sociale Leben und die treibenden, die Veränderungen veranlassenden Verhältnisse und Kräfte etwas ausführlicher geschildert resp. näher beleuchtet werden. Hoffentlich ist dieses ausgezeichnete kleine Buch eine Vorbereitung zu einem grösseren desselben Verfassers, in welchem er uns das alles und viel mehr schenken wird.

In der Bibliographie hätte vielleicht die Schrift des Yejiro Ono Dr., Univ. of the Michigan, U.S.): The industrial transition of Japan, Amer. Econ. Assoc. Jan. 1900, als von einem Landsmanne des Verfassers einen Platz verdient.

Haag (Holland). S. R. STEINMETZ.

——Globus. Braunschweig. 1901. No. 13 v. 283.

Yomatos oder Tenson nennt, etwas Klarheit zu bringen, gelungen ist, mag dahingestellt bleiben, aber schon mit seiner Darstellung der Entwicklung der Uji, Geschlechter, Stämme, Clans, befindet er sich auf festerm Boden, bis endlich die Taikwa- und Taiho-Reform im 7. Jahrhundert n. Chr. die Umwandlung des bisherigen Oberhäuptlings des kaiserlichen Clans in einen absoluten Herrscher auf der Grundlage chinesischer Anchauungen und Gesetze bringen. Für den Historiker wird es von besonderm Interesse sein, die Ähnlichkeit festzustellen, die sich zwischen der Entwicklung des Feudalsystems in Deutschland und in Japan findet, wie die Anlehnung an historische Erinnerungen und Analogien, der wir bei der Neuschaffung des Deutschen Reichs so vielfach begegnen und die bei der Wiederaufrichtung der Herrschaft der Mikados ihren prägnantesten Ausdruck in dem Zurückgreifen auf die Taiho-Reform fand. Die Arbeit ist daher auch allen denen zu empfehlen die sich nicht nur für japanische Geschichte und Verhältnisse interessieren.

M. v. BRANDT.

——Petermanns Mitteilungen. Heft. 7. 1902.

Es ist ein Glück für die Sociologie, dass das östliche Asien auch in seiner hochinteressanten Socialgeschichte immer besser bekannt wird. So werden ja die Fundamente zu ihrem Bau gelegt. Das Interesse für die Tagesereignisse zeitigt nicht nur zahllose populäre Beschreibungen Ostasiens, unter welchen übrigens sehr gute, sondern auch die Wissenschaft geht nicht leer aus. Der vorliegende Buch gehört zur letzten Art und darf wirklich als eine Art Bereicherung unserer Kenntnis betrachtet werden. Die meisten Beiträge zur Socialgeschichte Japans in europäischen Sprachen sind in nicht leicht zugänglichen Zeitschriften erschienen. Ausserdem gieht es noch keine zusammenfassende Behandlung. Das Buch Fukudas hat beide Lücken ausgefüllt, und zwar in ausgezeichneter, höchst dankenswerter Weise. Es ist sehr interessant zu lesen, wie die japanische Socialgeschichte in ihren Hauptzügen nicht nur der westeuropäische ähnelt, sondern

二

ケーザー及タキトスに據る

古獨逸土地共有制度

（改版經濟學考證　其一）

目次

第一章　通說の要領

第二章　ガリア戰爭記及ゲルマニア志中の關係章句

第三章　ハンセン以下重要なる學者の所論

第四章　耕地の轉換其手續及解釋

第五章　gentibus cognationibusque hominum に就ての見解

第六章　共同占地・共同開墾竝に個人所有權

第七章　タキトスの記述、共有單位縮小說の當否

第八章　結論、土地所有制度の絕無

第一章　通說の要領

比較經濟史の研究中古獨逸の田制に關する研究は最も進歩し居り、他國研究の模範と看做されつゝあり。蓋し獨逸に於ては經濟史の研究甚だ盛んにして、有爲なる學者が自國の上古を研究題とするもの甚だ多數なること、其主要の理由たること言ふまでもなし。然れども同時に古獨逸民族に就ては、ケーザーのガリア戰爭記及タキトスのゲルマニア志の二書ありて詳細なる實地視察の記述を今日まで傳存するが故に、他國他民族に於けるが如く、後世の史料に就て推測を下すに止まらず、直ちに同時代の優勝文化民の眼に映じたる所に就て研究するの便あること亦た與つて力ありとす。此點に於て古獨逸の研究は比較經濟史の發足點を爲すものと云ふも不可ならず。他國他民族の研究者も亦た這箇代表的經濟史料の研究を怠る可からざるなり。而してケーザー及びタキトスの記

述に顯はれたる古獨逸の經濟生活、殊に共土地制度に關しては、マウラー及びゲオルヒ・ハンセン以來今日に至る數十年、學者の見解漸次に一致し、ハンセン以前の學說は全く地を掃つて去り、廣く新解釋の普及するに至れり。其新解釋とは、從前の個人主義的見解を打破し、原始經濟生活は孤立獨存の個人を以て始るに非ず、多數の血屬相合して作れる共同生活を以て開始し、殊に土地に對する關係は全然共有主義、共產主義によりて支配せられしものにして、其が個人所有個人耕作に移れるは數百年に涉る經濟的發展の結果なり、今日と雖も此發展の行程は猶繼續せられつゝあるものなりと云ふ是れなり。此新見解たる經濟史之を獨占するにあらず、否法制史よりも先きに之を認容して其研究の第一段に置けり。ブルナーは共『獨逸法制史』の新版（千九百六年第二版）に於て左の如く明言して此立場を主張せり。

Feldgemeinschaft und Markgenossenschaft sind keine den Germanen ausschliesslich eigentümliche Einrichtung. Die vergleichende Rechtswissenschaft vermag genossenschaftliches Grundeigentum nicht nur bei stammverwandten Völkern älterer und neuerer Z.it nachzuweisen, sondern stellt es als eine urgeschichtliche Institution von allgemeiner Verbreitung dar, die sich unter dem Einfluss eigenartiger Verhältnisse bei einzelnen Völkern der Erde bis heute als die regelmässige bäuerliche Besitzform erhalten hat. Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte. I. Bd. 2. A. S. 90—91.

是れ今日に於て大多數の法制史學者及經濟史學者の一致する所にして予も亦其說に從ひ理論經濟學及經濟政策の研究に於ても、此見解を其出發點となして今日に及べり。即『經濟學研究』に收錄したる『經濟單位の發展に關する舊說と新說』（本第四集中に於て次の如く云ひたり。『個人を以て共單位となさざる所の共產共有の經濟組織は決して獨りスラヴ民族の專有するに止らず、他に類似の經濟組織を有する民族の多々存在することを發見するに至れり。（中略）從來西歐の學者が其上古を知るに無二の史料とせしケーザーの De Bello Gallico タキトスの Germania は亦此眼を以て讀むときは從來嘗て思ひ及ばざりし事實の歷然として記述せられると明瞭となり、古のゲルマン民族は今日のスラヴ民族と同じく、共產的の經濟組織を有せしことを看破し得るに至りて、西歐學者の從來の思

想は根本的に一變するの已むを得ざるに至れり。中略之を以て千八百四五十年代に至るまで、西歐學者が懷抱せし見解の全然誤謬にして、スラヴ民族のみが共有共產的經濟組織を獨占するものに非ず、今日迄歷史上に顯はれたる諸國民族は、皆一度は嘗て此制度を有せしこと一點の疑を容れざるに至れり』改定版第六―八頁而して予は進んで此見解を我日本の經濟史に適用せんとを企て『日本經濟史論』に於て甚だ杜撰乍ら管見の一端を論述したり。予は今日に於て未だ此見解を一擲する者に非ず、經濟史に於ても經濟理論、經濟政策に於ても此の說を根據として研究を繼續しつゝあるものなり。故に『經濟學研究』の改定版に於ては特に右引用の一文を卷頭に置きて、予が根本的立場の存する所を格段に明かならしめたり。然れども近來ケーザー及タキトスの原文を聊か熟讀考究するに及び、ハンセン及マウラーよりブルナーに至る諸學者の下す所の解釋に付き若干の疑を生ずるに至れり。元より史學に素養淺く殊に語學に未熟なることなれば、今懷く所の疑問の如きは先輩諸學者より見れば一顧の價値なきものたるやも計られずと雖も、予は十年の昔に於て最も熱心に諸子の說を尊奉し信仰に近き確信を以て其說をあらゆる問題に應用し主張したるものなれば些少なりとも新に疑を生じたる以上、之れを公けに開陳して自己の見解の變化の起りたることを告白すると共に、之れに對して大方の叱正を乞ふ可き義務ありと信ず。而して今經濟史に於ける最初の教師たる和田垣先生の祝典に際して、此の義務を履行する機會を得ることは甚だ光榮とする所なり。

第二章　ガリア戰爭記及ゲルマニア志中の關係章句

ケーザーがガリア戰爭記中經濟狀態に關する記述の重要なる者は其第四卷第一章第六卷二十一二十二の兩章に載せ、タキトスのゲルマニア志中特に關係あるものは其第十四十五二十四二十五二十六の五節にあり。今右の中本論に特に關係深き部分のみを抄錄すれば左の如し。ケーザーは C. Julii Caesaris Commentarii de Bello Gallico. Zum Schulgebrauch mit Anmerkungen herausgegeben von Prof. Dr. S. Herzog. Stuttgart 1899. タキトスは Bibliotheca Teubneriana. Cornelii Taciti Libri qui supersunt. Quartum recognovit Carolus Hulm. Tom. post. Lipsiae 1889. により一二他書の異調を參考す。右兩書とも

流布の普通本なれば法制經濟史の書籍に異訓ある場合には後者に從へり。

一　ガリア戰爭記

第四卷第一節中 Sed privati ac separati agri apud cos nihil est, neque longius anno remanere uno in loco colendi ブルナーは incolendi とす 前掲書第八十四頁脚註十 causa licet. Neque multum frumento, sed maximam partem lacte atque pecore vivunt multumque sunt in venationibus.

第六卷第二十一節 Vita omnis in venationibus atque in studiis rei militaris consistit.

同卷第二十二節 Agri culturae non student, maiorque pars eorum victus in lacte, caseo, carne consistit. Neque quisquam agri modum certum aut fines habet proprios ; sed magistratus ac principes in annos singulos gentibus cognationibusque hominum qui una coierunt ブルナーは pui tum una coierunt とす。前掲書同脚註 quantum et quo loco visum est agri attribuunt atque anno post alio transire cogunt.

二　ゲルマニア志

第二十六節中 Agri pro numero cultorum ab universis in vices (vicinis) occupantur, quos mox inter se secundum dignationem partiuntur. Facilitatem partiendi camporum spatia praestant. Arva per annos mutant et superest ager. Nec enim cum ubertate et amplitudine soli labore contendunt, ut pomaria conserant et prata separent et hortos rigent.....

第三章　ハンセン以下重要なる學者の所論

さて右に抄錄したる部分に於て本論の問題とする所は土地共有制度に關するもの是れなり。若し予が懷抱する疑團を十分に開陳せんと欲せば、之と共に『マルク』團體に關する點をも論ず可きなれども、今は姑く之を措き此點に就ては Fustel de Coulanges, Origin of property in land with an introduction by W. J. Ashley 3. Imp. 1904. 主としてマウラーの說に對する詳細の評論あり參考を乞ふ。主として土地共有制度 Gesamtgrundeigentum, Feldgemeinschaft に關する點のみに限局す。蓋し經濟史の問題として其重要なる此に若くも